

江戸川

法人会だより

迎春

1964

〃年頭祝辞〃

円満な税務行政を逐行



江戸川税務署長

野地 実

あけましておめでとうございます。

法人の皆様におかれましては、新年を迎えられるにあたって、新たな計画と抱負に満ちあふれておられますことと思います。

私は当署着任以来「近づきやすい税務署」をモットーとして、出来る限り大勢の皆様とお話をする機会を作り、納税者の身になって仕事を進めていることを力説して参りました。特に申告納税制度の建前より、税務行政に協力を得る意味において、法人会員の増加運動を実施しております。円満な税務行政を遂行するには、納税者の方々の御協力が必要でございまして、このためには強力な法人会の御援助を戴きたいと思っております。つきましては現在の法人数に比較して、会員が少くとも倍増する必要を痛感いたしております。どうか法人会未加入の方々はこの際ぜひ新会員となられますよう切望いたします。

新年度の法人会の行事として別表のとおり、説明会を計画しておりますので、万障お繰合せの上御出席を戴きますようお願いいたします。

皆様のお事業がますます御発展されることを祈念いたしました。新年の御挨拶といたします。

一月の行事予定

〇経済講演と賀詞交歓会

八日午後二時 法人会館

演題 本年度の経済展望

講師 商博 齊藤栄三郎先生

〇資産税関係の説明会

二十八日午後一時 法人会館

内容 贈与、譲渡、相続税関係

について

講師 資産税係長

〇支部の税務研究会

所得税の確定申告の注意点と具体的事例による法人・源泉税関係の研究会

〇第三支部(平井一、二丁目地区)

十三日(月) 午後二時

〇第六支部(西小松川一、東小松川一、二丁目)

十四日(火) 午後三時

協和銀行支店

〇第十四支部

十六日(木) 午後三時(未定)

〇第七支部

十七日(金) 午後三時

南町会会館

〇第九支部

十八日(土) 午後一時

(会場未定)

〇第八支部

二十日(月) 午後三時

協和銀行

〇第十支部

二十一日(火) 午後三時

守製飯株式会社

〇第一、第二支部

二十二日(水) 午後三時

(未定)

〇第十八支部

二十三日(木) 午後三時

(未定)

(次頁下段へ続く)

〈年頭のことば〉

全法人の御加入を期待

江戸川法人会長 鮎川利武
(中洋工業株式会社)

昭和三十九年の新春を迎え、謹んで

御慶び申し上げます。



会員の皆様には御事業の御繁栄を重ねられ堅実に御発展なされておられることは、江戸川区発展の源をなすものとして誠に御同慶に堪えませ

我が江戸川法人会も十五歳の春を迎え昔流に言へば元服の年、茲に千五百社に及ぶ会員を有し、副会長を初め各位の並々な御協力により立派にここまで成長して参りました。

今後共江戸川税務署、都税務事務所を初め関係官庁の御理解ある御指導と御支援を仰ぎ益々親しみを深め、もつて税務行政に協力し、尚一層、納税成績の向上をはかりたい所存で御座いますので、この際全法人こそつて御加入下さいますようお願いいたします。

会員御一同の御事業の御繁栄と御健康を祈念し、わが江戸川法人会が本年もより一層の拡充発展を期待いたしまして、年頭の御挨拶といたします。

毎月五日、十五日、二十五日

税の相談日

この日に限らず相談に応じますが「相談日」には幹部職員がお待ちしています。
匿名の相談も歓迎します。お気軽にどうぞ！

江戸川税務署

婦人税金教室開設

夫は商売と仕事一筋に
記帳と税金は婦人の手で

十一月一日から十日まで行われた「納税者の声を聞く旬間」中に直接各納税者の声を聞いて廻つた野地署長は、青色申告の増加が思わしくない点について、個人企業は勿論、従業員の少ない法人にあつても、

(一) 店主が仕事に追われて記帳まで手が廻らないこと。

(二) 青色申告をするための記帳がむづかしいと考えていること。

(三) 青色申告をしても、記帳の不備等によつて取り消しされるのではないか。

等と考えていることの問題点を究明し、管内納税者の特殊性を十分に検討した結果、個人、法人を問わず、

「男は力と度胸で商売を、婦人はペンとソロバンで税金を」のキャッチフレーズで、婦人層に記帳指導と税金の解説をすることが望ましいと考え、テストケースとして、署長、自からの企画で、「婦人税金教室」を開設された。

教室は署の会議室をあて、十一月八日から毎週月、水、金の午後一時十五分から三時まで、野地署

長が講師となつて、「簡易簿記講習会テキスト」による記帳指導を四十分間。所得税法の解説を「青色申告書の必携」を教材で四十分間行い、そのほか宗教家の野地署長原案の印刷物による「婦人の使命」とか、「良人のよき伴侶たれ」等と肩のこらない教養講話をもち込み、講座と休憩時間とを区切つて、学校式に実施、早くも予想外の好評を博し、熱心な受講者は、女も帳面をつけたり申告をしたりで、主人を助けなければと気がいが盛り上つてきている。

これに気をよくした税務署では今度引続き開講し、棚卸し決算から、税務調査の受け方まで講義する予定とされている。

このような記帳とか、税金に対して、婦人層が強い関心を示してきたことは大いに注目し価値がある。

また、受講終了者には青色申告会の婦人部会の記帳指導員として活動してもらおうとする期待で、又一方「男は商売、婦人は税金」「男は仕事、女は記帳」と納税者に呼びかけ、税に対する婦人層の認識をたかめて行くよう努力していきたくと力説している。

○第十七支部

二十四日(金) 午後三時 三井銀行

○第二十支部

二十五日(土) 午後一時

○第四支部

二十七日(月) 午後三時

○第五支部

二十八日(火) 午後三時

○第十二支部

二十九日(水) 午後三時

△一月の税務心得

◎給与所得者の扶養控除等申告書の提出について

(一) 提出期限：毎年最初に給与の支払を受ける日の前日まで

◎源泉徴収票の交付について

(一) 交付をする者……給料等の交付者

(二) 交付期限……一月三十一日まで

◎支払調書の提出

(一) 提出期限……一月三十一日まで

(二) 主たる支払調書

利子所得、配当所得、報酬料金等、不動産所得等の支払調書

◎固定資産税の償却資産に関する申告

申告期限：一月三十一日まで

◎都民税の納期(第四期分)一月中

◎法人の確定申告(十一月決算法人)

申告期限：一月三十一日まで

昭和三十九年一月一日発行

発行所 江戸川法人会

発行人 菅原邦芳

事務局 江戸川税務署前

電話(六八二)三四七四

法人会創立15周年会員の集ひ

創立十五周年記念式典挙行

江戸川法人会だより

功労者に

感謝状贈呈

記念式典は七百余名参加のもとに開催、今井会長から活動経過と今後の法人会運動を協議しこの際全法人加入の秋であるとして力強い挨拶、創立運営の功労者に感謝状が贈られ、谷川東京国税局長、局長を初め来賓各位からの祝辞、福田前通産大臣の解放体制下の日本経済と題する記念講演が人気を呼び、余興と祝賀パーティがあつて盛大に行なはれた。

指導を強力に推進

谷川東京国税局長挨拶

税務行政の円滑な運営に協力されてきたことに深く感謝する。今年度は小企業納税者を対象に記録から決算、申告まで一貫した指導を強力に推進していくためにも各税務署に専門指導員を配置し相談に応ずるようになっている、法人会でも施策に対し、理解と協力をお願いしたい。

法人会活動に期待

清野前造幣局長挨拶

申告納税制度は納税者の理解と協力なくしては維持していくことはできない、その役を買って出たのが法人会である。東京局の直税部長時代に各地に法人会が誕生したものであるが、その業績は大なるものがあつた。関係上層官庁はこうした法人会活動に対し大いに期待しているものがあつたと法人会運動の指針について長講……(後記に託す)

模範的法人会を期待

野地税務署長の祝辞

円滑行政運営のため緊密な御協力の事績に対し感謝に堪えない、税務協力団体の公益法人化が認められた今日、事業内容の充実と会員の増加が望まれると共に名実共に模範的法人会となられるよう協力をさせていただき、経営の合理化と経理を充実し、完全なる自主申告納税に協力を期待する。

戦後の行政に貢献

中里区長の祝辞

終戦後二年に亘る台風の大被害に区民は塗炭の苦しみを経験した時代租税制度の大改革が行われたものの納税思想上の悪影響もあつて税務行政は困難をきたした当時有識者によつて法人会を結成せられ税務行政に貢献、税制の普及と経営経理面の研究指導等業績を納められ発展を遂げられた法人会は尚一層の活動を期待してやまな

一年後都税事務所開所

松丸税務事務所長挨拶

今井新会長は清新の風を送り納税協力団体としての活躍を信じている。都税事務所開設が丁度法人会設立一周年後でありますが都税収入が陰で伸長している、経済成長の速度の波と共に生産活動を活発に躍動されるようお願いしたい。次いで山沢納貯連会長、中川税理士会支部長、金子東法連会長の祝辞があつた。

臨時総会を開催

会長に今井博之進氏

八月十八日午後四時から江戸川区役所三階大会議室に於て会長選任の臨時総会を開催。

鮎川前会長には去る五月十七日逝去され、以来会長空席のままであつたが、この臨時総会に於て今井博之進氏(丸井加工機社長)が満場一致で推薦され会長に就任した。

社団法人認可申請の承認を得る

件、支部の地域編成の承認を得る件、の二件は一括上程し説明のち承認され、来賓の野地署長、石河区助役からの祝辞があつて午後五時二十分終了した。

野地署長祝辞

会員増加も達成

今井会長は愛情の持主

まことに僥越ではありませんが、ご指名にしがたがいます。今井新会長の就任のおよろこびをお祝いして一言ごあいさつを申し上げます。

今井会長さんまことにめでたうございます。

平素から、わたくしども、会長さんのご人格にせつしふかい愛情のもちぬしで公平無私つねに当地域社会の安寧と幸福を心におかれそのためにいろいろとご尽力なさつておられるそのすぐれた人格と識見とを存じあげておるものととりましては本日このようごばしい結果あるを信じておりました。

さて当法人会においては昨秋以来、会役員皆様の絶大な御理解御協力をえて官民一致協力によりまして会員倍加運動の目標を達成致しましたので待望の社団法人の許可申請の件をはじめ本年は創立十五周年記念の年であり、法人名簿の作成、あるいは法人会だより(機関紙)の発行等数々の新年度の事業計画がございますのでいままでは事務局等で一手にやっておりますが説明会等の行事は出来るだけ支部単位で活発に実施されるよう期待してやまないものであります。そして名実共に法人会の意義ある運営をされますようお願ひ申し上げ、まことに無辭さうございさつといたします。

なくしたい悪慣習

不動産取引正常化で要請

経済の発展にともない、不動産取引はますます活発に行なわれていますが、最近、二重契約の作成などが慣習化して、所得税や法人税の隠蔽脱税が目立つてきています。このような傾向を是正して、公正な取引による適正な納税が行なわれるよう、税務署では取引の関係者に次のような要請をしています。

近時、経済の発展にともない、住宅用地、工場用地の買収をはじめとして不動産取引がますます活発に行なわれております。

当江戸川区においてもこの例にみれず、空気が比較的清浄なことと都心への至近距離にあることなどのために、不動産取引は、非常に活発に行なわれており、それにとともに不動産の譲渡所得に対する課税が大きな問題となっており、また税額も年を追って増加しております。

ところが不動産取引は、従来から税金の面を考慮してか二重契約の弊風があつたをたず、逐次改善をみつつある税務行政の中で現在最も問題のある分野となつており

ます。税務署としましては、おびただしい取引実例について、逐一綿密な調査を行なつており、その結果は、不正申告が発見され、加算税等の追徴を必要とするものが数多くみられる実情であります。税務署におきましては、このような状況が速かに是正されることを念じている次第であります。

不動産の譲渡所得については、居住用財産や事業用財産の買換えなど各種の税法上の特別な措置がもうけられ、その負担の軽減合理

「巡回指導」を実施 納得のゆく 税務行政めざす

税務署では、納税者の申告納税の便宜をはかり、納得のえられる税務行政をすすめていくために、法人源泉第七係に法人税専門のタックスカウンセラー（巡回指導専担者）をおいて、中小法人を対象に「巡回指導」を行なうことになりました。

この巡回指導は、帳簿のつけ方や税金のことについて自信がな

化が図られておりますが、取引の当事者が税法上の知識にうといため、必要以上に税金を回避しようとする傾向があり、これが前記のような事態を引き起こしているひとつの原因ともなつていようように考えられます。税務署では、毎月五日の日を「税の相談日」と定め、税法上、皆さんに有利なことはもちろん譲渡所得に關係するすべてのことについて匿名で御相談いたしておりますので十分御利用していただき、不動産取引に關しまして、明るいがラス張りの取引慣習を是非ともうちたてていただきたいと存じますので御協力のほどをお願い申し上げます。

しかも、税理士さんにも依頼されていない中小法人のうち、指導を受けたいと申し出のあつた法人について行なうことになつてい

指導専担者が、このような法人を訪問して、帳簿のつけ方や、税務一般のことについて、いろいろ相談に應じたり、指導をしたりしようというものです。

希望者は、葉書か電話で、あるいは直接税務署の法人源泉第七係にお出でになつて申しこんで下さい。

法人源泉係が誕生

機構改正で 事務分担変る

本年七月の機構改正により、税務署では、従来の法人税課法人税係、源泉所得係の名称がなくなつて、新たに法人源泉係（法人税課の名称はそのまま）が生れました。

これにともなつて、事務の分担が左の表のとおり変つてきましたので御注意ください。

法人税調査の際、その法人の源

名 係	事 務 内 容		備 考
	法 人 税	源 泉 所 得	
法人源泉 第 1 係	1. 主として法人税業務等 2. 内部清算別当の調査		第 1 係の調査、 第 2 係の監査事務については事務の都合により 1.2. 係員共同して調査（監査） 事務を行なうことがあります。
法人源泉 第 2 係		1. 主として源泉所得の内 部事務 2. 調査課所管法人、支店、工場、官公庁等の監査事務	
法人源泉 第 3 係 法人源泉 第 8 係	税務署所管法人の法人税調査	税務署所管法人の源泉所得の監査	同一人が法人税調査の際その法人の源泉所得の監査を行なう

(注) 電話による質問等については下記宛にお願いします。
イ、法人税関係 阿部第 1 係長 山口、池上、堂前事務官
ロ、源泉所得関係 渡辺第 2 係長 牧之瀬事務官

源泉所得の監査も同時に行なうようにしよというのが今回の機構改正の目的ですが、この結果、法人（会社）の方は、税務署員に対する応接の二重手間が省けることになり好都合かとも考えられます。

御存知ですか
毎月五日、十五日、二十五日は税の相談日。
わからないことは、まず、税務署へ。
みなさんに有利な取扱をお知らせします。

だましたり おどしたり 税関係不良業界紙に御注意

最近、都内の税務署には「税関係不良業界紙が詐欺的な言動や押売り行為をしてきた」と、納税者からの届出がしきりに寄せられています。

さいわい、江戸川区内では、まだこのような事件は発生していませんが、会員の皆さん、十分御注意ください。

不良業界紙の手口は、いろいろですが、一応の分析をしてみますと次の二通りの型に分けることができます。

(1) 依頼もしない刊行誌(紙)が半年も継続して送られてくる。贈呈本だらう位の軽い気持ちで受け取っている、不意に集金人が来訪して、代金だと称して五、六千円を要求する。そのようなものは払えないと拒否すると「郵送したものは一枚も残さず、今ここので全部返せ」などと、居直り強要に転ずる強迫型。

税務相談所を開設 指導員が出張相談に応じる

中小法人のための税務の相談に応ずるため専門指導員が税務署に今年から配置されましたことはご存知のことと思いますが、今回左記の場所へ出張してご相談に応えることになりました。せいぜいご利用下さい。

(2) 次は、通常の刊行誌(紙)類のほかの特集版など数種を納税者に提示したり、税務対策について講習会を開催するからなどと宣伝して予約購読者を募集するのであるが、是非予約申込みをさせようと、口から出まかせの嘘八百を並べたて、税務署と何らかの関係をもっているから、予約をしなれば損だと言うような言動をして納税者に不安な気持ちを持たせて強引に予約金をおどし取る詐欺、おどし型のもの。

最近、このような型の手口が増加してきています。

納税者を食い物にするこのような不良業界紙を一掃するために税務署では厳重な取り締りを行なっています。それよりも、会員の皆さん、不良業界紙の口車に乗せられないように十分注意してください。もし不審な売り込みや言動の者があれば、速刻、法人会事務局か税務署に御連絡ください。

知っておきたい印紙税の話

白地手形の事例

第八号	為替手形
一金拾貳万参千五百円也	
支払期日	昭和参拾九年壹月拾日
支払地	東京都A区
支払場所	株式会社X銀行本店
振出日	
右の金額を	殿又はその指図人へこの為替手形と引換にお支払下さい
拒絶証書作成の義務を免除します	
昭和 年 月 日	
住所	
住所	
受 引	昭和参拾八年拾月五日 鹿本 勝雄

(1) 誤った考え方
金額を記載した為替手形に対する印紙税の納税義務者はすべて振出人である誤解し、所定の収入印紙を貼らないまま作成行使していたものである。

(1) 誤った考え方
記載文言のいかんを問わず誓約書には、印紙税は課せられないものと誤解し、所定の収入印紙を貼らなかつたものである。

(2) 正しい考え方と納税額
事例の為替手形のように、振出人の署名を欠く白地手形であつて引受人の署名のあるものについては、当該引受人が納税義務者となる。したがつて当該手形に対しては、引受人が三〇〇円の収入印紙を貼ることを必要とする。

(2) 正しい考え方と納税額
事例の誓約書は、「社訓を守つて忠実に職務を精励致します。」というような宣言的な文言を記載した文書ではなく、それは損害担保契約の成立を証明する証書である。したがつて、当該誓約書は、印紙税法第四条第一項第三十一号に規定する前各号以外の証書に該当し、一通ごとに一〇〇円の収入印紙を貼ることを必要とする。

誓約書

氏名 江戸川 黒太
昭和3年12月25日生

右は貴社の社則を承認のうえ入社することを承諾します。ついては、今社務に勉勵し、いやしくも社則に違背するようなことはいたしません。万一不良の行為があつたときは社則により処分を受けても異議ありません。また損害を生じたときはことごとく弁償いたしますことはもちろん本人の身上に関する件はすべて本書の保証人と連帯して責を負担することをここに誓約します

昭和38年12月1日

本人 住所 東京都A区a町3番地
氏名 江戸川 黒太
保証人 住所 東京都A区a町4番地
氏名 江戸川 逆雄

やさしい婦人税金教室

税務署では、婦人層を対象に、第十二回婦人税金教室を開きます。会場は、法人会館会議室。期間は、十一月九日から二十日までの各月、水、金曜日。時間は、いずれも午後一時十五分から三時まで。

青色申告申請の期限

【問】当社では、青色申告をしたいと思いますが、いつまでに申請すればよいのですか。

(小松川A社)

【答】新たに青色申告をする法人は、「青色申告承認申請書」(以下、この回答のなかでは、申請書と略称します。)を税務署長に提出することになります。

この提出期限ですが、申請適用事業年度との関係で誤りが多いようですから御注意ください。

(1) 既設の法人

既に設立されている法人が、青色申告をしようとする場合には、青色申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、申請書を提出しなければなりません。

(2) 新設の法人

所得税法の解説と帳簿のつけ方の指導が主な講習内容ですが、このほか工場見学、スライド上映を予定しています。

参加者の年令に制限はありませんが、特に商店や事業所の主婦の受講を歓迎しています。

希望者は、葉書か電話で税務署新らしく設立された法人で、青色申告をしようとする事業年度が設立第一期および第二期の場合には次のようになります。

(イ) 設立第一期から青色申告をする場合は、設立の日から三か月を経過した日と設立第一期の終了の日とのいずれか早い日の前日までに、申請書を提出しなければなりません。

(ロ) 設立

第一期が三か月未満の場合に設立第二期から青色申告をするときは、設立の日から三か月を経過した日と第二期の終了の日とのいずれか早い日の前日までに、申請書を提出しなければなりません。

税金相談室

【答】

【問】使用人賞与引当金として損金に計上した金額と賞与の実際支給額とが異なる場合には賞与引当金として損金算入は認められますか。

(小岩Y社)

【答】使用人に対する賞与は、損金に計上した場合には認められますが、使用人に対する賞与を引当てて損金に計上した場合にも、支給することが確実であり、申告期限までに受給者ごとに分別されているときは、損金計上が認められます。その際に、実際に支給した賞与の額が、引当金に計上した金額と異なるときは、その賞与引当金について、不確定な要素が含まれ

総務課に申しこんでください。

野地署長に感謝状贈呈

歴代署長の回顧談で飾る

十五周年記念式典に当り待望の増強運動が目的達成し記念行事も行なはれるに至った、この陰の功労者野地署長に心からの感謝状が

の特典がありますから、ぜひ青色申告をされるようおすすめします。

支給額と異なる賞与引当金

【問】使用人賞与引当金として損金に計上した金額と賞与の実際支給額とが異なる場合には賞与引当金として損金算入は認められますか。

(小岩Y社)

【答】使用人に対する賞与は、損金に計上した場合には認められますが、使用人に対する賞与を引当てて損金に計上した場合にも、支給することが確実であり、申告期限までに受給者ごとに分別されているときは、損金計上が認められます。その際に、実際に支給した賞与の額が、引当金に計上した金額と異なるときは、その賞与引当金について、不確定な要素が含まれ

万場拍手の裡に贈られた。当日は歴代署長出席され当時を今更に偲ばれた。

十月の行事予定

●業種別研究会

税務行政の簡素化と公平な課

ているようにも考えられるので引当金の計算の基となつた事実関係およびその異なることとなつた事情を調査し、その事情等によつては、その引当金を否認することとなる場合もあります。

しかしながら、調査の結果、その引当金については、その引当てをした状況に照らして、これを支給することが確実であつたと認められ、かつ申告期限までに受給者ごとに分別されているものである場合において、たとえば引当金計上後に行なわれた労働組合との再交渉によつて増額せざるを得なくなつたときのように、その異なることとなつた事由が、引当後の事情の変化に基づいたものであるときは、その引当を認めます。

税のために業種別調査を実施されることとなつた。この際税務に関する研究と併て経営の合理化をはかる意味からも、業種別の研究会を行うこととなりましたからご協力下さい。

なほご希望の業種の方は法人会事務局宛に申出られますと、日時等打合せの上きめることといたします。

●貨物運送業の研究会

二十日(火)

午後二時～六時まで
江戸川法人会館二階会議室
(江戸川税務署前)

●新設法人の説明会

二十二日(木)

午後一時～五時まで
場所 江戸川法人会館
参加者にはテキストを差上げます。(法人、源泉関係)

●理事会を開催

十六日(金)午後四時～六時まで
創立十五周年記念式典の経過報告(収支決算)

2 法人会員名簿の原簿締切りと編集について
3 記念品の届ける方法について
4 支部の定期研究会の開催方法議題について

5 支部役員名簿作成の協力方について
6 その他

●社団法人設立準備委員会

十七日(土) 正午～三時まで

設立趣意書と規約制定について

二十四日(土) 正午～三時まで
規約審議と資産目録の作成

改正点について //

日頃徴収義務者の皆様には源泉所得税の徴収について何かと御世話様になり恙がなく過ごさせて頂きまして、この機会をかりまして厚く御礼申し上げます。御承知のとおり年末調整とは、給与の支払者が各人に對し、その年最後に給与を支払うときに、給与支払のつど源泉徴収した税額の合計額と、年間の給与総額に対する正当税額との差額（例えば年中途中で給与の額や扶養親族の数等に異動があつたり、生命保険料、損害保険料の控除を行うことなどのため、必ずしも一致しないのが通常です。）を精算することを行います。そこで、昨年とくらべてかわつた点だけを申し上げますと、

1 各種控除が下表のように引きあげられたこと。

2 生命保険料控除について保険金受取人の範囲が改正されたことと。

生命保険料控除の対象となる生命保険契約については、保険金受取人のすべてが本人かその親族でなければならぬことになっていきます。

なお、この場合の親族は必ずしも本人と同じ世帯の親族でなくともよいことになっています。（従来は保険金受取人は、本人か本人と同じ世帯の親族であることが要件とされ、受取人が二人以上の場合には、そのうちの一人がこの要件に該当すればよいことになっていました。）

3 損害保険料控除制度が新設されたこと。

本年中に本人またはその親族が

常時居住している家屋や生活に必要な家財（宝石、貴金属、書画、骨董など）で一個または一組の価額が五万円を超えたるものは除かれ、五万円を目的とする損害保険契約等のために支払った損害保険料等がある場合には、次の区分に応じ、次の金額を限度として、その人の所得から控除することになつています。

- (1) 保険期間が十年未満の短期契約の保険料だけの場合は、一、五〇〇円
- (2) 保険期間が十年以上の長期契約の保険料だけの場合は、七、五〇〇円
- (3) 短期契約の保険料と長期契約の保険料の両方がある場合は、イ 短期契約の保険料が一、五〇〇円をこえ、かつ長期契約の保険料が六、〇〇〇円未満の場合は、一、五〇〇円と長期契約の保険料との合計額

ロ イ以外の場合は、七、五〇〇円

なお、この控除については、保険料中告書用紙の裏面にくわしい説明がありますが、申告された損害保険料が控除の対象となるかどうかについては、特に次の点に注意して検討して下さい。

- 1 損害保険契約が、給付の支払を受ける人またはその親族の常時居住している家屋または生活に通常必要な家財を目的とするものであるかどうか。
- 2 事業用動産と家屋等がともに同一の保険の対象となつている場合には、前者に係る保険料が除かれてゐるかどうか。
- 3 目的となつている家屋が住宅のほか店舗など事業用にも使用されている場合には、店舗などに係る保険料が除かれているかどうか。

4 目的となつてゐる家財のうち、生活に通常必要な家財以外のもの（宝石、貴金屬、書画、骨董などで一個または一組の価格が五万円を超えるもの）がある場合は、その生活に通常必要な家財以外のものに係る保険料が除かれてゐるかどうか。

5 給与の支払を受ける人自身が本年中に支払つた損害保険料であるかどうか。

6 いわゆる契約者配当等がある場合には、契約保険料の金額から、分配される契約者配当等の金額が差し引かれているかどうか。

7 損害保険料を支払つたことについての証明書が保険料申告書に添付されてゐるかどうか。

（注）(1)損害保険料については、支払つた保険料の金額の多少にかかわらず、すべてこの証明書を添付しなければ控除を受けられないことになつてゐます。

ただし、保険料申告書を提出する際に、この証明書を添付することができないものについては、明年一月末日までに証明書を提出することを条件として控除しておいてもさしつかえありません。

なお、証明書が明年一月末日までに提出されないときは、その分の控除をしないところで年末調整の再計算をして不足税額を追徴することになります。

(2) この証明書として使用される書面の範囲等については、生命保険料控除の場合に準じます。

以上検討の結果、確認した損害保険料控除額は、一人別徴収簿の「生命保険料の控除額」欄に「**損**〇〇円」と記載して下さい。

青色申告協議会開く

取引先に青色申告を勧奨

青色申告協議会(会長野地税務署長)は十月二十一日、税務署長室において第四回協議会を開催しました。当会からは守製紙株式会社が出席。野地協議会長挨拶ののち十一月一日から始まる「青色申告普及月間」のすめ方などについて協議しました。

この結果、法人会としては、不動産所得のある法人会員に青色申告をするように勧奨したり、また個人事業者との取引が多い法人に依頼状をだして、その取引先でまだ青色申告をしていない下請業者



(協議を重ねる会員の皆さん)

などがあれば、是非青色申告をするように勧奨してもらうと同時に納税貯蓄組合未加入の人があればその加入勧奨もあわせて行なってもらうことになりました。

法人税の延納制度の利用を

税務署では要請

法人税の確定申告や中間申告をする際、納期限内に延納の届出書を税務署長に提出し、かつ、税額の二分の一以上を同時に納付すれば、残額については三カ月の延納が自動的に認められ、利子税は日歩二銭で済むことになっております。この制度については、既に御承知のことと存じますが、江戸川税務署管内においては利用が未だ低調なため、毎月、法人税の滞納発生歩合が都内平均を上廻っている現状です。

しかし、徐々にではあります滞納発生歩合は低下していますので、この際法人会員の皆様にはこの制度に対する認識を更に深められ、納期限内に完納困難な場合には、是非この延納の制度を利用されますようおすすめていたします。

御存知ですか

十一月は申告所得税第二期分の納期です。税務署からお送りした納付書で、来る十一月三十日までにお近くの銀行、郵便局または税務署の窓口にお納め下さい。

家庭で造れるお酒

(ぶどう酒はイケマセン)

しょうちゅうに梅をつけて造った梅酒を、うすめて氷を浮かして飲むうまさ、清涼飲料としては最高の飲みものといえましょう。最近では多くの家庭でも流行しています。

このほか、アルコール分が二十度以上の酒類(普通は、アルコール分三十五度ぐらいのしょうちゅうが使われます。)の中に砂糖など、みかん(うんしゅう、きんしゅうみかんとか夏みかん)、すもも(ぼたんきょうも含まれます)、かりん、いちご、にんにく、くしそ、くわ、またたび、さるなし、とち、ぐみなど十三品目の酒類を免許なく造ることができます。

これから実りの秋を迎えて疲労回復にもつてこの飲みもので万病の妙薬ともいわれます。造つてお楽しみください。

ただ、前述の十三品目以外のもの

なお、期限(十一月三十日)を経過しますと延滞税が余分につきまので御注意下さい。

また、昭和三十九年分の総所得金額が十一年一日現在で計算した結果、予定納税基準額(六月十五日でお知らせした)よりも減少す

のや、ブドウで酒を造つたりしますと、酒税法に違反することになりますから御注意ください。

また、それを販売すること、密造酒を賣つたり、買つたり、売つたり、持つていたりすることも禁止され、違反すれば懲役、罰金に処せられることになります。

十一月の行事予定

◎十四日(土)

午後一時～三時

創立準備委員会

法人会館二階会議室

◎十八日(水)

午後三時～五時

定例理事会

法人会館二階会議室

◎二十五日(水)

午後二時～五時

業種別研究会

第一銀行東小松川支店

◎二十七日(金)

午後一時～五時

源泉所得税事務研究会

法人会館二階会議室

た、前述の十三品目以外のもの

ることとなった場合(年の中途で事業の休廃止、火災、盗難等による)は、十一月十六日までに事実を証明する書類を添付のうえ、予定納税額の更正請求書を税務署長に提出して下さい。

十二月の行事予定

◎二日(水) 午後二時～五時

第一、二支部研究会

法人会館二階会議室

◎十二月初旬

午後二時～五時

第三支部研究会

法人会館二階会議室

◎十二月初旬

午後二時～五時

第四支部研究会

第一銀行平井支店

◎年末調整の説明会日時

十一日(金) 小松川公会堂

十四日(月) 江戸川区公会堂

十五日(火) 葛西公会堂

十六日(水) 小岩公会堂

◎納税相談(十一、十二月)

◎五日

午後一時～五時

区役所葛西支所

◎十六日

午後一時～五時(内宮運送)

◎二十五日

午後一時～五時

協和銀行小岩支店会議室

同族会社などに対する

同行調査と同時調査

税務調査の方法として、特定の同族会社と同族関係者に対する同行調査とか同時調査ということがいわれています。そこでこの調査方法の目的などを解説いたします。

同族法人と同族関係者との間には、種々の複雑な関係性がありますので、法人と同時に個人についても調査を実施しなければ、適正な課税を行うことが困難な場合があります。例えば法人と個人の間に資産の異動があつたり、貸借関係があるもの、或は個人の資産が増加しているが個人所得につながらないもの、個人事業を行つていてその同族法人と密接な取引があるもの等があります。又場合によっては、特定の同族関係者によつては、特定の同族関係者

所得税は青色申告で、

税務署では十一月を「青色申告普及月間」として青色申告会、税理士会、法人会等と協同して青色申告の増加をはかつております。青色申告は、白色申告にくらべ税

よつて運営されている法人のグループとその同族関係者についても同様なことがいえると思います。この様な複雑な事案につきましては、調査担当者が関連ある各税目について、同時に調査することが困難な場合に、関連する各税目の他の調査担当者が同行して調査を行います。同行調査を行なう以外のものでつきましては、前述のように同一担当者が関連のある各税目について、同時調査を実施します。この場合数税務署にまたがつて、調査が行なわれる場合も考えられます。

要するに、特定の同族法人と同族関係者に対する同行調査または同時調査は、法人、個人を通じて課税の適正をはかるために実施されるのです。

法上数段有利になっています。会員の皆さんで不動産所得のある方、また系列の下請業者の方で青色申告をまだ行なっていない個人事業の方があつたら、是非この機会に青色申告をなさるようおすすめいたします。



印紙税

よもやま話



印紙税の納付方法(消印方法)

印紙税法には第一号から第三十四号までの証書、帳簿に収入印紙の貼付をしなければならない規定があることは御存知のことと思います。

しかし、貼付しただけでは納税したことになります。消印の方法は、作業者の印で割印(写真の上段)をするのが原則ですが、本人のサインでもよく、「使用済(写真の中段)」「本人名(写真の下段)」等の方法で再使用不可能の状態にすればよいわけです。

以上のように貼付消印しなければ処分されます。

借用証の実例(下図参照)

(1) 誤った考え方

社内間で作成されたものであるから印紙税は課せられないものと解し所定の収入印紙を貼付しなかつたものである。

(2) 正しい考え方と納税額

実例の借用証は、たとえば本店と支店との関係のように同一人格

内において事務整理上作成される連絡文書とは異なり、相対立する人格間において発生する財産権の変動、すなわち住宅資金の受領事実とともに償還方法および利率等を記載証明した証書である。したがつて、当該借用証は印紙税法第四条第一項第二号に規定する「消費貸借に関する証書」に該当し、記

全国に法人数は？
全国の法人数は、本年六月末で七五万八、二二三社。前年より四万六、一〇三社増加

載金高に応じた三〇〇円の収入印紙をはることを必要とする。

借 用 証

江戸川実業株式会社殿

所属資格	営業部仕入課		
	A	氏名	平井 逆 夫 ㊞

下記のとおり借用致しました。ついては住宅等貸金規則を遵守し相違なく返済します。

金 額	金百貳拾万円 也 ￥ 1,200,000		
償 還 方 法	住宅を建築した月の翌月から60ヵ月賦とする。利息は日歩老銭参厘の単利で総利息の均等額を元金償還開始後毎月支払う。退職金は退職後一時に償還する。		
連 帯 人	所 属 氏 名	営業部仕入課 松 川 岩 夫 ㊞	
	所 属 氏 名	総 務 部 総 務 課 篠 崎 今 男 ㊞	
完 済	年月日	昭和 年 月 日	合計元利

知らなければ損!

入場券を二つに切る理由

映画や野球などを見に出かけると、入口で入場券を半分に切つて一方を渡してくれます。これであるの払った入場税が国に正しく支払われたということになり、半片は領収書の役目をしているとい

えます。
ですから入場券の半片は忘れず
に受け取ることにしましょう。
プロ野球だと四回表までに雨な
どで中止になれば、もう一度見る
ことができ、半片がないと新しい
券と交換できません。映画など
も、停電などで中止になったとき
同じように役立ちます。

「食事の現物給与」二題

【問】 食事を現物支給した場合
の評価方法を教えてください。

(東船堀町M社)

【答】 食事を供する場合のその
価格については、主食、副食の材
料(調味料を含む)等に要する
直接費のみによつて計算する
ことができます。ただし、飲食
店から食事を購入している場合
は、その購入価額によります。
なお、従業員に対する給与とし
て課税する場合には、右の価格
の七割相当額によります。

【問】 食事を給与とし、その代
金の一部を徴収している場合
は、直接費の七割相当額から、
徴収している食事代金を差し引
いたものが現物給与となります
か。

(東篠崎町T社)

【答】 そうではなく、ここで注
意を要するのは無料で支給する

税金歳事記

十一月



- ◎所得税
- ◎予定納税額(第
二期分)の納税
- ◎予定納税額の修
正申告

○所得税予定申告
○予定納税額の更正の請求(十六

食事の価格の七割相当額の意味
です。たとえば従業員に食事を
支給し、その食事代の一部のみ
を徴収しているような場合に
は、食事の価額から徴収してい
る食事代を差し引いた残額が無
料で支給する食事となり、その
残額の七割相当額が現物給与の
額となるのであつて、食事の価
額の七割相
当額から徴
収する食事
代を差し引
いた残額を現物給与の額とする
のではないから留意を要します
例をあげてみましょう。
食事の価額三、〇〇〇円、徴
収している食事代一、〇〇〇円
の場合、食事の現物給与の額は
一、四〇〇円
(横地)

税金相談室

割賦購入により取得した
固定資産の取得価額

【問】 当社
では、割賦
で自動車を
購入しまし

たが、契約書の内容をみます
と、自動車の代金と利息に区分
されています。この場合その代
金だけを取得価格として記帳す
ればよろしいでしょうか。
(新田S社)

【答】 割賦販売契約によつて購
入した固定資産の取得価格に
は、たとえば契約において購入

日まで)

- ◎法人税
- ◎九月決算法人の確定申告と納税
- ◎三月決算法人の中間申告と納税
- ◎源泉所得税の納税(十日まで)
- ◎個人事業税(第二期分)の納税
- ◎九月決算法人の法人事業税の申
告と納税

十二月

- ◎給与所得の年末調整
- ◎源泉所得税の納税(十日まで)
- ◎法人税
- ◎十月決算法人の確定申告と納税
- ◎四月決算法人の中間申告と納税
- ◎十月決算法人の法人事業税の申
告と納税
- ◎固定資産税、都市計画税(第三
期分)の納税

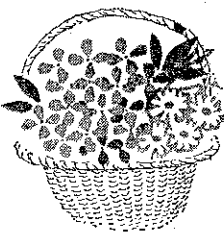
(注) 十一月、十二月ともに関
係深い主な税金だけをあげまし
た。

編集部から

編集部では、「税金相談室」欄
を設けて、税金に関する会員の御
質問にお答えしております。
税金に関することでおわかりに
ならないことがありましたら、左
記要領でどしどし御質問をお寄せ
ください。

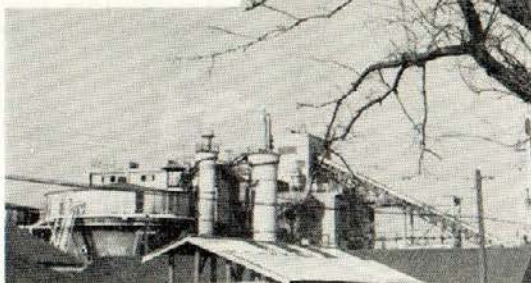
- 1 質問は官製はがきで。
- 2 住所、氏名明記のごと、た
だし紙上仮名は自由
- 3 あて先は事務局税金相談室
係へ
- 4 原則として本紙外での直接
回答はいたしません。

年内は、第三号で休ませていた
だきます。会員の皆様、どうぞよ
いお年をお迎えください。



江戸川法人会だより

法人企業の 発展と現状



国税庁では、このほど昭和三十八年度分の会社基本調査を分析したうえ「税務統計からみた法人企業の発展と現状」をとりまとめ発表しました。そのあらましを御紹介します。

▽王座の法人税

最近の法人税の伸びは著しく、三十八年度の法人税は九、一一二億円で達し国税収入全体の三五％で、各税の王座にありま

▽会社数は一〇年間に倍増

三十八年末のわが国の会社総数は六十六万一千、四六七社で二八年末の三十三万三千、三九二社にくらべ、一〇年間で倍増しています。

資本金別では、三十八年でみてみると、資本金百万円未満が全体の四七％で、ほぼ半数を占めています。さらに資本金五百万円未満では全体の九〇％になり、大部分が小規模会社であることがわかります。

▽旺盛な増資意欲

一〇年間に会社数は二倍となりましたが一方資本金について見ま

すと、三十八年には資本金総額は約六兆千億円に達し、二八年の約八倍になっています。

このように資本金の増加率が会社数の増加率をはるかに上回っていることは、個々の会社の増資意欲が強かったことを示しています。

▽所得率は平均三・八％

三十八年の全会社の売上総額は七兆円で、二八年の四・八倍となっています。

売上に対する所得の割合、つまり所得率は、全業種を通じて平均三・八％となっています。これを業種別にみると別表のとおりで、不動産業が最も高く、卸売業が最も低くなっています。

▽益金処分の内容

会社の利益の処分状況をみてみますと三十八年の全会社の益金処分の総額は二兆四、四六七億円であり、内訳は役員賞与が一、〇四九億円で四・三％。株主配当が五、七二二億円で二三・四％。法人税が七、九五四億円で三三・五％。社外流出一、九七九億円で八・一％。社内留保が七、七六三億円で三二・七％となっています。

益金処分の構成割合を業種別にみると業種によってかなりの差異があり、金融保険業は内部留保が四九％で最も厚く逆に配当は一％で最も低くなっています。小売業、料理飲食旅館業がややこれに

似た傾向を示し、農林水産業、金属機械工業などは配当の比率が高く内部留保が薄くなっています。

▽交際費と寄附金

三十八年中の交際費支出総額は四、五二〇億円で、売上千円に対して六円三三銭にあたります。

業種別に売上に対する交際費の割合をみると、別表のとおりでサービス業が最も高く、不動産業建設業などがこれに次いでいます。

つぎに寄附金の支出総額は、二百九二億円で、売上千円に対して四一銭にあたります。

資本金規模別にみると、売上に對する交際費の割合は、資本金の小さな会社ほど高く、また寄附金の割合は、資本金の大きな会社ほど高くなっています。

▽支払利子は配当の四倍

法人企業の資金コストについてみますと、他人資本つまり負債に対する利子の支払総額は二兆一、八八〇億円で、売上千円に対し三円一三銭にあたっています。一方自己資本つまり株主への配当の支払総額は五、八四二億円で売上千円につき八一銭にあたっています。これは、配当総額の約四倍の利子を支払っていることを示します。

利子を一とした場合の配当は、日本の〇・二七に対して、英国は五・八。西独は一・四八で、いずれも配当が利子を上廻っています。したがって日本の法人企業は自己資本の構成割合が低く、他人資本へ強く依存しているといえます。

業種別の交際費等

(昭和38年)

業種別	区分	所得率	売上1,000円あたり				
			交際費	寄附金	利子	配当	当
		%	円銭	円銭	円銭	円銭	円銭
合 計		3.8	6.33	.41	3.13	.81	
農林水産業		4.0	5.12	1.27	5.61	1.18	
鉱 業		5.8	7.46	.79	5.66	1.28	
建設業		4.5	12.29	.53	1.64	.80	
紡織業		4.5	5.44	.64	3.46	1.00	
化学工業		6.3	8.24	.57	3.88	1.23	
金属機械工業		6.0	8.00	.63	4.01	1.99	
その他の製造業		4.3	7.38	.45	2.28	.83	
卸売業		1.3	4.19	.09	1.40	.22	
小売業		2.6	4.92	.13	1.11	.34	
料理飲食旅館		6.2	11.33	.21	3.64	.66	
金融保険業		5.9	3.27	.62	8.48	.61	
不動産業		14.3	13.06	2.73	17.45	2.63	
運輸通信等		8.9	11.12	1.69	8.11	2.47	
サービス業		7.3	15.96	.32	2.82	1.31	

本年もまた所得税の確定申告と納税の時期が参りました。
この二月、三月は所得税のほかに贈与税、個人事業税、特別区
民税の申告時期でもあります。

贈与税の申告と納税は……三月一日まで
所得税の確定申告と納税は……三月五日まで
個人事業税の申告は……三月二〇日まで
特別区民税の申告は……三月二〇日まで

いよいよ税金の大みそか



(写真は納税相談風景)

申告書の共同受付

本年も税務署、税務事務所、区役所の三者が合同して、所得税、個人事業税、特別区民税の申告書の共同受付を、三月一日から三月五日までの間、税務署に於て実施しますから御利用下さい。

所得税の申告と納税について

所得税の確定申告と納税は三月五日までとなっています。期限内に申告と納税をぜひ済ませて下さい。申告が期限に遅れると、配

偶者控除その他いろいろの控除がうけられないうえ、加算税などを余分に納めなければなりません。

また、納税がおくれますと、三月一六日から納める日までの期間について延滞税がかかります。

期限内に納税が困難な方は、延納等の取扱いもありますから、税務署に御相談下さい。

源泉徴収税額や予定納税額が年間の所得について計算した税額より多いときは、納め過ぎになりますので、これは未納の国税に充てたり、または還付されます。

税務署では、特別の事由のあるものを除いて申告書の提出日付順に還付手続をとりますから、なるべく早めに確定申告をして下さい。

御存知ですか？

所得税法では、所得を事業所得、配当所得、不動産所得、給与所得など一〇種類に区分していることは御承知のことと思います。このうち配当所得と不動産所得のことを資産所得といっています。会員の皆さんは資産所得合算の申告ということを御存知ですか。

詳細は税務署にお聞き願うことにして、以下はそのあらまし。

所得税は、納税者はそれぞれ自分の所得とそれに対する税額を計算して確定申告をし、納税をするということを建前としています。

しかし、世帯を同じくしている夫婦、親子、祖父母と孫等といった、一定の関係のある親族のなかに、五万円以上の資産所得のある人があって、その資産所得を、親族のなかで資産所得以外の所得が一番大きい人の所得(山林所得と退職所得は除きます)に合算した額が二一〇万円以上になる場合があります。

(注) 資産所得以外の所得が一番大きい人を「主たる所得者」といい、この人以外の親族を「世帯員」といいます。

このような場合には、主たる所得者は、自分の所得のほかに、世帯員の資産所得も有するものとみなされて、特別の方法で税金の計算をして申告納税しなければならぬことになっています。

これを資産所得合算の申告とい

っています。

資産所得合算の申告をしなければならぬ人は「確定申告書(資産所得合算用)」を使うことになります。税務署へ請求して下さい。

合算される親族の範囲

「世帯を同じくしている親族」に資産所得がある場合に、この特別の税額計算をしますので、まず最初に、この一定範囲の親族に該当するかどうかを判定する必要があります。合算されるのは、生計を一にしている、次のような間柄にある人です

① 夫と妻 ② 父母と子 ③ 祖父母と孫

しかし、子や孫については、その人が配偶者もまた子供もなく、その上、資産所得以外の所得が十万円以下である場合にのみ合算の対象となります。

資産合算を行なわぬ場合

一定範囲の親族に該当しても、資産所得が五万円に満たない人は合算の対象になりません。

主たる所得者の総所得金額と世帯員の資産所得の合計額が二一〇万円に満たない場合は、その親族の全部について合算課税が行われません(雑損控除や医療費控除がある場合には二一〇万円の限度が異なってきます)。

税額の計算

資産所得の合算課税が行なわれる場合は、その世帯員の資産所得は主たる所得者の所得とみなされて、主たる所得者の総所得金額と合算して所得を計算し、各種の所得控除を行ない税額を算出します。算出された税額から配当控除を行なつたうえで、合算した所得金額のうちに占める各人の所得金額の割合で按分した税額が各人の税額となります。

このようにして計算された税額から各人に認められる配当控除以外の税額控除をさし引いた金額が各人の納付する税額となります。

また、各世帯員に資産所得以外の所得について納めるべき税額があるときは、これを加算したものが世帯員の所得税額となります。

御参考までに一般的な合算親族の範囲例を次頁に図示しました。

贈与税とはどんな税金か

忘れずに申告と納税を

土地の名義を変えたために贈与税がかかった。ただで財産をもらったのに税金がかかるとは、などとよく聞きます。……昭和三十九年中に四十万円をこえる財産を他の人からもらったような場合には贈与税がかかります。

二月一日から三月一日までは、こうした贈与税の申告をしていただき、それに見合う税金を納めていただく期間です。しかし一般には、財産をもらうという事は、ひんぱんには起らないので贈与税のかかることに気付かない例が多いようです。そこで申告に備えて贈与税とはどんな税金か解説してみます。

▽申告をしなければならない人

昭和三十九年中に他の人からもらった財産などの価額の合計額が四十万円をこえる人は、二月一日から三月一日までに贈与税の申告と納税をしなければなりません。

また特別の場合ですが、三十九年中にももらった財産などの価額の合計額が四十万円以下であっても同じ人から三十八年中または三十

七年中に二十万円をこえる財産をもらった人は贈与税の申告と納税をしなければなりません。

▽贈与税のかかる財産

贈与税は、原則としてもらったすべての財産について課税されます。贈与税のかかる場合としては(1)不動産、自動車、有価証券など

(2)不動産、自動車、有価証券などを買うための資金をもらった場合
(3)名義変更等により、預貯金や不動産をもらった場合
このほか、財産をもらったものとみなして課税される場合があります。たとえば

(1)財産を時価より非常に安い価額で買った時の時価との差額
(2)借入金で代って払ってもらった場合
(3)自分が掛金を支払わない生命保険金、郵便年金等の支払を受けた場合

▽贈与税のかからない財産

もらった財産でも、次のようなものは贈与税がかかりません。
(1)親子や夫婦の間の教育費、生活費で通常必要と認められるもの

(参考例示)

注 ○主たる所得者
←合算される
単位は万円

例1.

夫 給与150 配当50
妻 配当7
山林150
夫の総所得金額200万円と妻の配当所得7万円の合計は207万円であるので合算されない。

例2.

夫 給与300 配当7
妻 配当7
不動産200 給与30
配当7万円が合算され給与所得は合算されない。

例3.

父 給与200 不動産50
母 配当20
長女 給与20 配当20
次男 給与20 配当20
長男 給与100 不動産100
子 不動産10
グループは2つになります。

(2)法人からの贈与財産(贈与税が課税されないかわりに一時所得として所得税の課税対象となります。)

(3)公益の目的に使うことが、はっきりしている財産

(4)公職選挙の候補者が、選挙運動に關してもらった財産で、正式に申し出たもの

などがあります。

以上のように贈与を受けた人は二月一日から三月一日までの間に申告して納税をしなければなりません。

期限に遅れると、延滞税や加算税がかかりますから御注意下さい。

▽延納の申請もできる

納める税金が三万円をこえていて、期限までに一時に納めることができないときは、確実な担保を入れて「延納の申請」(申請期限は三月一日)をしますと、納付困難な部分は五年以内の延納が認められる制度もあります。

以上は贈与税のあらましですが申告の仕方や財産の評価方法などわからないことがあります。税務署の資産税係にお問合せ下さい。

家賃通帳の場合

「問1」家賃の通帳について、印紙税額はいくらでしようか。

「答」付込一年間につき二〇〇円の収入印紙を貼付し割印することにより納税します。ただし、引き続き使用する場合は、新たに通帳を作成したものと同みなされ、更に付込一年について相当印紙を貼付し割印します。即ち一か年の付込について納付するものです。

「問2」それでは向う五か年間使用するものとした場合一〇〇円の収入印紙を貼付し割印してもよろしいでしょうか。

「答」五か年間の期間を明記して使用しても差し支えないが、その間に税法等の改正があるとも考へられるので、原則として使用の期間毎に相当印紙を貼付し割印することにより納付することとして下さい。

印紙税もやま話



税金相談室

「借地権の取扱」二題

〔問〕土地を借り受けるにあたり借地権の設定契約を締結して権利金を支払わなければ借地権として資産に計上する必要はありませんか。

(東船堀町A製作所)

〔答〕借地権または地役権の取得というのは、借地権等の設定契約または譲渡契約による取得のほか次に掲げるような場合にも借地権の取得があったものとして取り扱われます。

また借地権を無償又は不当に低い価額で取得した場合において、その借地権の時価との差額について

非課税所得関係

〔問〕社員又は社員の家族に慶弔災害等があった場合には、慣例的に、その社員の勤続年数、地位等に照して結婚祝金、葬祭料、香典、病氣見舞金等を支給しては、所得税を源泉徴収すべきでしょうか

(春江D社)

〔答〕会社が慣例的、一方的に支給しているのであれば、給与所得

で相手方から贈与を受けたと認められる金額があるにもかかわらずこれを借地権等として資産に計上してはいないときはこれを評価減したものと取り扱われます。

(1)法人がその設立にあたり、代表者等の有する建物等の現物出資を受けた場合

(2)法人が他人の土地の上に存する建物等を買収した場合

(3)法人が他人の土地の上に建物等を建築した場合

右のうち「他人」とあるのは、その相手方が自己の会社の代表者、親会社、子会社のいずれであるかを問わない。

とはなりませんから、所得税を源泉徴収する必要はありません。

この場合、その支給を受けた社員にとっては、一時所得となり、申告納税の対象となりますが、そのうち、葬祭料、香典、災害等の見舞金品で慰しや料に類するものについては課税されません。

〔問〕当方は労働者災害補償保険法の適用のない小工場経営者です。工員に職務上の事故があった場合には、労働基準法の規定によ

り支出した費用(更新料等)

(逆井S社)

〔問〕借地権として資産に計上する金額は、権利金として支払った金額だけでよろしいでしょうか。

〔答〕借地権の取得価格には、土地の賃借契約(契約の更新を含む)をするに際して借地権の対価として土地所有者または借地権者に支払った金額のほか、次に掲げる金額を含みます。

(1)借地権の取引の慣行のある土地の上に存する建物等取得した場合におけるその建物等の購入代価のうち借地権の対価と認められる部分の金額

(2)賃借した土地についてした改良のための地盛り、地ならし、埋立等の整地のために費した費用

(3)借地契約の更新又は変更にあつて休業補償、療養補償、遺族補償、葬祭料、打切補償等を支払うことになっています。この場合、これらのものに対して所得税が課せられますか。

(小岩H社)

〔答〕所得税は課せられないことになっています。なお労働基準法に定める割合をこえて休業補償、療養補償、遺族補償、葬祭料、打切補償又は分割補償を行なったときにおいてもその金額について課税する必要はありません。

〔問〕当社の社員が死亡しましたので、死亡の時までの勤続期間に応じた退職手当をその社員の遺族に支払うことになりましたが、この場合の退職手当についても所得税がかかりますか。

(桑川I社)

〔答〕所得税はかかりませんが相続財産とみなされ、相続税課税の対象となります。

(回答は五問とも編集部)

二月

○所得税の確定申告と納税

○贈与税の申告と納税

○源泉所得税の納税

○十二月決算法人の確定申告納税

○六月決算法人の中間申告と納税

○十二月決算法人の法人事業税申告と納税

○法人住民税の申告と納税(事業税に同じ)

○固定資産税、都市計画税の納税

○給与支払報告書の提出

(注) 関係深い主な税金だけをあげました。

(写真は湯島天神附近で見つけた道標。文面に「左 ひぐらし 飛鳥山」とある。)

編集兼発行責任者

江戸川法人会

江戸川区小松川四一九八

電話六八一局三四七四番



江戸川法人会だより

税務行政について勧告

行政管理庁が大蔵大臣に

行政管理庁は、このほど直接税を中心とする税務行政監察の結果を大蔵大臣に勧告しました。

これによると、①機構および

行政管理庁によるこの監察は、最近における社会経済情勢の変動が税務行政の分野にも大きな変革をもたらしている現状にかんがみ昨年五月から、大蔵省、国税当局、地方公共団体、商工会議所、法人会等を対象に、所得税、法人税等の直接税の事務を中心に、その組織と運営などを監察したものであります。

この勧告に対して、国税当局では、この勧告はその基調において国税当局の従来からの努力、改善の施策とその方向を同じくするものであるが、勧告の趣旨、内容について、今後十分そしやく検討し

人員配置の適正化②調査の適正合理化③申告納税の指導を今後ともさらに推進すること④不服申立事案の処理体制を整備することなどを勧告しています。

一層改善、合理化に努め、より適正な税務行政のために役立てたいとしています。

以下参考のために、勧告内容のうち②と③の要旨を紹介します。

▽調査の適正合理化について

かぎられた能力で適正な税務の運営を期するために、金融機関、官公庁との連絡を緊密化して資料の収集について協力を得る。

また、税務調査に手数を要し、課税所得の把握が行なわれにくいものについて、現在特調班による調査等の措置が講じられているがさらに充実した調査を実施し、適

正な課税の実現を推進すること。これらのほか、調査対象の選定調査事務の管理等についても、一層配慮の要がある。

▽申告納税の指導について

申告納税制度の確立のため、根幹となる青色申告者の指導育成に一層の努力を払う必要がある。

また小企業者と個人類似法人等の指導については、その重要性にかんがみ、三者協定、日本税務協会の充実、活用等の措置を速かに軌道に乗せ、指導体制を確立することが望ましい。

なお、個人類似法人に対しては調査を通じて記載、決算上の指導を行なうことについて検討の要がある。

好評裡に試写会

カラススライド「税務署と法人会」

税務署と法人会で共同制作しているカラススライド「税務署と法人会」は、このほど撮影を終り、さる二月一八日、定例常任理事会終了後、試写会が行われました。これは、江戸川税務署の機構、事務運営方針、管内概況と江戸川法人会の組織、事業活動等を扱っ



(写真は松本城天守閣)

浅間は暗れた青空を背景にして、麓まで真っ白になつて聳えておりその真つ白な斜面の上を、月に照らされた噴煙の影が薄黄いろく這つているのが、陽炎の揺曳の如く見えるのも、その下の方のそここに群生している落葉松の梢

が、或る種類の灌木帯の芽立を思はせるように赤っぽく煙つて見えるのも、大気の中には春がすでに動いているからであらう。

野上豊一郎

「北信早春譜」より

申し出下さい。(映写機等の設備も事務局にあります。)

製作スタッフは次の通りです。御多忙のところを製作に尽力されたスタッフ、友情出演下さった関係者の皆様に対し、紙上をお借りして厚くお礼申し上げます。

企画と撮影 野地 実

脚本

菅原邦芳

阿部敏衛

美術 池田和男

ナレーター 鹿野幸子

早春二題

出そろった税制改正関係法案

法人税法は全文改正

政府はさきほど昭和四十年年度の税制改正関係の各法案を国会に提出いたしました。このなかには、注目の所得税法と法人税法の全文改正案も含まれています。

以下、法人税法と租税特別措置法の改正案の概要を紹介します。

法人税法の改正案について

企業の内部留保の充実に資するため、中小法人に重点をおいて、三一五億円の減税を行なうとともに、規定の簡素平明化等税制の整備を図るために、法人税法の全文を改正しようというものです。

減税関係と税制の整備合理化関係に分けて説明します。

△法人税の減税関係

- 1 各事業年度の所得に対する留保分の法人税率を次のように引き下げる。
年三〇〇万円以下の所得金額 三二% (現行三三%)
年三〇〇万円をこえる所得金額 三七% (現行三八%)
公益法人および協同組合等

△法人税制の整備合理化関係

- 2 同族会社の留保所得課税についての控除額を所得金額の二五% (現行二〇%) または一〇〇万円 (現行どおり) のいずれか大きい金額に引き上げる。
- 1 課税標準および税額の計算に
関し
(1) 税法上の損益については、従来どおり純資産の増加を来たすものを収益とし、費用は収益に対応させて計算する原則を明らかにする。
(2) 割賦販売、延払条件付譲渡長期請負工事の収益計上の時期を明らかにする。
(3) 評価損益は、課税所得の計算上原則として損金又は益金としないこととし、評価損は災害等により著しい損失が生じた場合等に限り認めることとする。

算上原則として損金又は益金としないこととし、評価損は災害等により著しい損失が生じた場合等に限り認めることとする。

(2) 中間申告 (仮決算による中間申告を除く) の中間納付税額が二万五千円以下の場合には、当期の中間申告およびこれに基づく納税は要しないこととする。

(4) 欠損金の繰戻しによる還付について還付金額の計算方法を簡素化する。

(3) 所得税額等、中間納付額および清算中の予納額等の還付については、還付金額を確定申告書等に記載すれば還付請求書による請求手続は要しないこととする。

新規重要財産免税、違約損失補償準備金、湯水準備金および異常危険準備金の各制度については、租税特別措置法において規定することとする。

措置法の改正案について

税制改正の一環として、租税特別措置法の一部を次のとおり改正しようというものです。(以下はその抜粋)

- 1 利子所得 (証券投資信託の収益の分配金を含む) の分離課税の特例について、その税率を一〇% (現行五%) に引き上げてなお二年間特例を延長するとともに少額貯蓄の非課税限度を元本一〇〇万円 (現行五〇万円) に引き上げる。
- 2 配当所得に対する源泉徴収税率の特例について、その税率を一〇% (現行五%) に引き上げなお、二年間特例を延長する。株式配当金については、二年間にかぎり次の措置を講ずる。
(1) 一銘柄について年五万円までは、確定申告を要しない。
(2) 一五%の税率による源泉選択制度を創設する。ただし、総株式数の五%以上の株式をもっている株主のその株式にかかる配当、または一銘柄につき年五〇万円以上の配当についてはこれを適用しない。
(3) 交際費の損金不算入の制度について、その損金不算入割合を五〇% (現行三〇%) に引き上げる。
- 4 技術等海外取引の特別控除制度の適用対象に、新たに対外支払手段を対価とする建設請負、修理加工、映画上映権の譲渡等による収入を加える。

法令用語の知識

日常用語として、何の気なしに使っていることばも、法令用語として使われる場合には、厳格な意味あいをもつて使い分けられます。

御参考のために、本号以下数回に分けて紹介します。

「及び」と「並びに」

どちらも、AもBもというよう
なことを示す併合的接続詞です。

普通の場合に使われるのは「及び」です。しかし、併合的接続が二段階になる場合、たとえば、ま

ずAとBをつなぎ、それからこのグループとCをつなぐ場合には、小さい方の接続に「及び」を使います。「A及びB並びにC」と書きます。

接続の段階が三以上になる場合は、一番下の接続だけに「及び」を使い、その上の接続は、いくつあつても「並びに」を使うのが通例となっています。

「以下」と「未満」

「以上」と「こえる」

一定の数量を基準として、その基準を含んで、それより多いとい

う場合は「以上」を、基準数量を含まずにそれより多いという場合には「こえる」又は「超過」を使います。

一定の数量を基準として、その基準数量を含んでそれより少ないという場合には「以下」を、その基準数量を含まずに、それより少ないという場合には、「未満」又は「満たない」を使います。

「三万円以上」……三万円を含む
「三万円をこえる」……

……三万円は含まれない。
「三万円未満」……

……三万円は含まれない。

随想 キセル 種村義男

個人の消費で予定した支出がなかつたとき、またはしなかつたとき「もうけた」「もうかつた」という。作偽のない偶発的なものはさておき、計画的作偽的なものに汽車電車のキセル乗車などがある。

昨年の夏山シーズンに、長野鉄道管理局管内の松本駅その他主要駅で登山者専門の特別検札を行なつたところが、定期券と十円区間の乗車券による「キセル

税金はすこしでも少ない方がよ

いという納税者心理が高進して申告をごまかしたのがたまたま見逃がされると「もうかつた」と思いこみ、繰り返しているうちに発覚して過去何年分も更正を受ける例もある。

汽車賃は出札口を出れば不正乗車も分らなくなるが、税金には五年の時効がある。

「もうかつた」とはくそ笑えでいると、加算税などというおまけがついて追徴される。

税金の「キセル」には特に用心。

(筆者は法人税課長)



受取書の印紙税

営業に関して発行する三、〇〇円以上の受取書は、印紙の貼付が必要ですが、次のような場合にも受取書とみなされますから、御注意下さい。

1 売買仕切書等に「相済」「完了」などの文句を使用している場合でもお互い受取の意味で了解している場合は、「受取書」として課税されます。

2 納品書に受取つたことを書いた場合でも受取書となります。

3 朱書された納品書等は返品された品物を受取つたことを証明するものですから、受取書として課税されます。

4 同じ内容の受取書を数枚作つた場合は、それぞれ別個の受取書を作つたものとしてすべて課税されます。

5 はじめに仮受取書を出してあとで正式の受取書と引換える場

合、両方とも受取書として課税されます。

預り証と借用証

〔問〕建築資金を預かつた際に預り証を相手方に交付しますが、その時の印紙税額はいくらで、税法上どういう名称で課税されますかまた、金銭の借用証は課税されますか。

〔答〕建築資金預り証はただ預かつたことのみを記載しておけば印紙税法第四條第一項第三号「寄託に関する証書」として、記載金高に關係なく一〇円です。

また借用証は「消費貸借に関する証書」で印紙税法第四條第一項第二号証書となり、次の図のように金高に應じた収入印紙の貼付を必要とします。

金高が記載してないもの	20円
記載金高3千円未満のもの	非課税
3万円以下のもの	20円
10万	60円
50万	200円
100万	300円
500万	1,000円
1,000万	2,000円
5,000万	5,000円
5,000万円をこえるもの	10,000円

税金相談室

役員に支給する

超過勤務手当の取扱

【問】当社では役員に対して月俸のほか、超過勤務手当を支給していますが、この超過勤務手当は賞与になりますか (平井M社)

【答】役員に対して月俸、年俸等の固定給のほか歩合給もしくは能率給または超過勤務手当(使用人兼務役員に対する超過勤務にかぎる)を支給している場合には、他の使用人に対しても歩合給もしくは能率給または超過勤務手当の制度を採用しており、かつその支給基準と同一の基準により支給するものであるときに限り、これらの

無償で取得した借地権

【問】当社では、親会社の土地の上に無償で建物を建築しましたがこの場合、借地権等として資産に計上しないと課税されますか。

【答】御質問のように、借地権等は無償または不当に低い価格で取

給与は賞与としないで報酬として取り扱うことになっております。

使用人兼務役員の賞与

【問】使用人兼務役員に対して、役員賞与のほか使用人分賞与を支給していますが、この使用人分賞与は損金に算入されますか。

【答】いわゆる使用人兼務役員に対して使用人としての職務に対する賞与を使用人に対する賞与の支給時期に支給した場合において、これを損金として経理したときはその賞与の額のうち、その法人の他の使用人に対する賞与の支給状況等に照らしその職務に対する賞与として相当であると認められる

得したため、その借地権の時価との差額について贈与を受けたと認められるにもかかわらず、借地権等として資産に計上していない場合にはその取得したと認められる借地権を資産に計上したのち評価減したものと否認をされることとなりますから、その贈与を受けたと認められる借地権等の対価

金額は損金に算入されます。

その賞与を使用人に対する賞与の支給時期に支給しないで未払金として経理し、利益処分による役員賞与の支払時期に支払つたような場合には、その賞与は損金に算入されないこととなります。

役員の出張旅費の取扱

【問】当社の取締役は海外の市場視察のため出張しますが、この出張旅費等を損金に計上した場合に認められますか (小岩I社)

【答】会社の役員が、その会社の事業に関連する会議への出席、市場視察等の目的で海外に出張するためその出張に要する金額を会社が負担した場合には、その費途が明らかであるものに限り損金に算入されますが、その旅行目的が会社の事業に関係のないものは損金に算入されないことになっており

相当額を相手方に支払うこととして、借地権等を資産に計上するとともに、これを未払金に計上すれば認められることとなります。

非課税所得関係

【問】当社の社員が給料支給定日前に死亡しましたので、その日の給料は遺族に支給しますが、この

ます。

なお、この場合の損金に算入される旅費、宿泊料の額は、その会社の定めた旅費規程等に基づいて支給される金額又はその定めがない場合でもその額が妥当であると認められる金額に限られます。

役員に支給する

弔慰金の取扱

【問】死亡退職した役員の遺族に弔慰金を支給しましたが退職給与金として取り扱われますか。

【答】死亡した役員の遺族に対して葬祭料又は弔慰金を支給した場合には、その葬祭料又は弔慰金の額のうち適正な金額は退職給与金として取り扱わないで、福利厚生費等として経理することができま

す。

(逆井N社)

【答】給料支給定日前に死亡したため、その者に支給すべきであった給料をその遺族等に支給する場合、退職手当金の場合と同様に課税しないことになっております。

(回答は六問とも編集部)



あとがき

▽三月三日は雛祭。ある朝、通勤電車で隣にいた女学生達が、内裏様(お姫様)は、飾り段に向つて右側か左側か議論をしていた。しばらくして、そのうちの一人が曰く。「○○デパートでは左側だつたわよ。」どうやらこれで結論はでたらしく、別の話題に転じていった。とんだ恥をさらした○○デパートには勿論、分別力を有しないこれら女学生の将来の雇用主にしみじみ同情を覚えた。

▽編集室のお向いの税務署では、確定申告の納税相談たけなわ。申告納税制度本来の姿からほど遠い、納税相談風景もそろそろ反省期にきたのではないだろうか。

編集兼発行責任者

江戸川法人会

江戸川区小松川四一九八
電話六八一局三四七四番

江戸川法人会だより

本年度最終の理事会開く

定時総会提出案件などを決定

本年度最終の定例理事会を、三月十八日、午後三時三〇分から法人会館会議室で開催しました。

会長挨拶ののち、近く開会予定の通常総会提出の昭和四〇年度の運営方針ならびに収支予算等を中心とする次の議題について、事務局当局から趣旨の説明、報告等があり、協議を重ねました。

1 昭和三十九年度補正予算の件
2 昭和四〇年度事業活動の基本方針(案)に対する検討について
3 同事業計画(案)に対する検討について

4 昭和四〇年度収支予算(案)の検討について
5 定時総会開催の日時場所の決定について
6 社団法人認可申請と創立総会の開催について

7 社団法人江戸川法人会初年度の

事業活動の基本方針について

8 同 初年度の事業計画について
9 社団法人江戸川法人会初年度の収支予算(案)について

10 法人会会員加入現況等その他

この結果、事務局の提案、報告を了承。盛会裡に散会しました。なお、閉会に先立ち、野地署長より昭和三十九年分申告所得税の確定申告について、法人会ならびに会員の皆様の御協力を深く感謝するとともに、今後ともより一層の協力方をお願いしたい旨の挨拶がありました。

また、議題の5と6の定時総会と創立総会の開催については、四月下旬に同時に開催することとし日程については、おつて確定することに決定されました。(議題10については、別項に解説いたしましたので御参照下さい。)

「印紙税のしおり」

近く配布

国税庁では、国税をわかりやすくPRするために、税に関する事項をやさしく解説した「国税のしおり」を発行しています。このほどここの「しおり」のうち「印紙税の手引き」を作成しましたので、ちかく税務署を通じて納税者に配付いたします。

この「印紙税の手引き」では印紙税がかかる証書や帳簿が一目で分るよう、またどんな種類のものには、いくらの収入印紙を貼付すればよいかなども一目で分るよう説明されています。

希望者は早目に税務署総務課にお申し込み下さい(郵送の場合は郵券を添付のこと。)

報奨金即時払の新制度

固定資産税・都市計画税について

昭和四〇年度から固定資産税、都市計画税を納期前に納税された場合には、報奨金は納税と同時に支払われるように改正されました。

(1) 都税の収納事務を取扱う最寄りの銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関又は税務事務所

納期前に納税されますと、その場で報奨金額を計算の上、報奨金の即時払をします。

(2) 郵便局の窓口ではこの取扱いをしません。

(3) 第一期から第四期分までの税額を四月十六日から四月三〇日まで

までの間に一度に納税された場合の報奨金の額は、納税通知書の下欄に印写してありますから納税者はこの期間内に納税された場合に受取る報奨金の額を具体的に知る事ができます。

またこの期間以外に、納期前納税された時にももちろん、所定の報奨金をその場で支払いますが、その金額の計算方法は納税通知書の裏面に記載してあります。



嵯峨野の竹

嵯峨野の竹

ねつてゐる。竹藪の雅致は、東京の郊外などを歩いたのでは、全くわからない。細い真直な幹が、すくすくと列び立ち、日光の洩れる隙もない程に密生して、藪の中が奥の奥まで青暗くなつて居る。

谷崎潤一郎

「朱雀日記」より

有利な制度や取扱を周知

不況下の税務行政で通達

国税庁では「最近の経済情勢下において税務執行上特に留意すべき事項」をとりまとめ、このほど各国税局に通達しました。これは、最近の経済情勢が不況の傾向をたどり、売掛金などの回収がおくれ、手形の期限が長期化して企業の倒産や不渡り手形が増加するなどの事態が発生し、事業経営が全般的に困難の度を増してきているので、税務の執行にあたって特に留意すべき事項を通達したもので、課税や納税の面で行きとどいた配意を加えるように指示しています。この通達に示された留意事項の要点は次のとおりです。

一、法令、通達上の各種取扱いの周知

「形式基準による貸倒れの特例（債権償却特別勘定）」「純損失（欠損）の繰もどしによる還付」「納税の猶予」など最近の経済事情下の納税者にとって特に活用可能な性の高い法令、通達上の各種の制度、取扱いおよびその手続きについて「税の相談日」のほか、申告および納付指導の場合等あらゆる機会をとらえて、必要な場合には説明会を開催する等の方法により、納税者への周知を図り、かつその適用にあたって遺漏のないよう留意すること。

なお、納税者との応接にあたっては、納税者の主張に十分耳を傾

け、問題を積極的に解決するように努めること。

二、税務調査および滞納整理等の実施上の留意

所得税、法人税等の調査および滞納整理等の実施にあたっては、きびしい事情の下にある納税者の心理をよく理解し、税務当局に対して無用の不信任感を与えないように細かい心づかいをもつて接し、一律の取扱いを避けて、実情に則した適切な措置をとること。

（参考）納税者にとって利用度の高い法令や通達の取扱いのうち、二、三の制度について、そのあらましを紹介いたします。なお、詳細やこれ以外の取扱については、税務

署または当会事務局までお問合せ下さい。

1 貸倒れの損金算入の一般基準と形式基準による貸倒れの特例（債権償却特別勘定）

売掛債権、貸付金等が現実に回収不能と認められるに至つた場合には、貸倒れとして損金に計上することができ、次のような貸金等については、形式基準により貸倒れとして処理することが認められる。

すなわち、貸金等について、その債務者が手形交換所の取引停止処分を受けたとき、会社更生法の規定による更正手続の開始の決定があつたとき等一定の場合には、その貸金等の五〇％相当額以内の金額を債権償却特別勘定として確定した決算に計上した場合に、その計上額の損金算入が認められる。なお、債務者の資産、負債等の状況からみて貸倒れと見込まれる金額が、その貸金等の五〇％を超えると認められるときは、あらかじめ国税局長の承認を得て、その承認を受けた割合によって債権償却特別勘定への繰り入れをすることができ、

2 貸倒引当金勘定への繰入額の必要経費算入
青色申告をしている個人または

法人が、貸倒れによる損失の見込額として、期末の売掛金、貸付金その他これらに準ずる債権のうち一定額（個人の場合は、年末における貸金額の一、〇〇〇分の五、ただし金融業については一、〇〇〇分の三、三、法人の場合は、業種により期末貸金額の一、〇〇〇分の一二から一、〇〇〇分の二五）について貸倒引当金に繰り入れた場合には、申告により繰入額の損金算入が認められる。

3 欠損（純損失）の繰越控除および繰もどしによる還付

青色申告をしている個人または法人は、純損失または欠損の金額を個人については三年間、法人については五年間の繰越控除が認められる。

また、引き続き青色申告をしているときには、この純損失（欠損）の繰もどしによる既納税額の還付が次により受けられる。

個人については、前年分の所得に対する所得税額と前年の所得からその純損失の金額を控除して計算した場合の所得税額との差額の還付を受けることができる。

法人については、欠損を生じた事業年度開始の前一年以内に開始した事業年度の所得に対する法人税額のうちその欠損金額に対応する税額の還付を受けることができる。

4 延納および納税の猶予

青色申告をしていると否にかかわらず、所得税法および法人税法の規定による延納のほか、国税通則法の規定による納税の猶予の制度がある。

(1) 所得税法および法人税法の規定による延納は、期限内申告と一定金額以上の期限内納付をおこなって延納の申請書（届出書）を提出すれば延納が認められる。

(2) 国税通則法の規定による納税の猶予は、たとえば取引先の債務者が事業不振のため休業または倒産し、その債務者に対する売掛債権の回収が困難となつた等のために未納の国税を一時に納付することができないときは、納税の猶予を申請することによって税務署長の承認により納税の猶予が認められる。

なおこの猶予期間に対応する延滞税については、納税者の事情によって免除される場合もある。

（延納制度については、第四面にも解説してあります。）

全法人の六〇%加入実現を

会員増加についてお願い

当会が念願としていた社団法人の認可申請を行なうためには「管内全法人の五〇%以上が会員であること」という条件を満たさなければなりません。

ところが、最近の江戸川区区内における新設法人等の増加は顕著で現状のままで、認可申請の際にこの条件が満たされない場合が生じることも予想されます。そこで当会では三月一八日の定例理事会で協議の結果、全法人の六〇%加入を目標に、強ちに会員増加運動を推進することになりました。

別表は各支部別の会員加入現況と、今後獲得して戴く目標会員数を掲げたものです。

全法人の六〇%加入を目標としていますので、各支部でも六〇%加入を実現させて戴きたいと考え、各支部毎の目標数を掲げました。(したがって加入割合六〇%以上の支部は目標数0としてありますが、現状に満足されずに積極的に新会員獲得に努められるようお願いいたします。)

会員の皆様の御協力をお願いいたします。

法人会会員加入現況

支部名	法人数	会員数	加入割合	目標
1	209	97	46.4%	29
2	167	106	63.4	0
3	226	134	59.2	2
4	180	96	53.3	12
5	138	83	60.1	0
6	133	81	60.9	0
7	221	90	40.7	43
8	264	130	49.2	29
9	201	127	63.1	0
10	178	111	62.9	0
11	172	86	50.0	18
12	122	92	75.3	0
13	271	112	41.5	51
14	287	128	44.4	53
15	266	119	44.7	41
16	(17支部に含む)			
17	330	180	54.5	18
18	190	58	30.5	56
19	118	70	59.3	1
20	289	159	55.0	15
21	168	59	35.1	42
22	111	53	47.7	14
計	4,241	2,171	51.1	424

(40. 3. 18. 現在)

法令用語の知識

「者」と「物」と「もの」

自然人、法人を通じ、法律上の人格を有するものの単数または複数をあらわす場合に「者」を使います。したがって、人格のない社団、財団等は通常含まれません。

「物」は、人格のある者を除いた有体物(いわゆる事物という意味)を指す場合に使われます。



景品券と印紙税

【問】商品販売拡張のため、商品とともに「景品券」を付けますがこの景品券は当りくじのときには一枚で〇〇円相当の物品と引換えるようにしていますが、この景品券は課税されますか。

【答】数枚取りまとめて物品と引換えられるものは、印紙税法上の証書には該当しませんが、一枚だけで引換えられるものは、印紙税法第四条第一項第六号の物品切手に該当します。なお景品券に記載

団、財団等を表現する場合またはそういう人格のない社団、財団等と人格を有する自然人、法人の双方を含んで表現する場合には「もの」が使われます。また、ある者またはある物のうちの特定のある者、またはある者を限定して指す場合にも「もの」が使われます。

「時」と「とき」と「場合」

「時」というのは文字どおり時刻の観念をあらわす語です。

「とき」と「場合」は、ともに

金高がないときは六円の印紙税が課せられます。しかし景品券に例えば「二〇円の物品と引き替える」旨を明記されると記載金高五〇円未満となり、五〇円未満の物品切手は非課税ですからこの場合は印紙税は課せられません。

買物クーポン券等の取扱

【問】物品の販売業者ですが、消費者の便を図るために「買物クーポン」というものを発行しています。印紙税はいくらですか。

【答】販売業者またはその代理業者が、買受人に対してあらかじめ一定限度の金額または数量までの商品の掛売を約束し、その契約の証として買受人に交付する買物クーポンつづり、引換券または会員証(単なる身分証明書は除く)等

仮定的条件を示すことばで、一般には別に意味に区別をつけずに主としてその時々々の語感によって使用されます。ただし、仮定的条件が二つ重なるさいには、大きい条件を「場合」であらわし、小さい条件を「とき」であらわします。たとえ「更正または決定をした場合において、脱漏があることを発見したときは」と使用します。

新収入印紙発行

四月一日から、四〇円、八〇円、一二〇円の収入印紙が新しく発行されます。大きさは従来の一〇円券と同じもの。優雅なデザインと色彩感覚豊かな収入印紙です。

であって、それと引替えに商品を受取るものは、買受人の代金後払いで品物をもらう権利を認めた証書に該当しますから第三一号証書として課税されます。したがって、最初に買受人に買物クーポンつづりを交付する時に印紙税はつて下さい。印紙税は

(1)記載金高三千円未満のもの……非課税
(2)記載金高三千円以上のもの……一〇円
(3)金高が記載していないもの……一〇円
(カットの写真は弘前城本丸櫓)

税金相談室

固定資産の取得価額三題

借入金利子の

取得価額への算入の可否

【問】 当社では今回固定資産を取得するために資金の借入れをしましたが、その利子を取得価額に入れる必要がありますか。

(葛西U社)

【答】 固定資産の購入または建設、製作、製造等のために借入れた資金の利子で、その固定資産の使用開始前の期間に係るものについては、原則的には取得価額に算入すべきですが、税務においては取得価額に算入しないことを認めております。

立退料の取扱

【問】 今般建物を取得するに当って、前の居住者に立退料を支払いましたが、損金として経理をすることができですか(春江A製作所)

【答】 土地、建物等を取得するに際して、その土地、建物等の従前の使用者等に支払う立退料その他立退のために要した金額は、その土地、建物等の取得価額に含めなければなりません。

建物付土地の購入と

取りこわし費用の取扱

【問】 建物付の土地を購入し、その建物を取りこわしてビルを建築したいと思いますが、この場合の建物の取りこわし費は新しいビルの取得価額に入れて償却をすることができですか(桑川I社)

【答】 御質問のように土地を建物等とともに取得し、その建物等を取りこわした場合のその取りこわし費用と建物の帳簿価額については、まず、土地の取得が目的である場合にはその土地の取得価額に算入し土地の取得が目的でない場合には損金に算入することができません。

なお、土地の取得が目的であるかどうかの判定は、その取得後おおむね一年以内にその建物等を取りこわしに着手する等、その建物等の取得が本来の用途に供するためでなく当初からその建物等を取りこわして土地を利用する目的であることが明らかであるかどうかによって判定されます。

(回答は三問とも編集部)

税金を納めにくいときは

延納制度を御存知ですか

現在は申告納税制度ですから、期限内に申告をして、その税金を納める建前になっています。しかし、たぐさんの納税者のなかには、いろいろの事情で定められた期限内に税金を完納できない方もあります。

このような方々のために延納や納税の猶予など、実情に即して納税できる方法が定められています。詳しいことは税務署にお聞き願うことにして、今回は「延納」について説明することにしました。

法人税の中間申告(予定申告)

や確定申告をした会社が、申告した税額を一度に納められない場合は、次の要件をそなえると、半額以内の税金を、三か月間延納することがあります。

(1) 法人税の申告書を期限内に提出するとともに「法人税延納届出書」を提出すること。

(2) 中間申告(予定申告)が確定申告によって納付しなければならぬ法人税の半額以上を納期限(申告期限)までに納めること。

この延納の期間中は、延納の税額に、日歩二銭の利子税がかかりますが、この利子税は、法人所得の計算上損金になります。

なお、延納の税額を延納の期間中に、一度に納めるか、分割して納めるかは、税金を納める方が自由に選べます。



また、法人税の延納は、前記の要件をそなえておれば、税務署へ届出をするだけで認められます。

あとがき

したがって、税務署から延納許可の通知はありません。しかし、延納を届出ても延納の要件が欠けていると滞納になって、税務署から納税の督促を受けることになりやすから、注意してください。

(注) 解説は国税庁刊行の「国税のしおり」延納と納税猶予の手引き」の抜粋です。

◎江戸川税務署では、確定申告の納税相談時に待合室の納税者と一緒に来署した子供たちに、チュウインガムを配り、時間待ちの間の退屈をしのいでもらったが、この試み、仲々の好評。写真は玄関前で某青年事務官がお嬢ちゃんに差しあげているところ。美しい母親の笑顔と嬉しそうなお嬢ちゃん。うららかな春である。

お説

第六号掲載の写真説明が洩れていましたので、補足いたします。

○第三面カットの写真は新中川放水路の今井大木門

○第四面写真は諏訪城天守台跡

編集兼発行責任者

江戸川法人会

江戸川区小松川四一九八
電話六八一局三四七四番

江戸川法人会だより

野地署長、品川税務署長に 後任は丸島辰雄氏

七月一日付の国税庁発令人事異動で、野地実江戸川税務署長は品川税務署長に御栄転されることになり、後任には丸島辰雄東京国税局監視課長が発令されました。

野地署長は、丁度二年間在任されましたがその間三つの目標を掲げ、努力されたことは周知のことです。当会に示された御厚情と御配慮に深く感謝の意を表するとともに心から御多幸をお祈りいたします。

丸島署長は人格、識見ともに兼ね備わった秀才の誉れ高き温厚な紳士です。良き指導者を得て心強い限りです。宜しく御指導御べんたつ下さるようお願いいたします。

お別れに際して

野地 実

この度の七月一日付の人事異動で品川税務署長を命ぜられ、法人会員の皆様とお別れしなければ



らなくりましたので、一言御挨拶を申し上げます。

今から丁度二年前、私は新米の一年生署長として胸ふくらませて着任いたしました。歴代のベテラン署長に比して、浅学非才なので、果して満足に務まるかどうか不安でありましたが、会員の皆様の温かい御支援、御協力により、

お蔭をもつて文字どおり、大過なく勤めさせていただくことができました。これは全く会員の皆様の御理解と御協力の賜物で厚く感謝申し上げます。

願ひますと、この二年間「喜びも悲しみも少なくなかった」と申すのでしうが、私には悲しいことは一つもなく、楽しいことばかりで、人生の忘れ得ぬ思い出ばかりでございました。

着任以来、三つの目標を旨として、トラックターの如く、あるいは機関車の如く、ただ前進するのみで、その間定めし、お気にさわることや、不平、不満のことも多々あつたことと思いますが、どうかお許し下さるようお願い申し上げます。

さて、今や法人会員倍加運動の目標も突破され、待望の法人格もすぐ与えられ、名実ともに日本一の法人会になることと信じていますが今後の運営には、更に御苦労があると思ひますので、一層の御理解と御協力とをお願い申し上げます。

終りにのぞみ、法人会の御発展と会員の皆様の事業の御繁栄とお家族の御多幸を心からお祈りいたします。お別れのことばといたします。

(写真は野地前署長)

新任の御挨拶

丸島 辰雄

今回の異動により江戸川に参りました丸島でございますが、野地前署長同様に会員の皆様の御協力を心からお願ひ申し上げます。

当地区は、最近急速に発展し、今後もお一層の発展が期待される土地であり、また皆様の事業も順調に伸展していることを伺つてまことに喜ばしい事と存じます。

当署の税務運営につきましては各税協力団体の活発な活動により収納状況も非常によく全般的に円滑に推移していることは会員の皆様の御理解ある御協力の賜で心から厚くお礼を申し上げます。

今後の署長の運営に対して限られた職員で円滑に円滑に職務を遂行して行くためには、どうしても会員の皆様の御協力を得なければなりませんし、また、現在の一般経済事情は決して楽観を許さない状況にあるため色々と難しい問題も出てくることを懸念されますので、その責任の重大なことを痛感しております。

浅学ではございますが、明るい税務の運営に一生けんめい努力して行きたいと念じておりますので宜しくお願ひ申し上げまして御挨拶といたします。

(写真は丸島新署長)

税務署幹部の人事異動(七月六日付)



○徴収課長 関川啓治

○徴収課長 渡辺一男

○所得税第二課長 戸村寛

○所得税第二課長 戸村寛

○法人税第一課長 城竹武治

○法人税第一課長 城竹武治

○法人税第二課長 木村吾作

○法人税第二課長 木村吾作

○間税課長 菅沼桂次

(千葉、間税課長)

昨年度の物品税

家庭電気機具は減退の傾向

国税庁では、このほど昨年度の物品税の課税状況を発表しました。

これによると、昨年度中に課税した物品税は約一、四一五億円で前年度にくらべると、一二億円の増加となっています。

このうち国産品は一、三三四億円、輸入品は一億円となつています。

国産品の課税額の内訳をみてみますと、小型乗用車がトツプで、三三四億円で国産品の四分の一を

占めています。

第二位はテレビ等で二三〇億円第三位は電気冷蔵庫等で一五九億円となつています。しかしこれらの電気機具は新規の需要が減退していることなどから、課税額はテレビ等が前年度より三・七%、電気冷蔵庫等が同じく七・二%の減少。また、扇風機は一八・八%、掃除機や洗濯機等も七・六%減少しています。反面ルームクーラーラジエーターは一・四%増加しています。そのほか、写真機や映

法人住民税・事業税の申告書様式の改正について

税務事務所からお知らせ

昭和四〇年五月二十九日、自治省令第一六号をもつて地方税法施行規則の一部が改正され、法人の道府県民税、事業税の申告書様式が統合される等の改正が行なわれました。

これにもつきまして、東京都におきましても新様式を定め

て六月一日以後に申告納付期限の到来する法人に対ししては毎月申告納付期限前二〇日頃までに各法人あてお送りしておりますから、今後、申告納付の際は、新様式を使用されるようお願いいたします。

写機等は一・九・五%、化粧品は一五・八%、時計類は二二・六%と前年度に引続いて増加しています。

ちよつと一言！

記帳ができない

決算ができない

申告手続がわからない

こんな場合は、まず

法人税相談員を

御利用下さい

大法人の申告状況

二月期決算

国税庁では、さきほど二月決算の大法人の申告状況を発表しました。

それによると、二月決算の大法人は、デパートなどの貿易商事業を中心とする八〇社ですが、その売上高は三、八一五億円で、前期の八月決算を七・六%上まわつていますが、申告所得額は一〇七億円ほどで、逆に前期より一三・五%落ちています。これはデパートなどが売上、申告所得額ともに、一〇%程度伸びたが、その他の業種が減益となつたことが反映したためとみられています。



語識 法令の

「直ちに」、「遅滞なく」と「すみやかに」

この三つの用語は、ともに時間的即時性をあらわすことばであるが、それぞれ若干ずつニュアンスのちがひがあります。

「直ちに」というのは、この三つの中では、一番、時間的即時性が強いということが出来ます。何をあいても、すぐにやれという趣旨をあらわそうという場合に多く使われています。

これに対し、「遅滞なく」は、時間的即時性は強く要求されるがその場合でも、正当な、又は合理的な理由に基づく遅滞は許されるというように解されており、事情の許すかぎり最もすみやかにという趣旨をあらわす場合によく用いられます。

「すみやかに」というのも、もちろん、できるだけはやくという意味をあらわすにはちがひないが訓示的な意味、つまり、これに對

する違反が義務を怠つたものとして直ちに違法ということにはならないというような場合に使われることが多いのです。これに対し、「直ちに」又は「遅滞なく」の場合はこれに違反しておくれた場合はそれが不当というだけでなく違法問題にまで進む場合が多い。

「改正する」と「改める」

この二つのことばは、意味の上では別にちがひありませんが、法令の上では、用法を異にして使われます。

ある法令を改正する場合に、その法令全体をとらえて、その全部又は一部を改めるといふときには「改正する」といふことばを用い、その法令の中の個々の条項をどう改めるかというときには、「改める」を使います。

たとえば、「所得税法の一部を次のように改正する。」というように、所得税法という法律全体をとらえた場合は、「改正する」を使い、その所得税法の中のある条項を改正するという場合には「第〇〇条第〇〇項を次のように改める。」というように「改める」を使います。

(カソットの写真は銀座五丁目)

申告所得税

第一期分の納付について

昭和四〇年分申告所得税予定納税につきましては、すでに税務署から、皆様方のお手許に、予定納税額の通知書が送られていますので、第一期分の納付税額はおわかりのことと存じます。

納付書用紙は、別に七月上旬迄にお手許に届くように、税務署ではお送りすることになっておりますので、お忘れなく納期限の七月三十一日までにお近くの銀行、郵便

局または税務署窓口へ納付して下さい。

納期は七月一日から七月三十一日までです。

できるだけ早くお早めに完了されますようお願いいたします。

青色の町を宣言

岐阜県笠原町で

岐阜県笠原町では、このほど小学校で「青色の町宣言式」を開き、水野町長が「青色の町」を宣言しました。

同町は、今年の二月から税務署町、青申会、陶磁器工業組合が協調して、青色申告の普及に努力した結果、三月一五日現在で個人は九三%、法人は九八%に達しました。それで今回の宣言となった次第です。

宣言式当日は、県からは知事、国税局からは局長代理が出席されました。水野町長は「申告所得税等は青色申告、納税は納付組合を強化して町民の公共優先の精神を高揚する。」

す。

会員の皆様には、すでに御計画に基づいて、納税のための備蓄をされていることと存じますが、納期内に必ず完納するという心構えをお持ちいただき、当会会員はそろって納期内に完納されますようお願いいたします。

(注) 納期限の七月三十一日は土曜日となっております。銀行、郵便局の取扱は正午迄です。

婦人税金教室

卒業生名簿できる

江戸川税務署では、このほど、「婦人税金教室卒業生名簿」を作成いたしました。

この名簿は、第一回(三十八年十一月開講)から第一八回(四〇年六月開講)までの卒業生名を町名別に編集したものです。

配付を希望される方は、税務署総務係までお申し込み下さい。



税務運営方針で通達

前年度の方針を踏襲徹底

国税庁は、さきほど昭和四〇年度の税務運営方針を各国税局長に通達しました。

それによると、本年度の税務運営方針は、前年度の方針をそのま

なお第一八回までの卒業生総数は二四五名であり、町名別では小

岩五七名、平井三九名、東小松川三六名、西小松川一九名、逆井町一九名、小松川一八名(以下略)の順となっています。

(写真は婦人税金教室授業風景)

江戸川税務署

機構を改訂

法人税課は二課制に

大蔵省組織令と大蔵省組織規程の一部が、さる五月一八日付で改正され、税務署の機構改訂が決定しました。これによると、江戸川税務署の法人税課は分課されて二課制に、また所得税課も分課されて二課制をとることになりました。

なお、この機構改訂は七月一日から施行されます。

「納税道義の高揚につとめると同時に、国民の信頼と協力を得るために適正公平な税務行政の確立を目標」とし「近づきやすい税務署」「適正な課税」「綱紀を正し明らかな職務を確立する」の三本の柱によつて運営するというものです。

税金相談室

固定資産の買換四題

事業用の固定資産を任意に買換えたが圧縮記帳は

〔問〕事業用の固定資産を買換えた場合には、それがたとえ任意の買換えでも圧縮記帳が認められますか。(逆井 R 製作所)

〔答〕従来は、会社所有の固定資産を譲渡して別の固定資産を取得した場合には、その譲渡益に対しては課税されることになっておりましたが、昭和三十八年四月一日から四一年三月三十一日までの間に事業用の土地および建物等の特定の資産を譲渡し、その対価により特定の資産を取得した場合には、その買換資産について圧縮記帳ができることになりました。

空閑地を売却した場合

〔問〕空地のまま放置してある土地がありますので、この際これを売却して他に土地を取得するか又は他の土地に工場を建設したいと思いますが、この場合でも特例の適用がありますか(平井K社)

〔答〕譲渡する資産については、譲渡直前まで事業の用に供していたものでなければならぬという限定がありませんから、御質問のように、空閑地であつても差し支えありませんが、取得する資産は必ず事業の用に供さなければなりません。

工場を移転する予定で土地を取得したが

〔問〕当社では工場を移転する予定で、現在の工場用地の売却前に他の土地を取得しましたが、この場合でも特例の適用がありますか(下今井T有限公司)

〔答〕買換資産の取得は、原則として譲渡資産の譲渡をした事業年度の翌事業年度開始の日から一年を経過する日までの間に取得したものでなければなりません。土地等に限らず譲渡資産の譲渡の日を含む事業年度開始の日前一年以内に取得をし、かつ、その取得の日から一年以内に事業の用に供して

いるとき又は供する見込みであるときは、特例の適用が受けられます。

二年前に土地を取得して工場建設に着手した場合

〔問〕土地等については、譲渡資産の譲渡前一年以内に取得したものであつても特例が認められるというのですが、当社では二年前にすでに土地を取得して工場の建設に着手しています。この土地については、救済措置はないものでしょうか。(東船堀町社)

〔答〕土地等については、譲渡資産の譲渡前一年以内に取得したものであつても特例の適用が認められておりますが、御質問のように、たとえば、工場等の建設に要する期間が通常一年をこえるとか、あるいはその土地の造成並びに工場等の建設および移転に要する期間が通常一年をこえるとか認められる事情がある場合には、その譲渡前三年以内に取得したものであつても特例の適用を受けることができません。

(回答は四問とも編集部) 編集部では、会員の皆様の御質問をお待ちしています。

「国税のしおり」続刊
国税庁の広報計画きまる

国税庁では、さきほど昭和四〇年度の広報計画を発表しました。これによると前年度に発行されて好評だった「国税のしおり」は四〇年度も引き続き刊行されることになっていきます。

七月以降分については、その主だったものを拾つてみると、次のとおりです。

なお「国税のしおり」は一つのテーマごとに特集号の形で刊行し、税務署を通じて、一般に配付されます。御希望の方は、税務署総務係にお申し込み下さい。



◎ 滝茶屋のビール沈める
流かな 鶏雲

◎ 七月となると、お向いでは人事異動の時期。
往く人、来る人。いろいろの感慨にふける時期です。

① ラジオ放送

◎ 税法講座 N H K 第二講座で
一〇月六日―三月末間に二六回
毎週水曜日の八時三〇分から三
〇分間

◎ 税金相談室 N S B で一二月
―三月間に四〇回。一五分番組
で贈与税、譲渡所得、所得税確
定申告について

② 国税のしおり

次の予定で刊行されます。

◎ 七月―所得税法はこう変わった

◎ 九月―密造酒はやめましょう

◎ 十一月―印紙税の手引

◎ 十二月―譲渡所得はこう計算する

◎ 一月―税金を納めにくい時は

折楊柳

唐 楊巨源

水辺楊柳緑煙絲
立馬煩君折一枝
唯有春風最相惜
慙慙更向手中吹

編集兼発行責任者

江戸川法人会

江戸川区小松川四一九八
電話六八一局三四七四番

江戸川法人会だより

青色申告の推進運動

申請手続と記帳指導を行う

江戸川税務所管内の青色申告法人は全法人(四、五〇社)の七六%を占めているが、最近の経済界の白色法人に対し、最近の経済界の倒産等の不況から貸倒れ等による中小企業の経営が大きな打撃を受けている現況に鑑み、せめてもの税法上の特典の多い青色申告法人となるようにと税務当局と協力のもとに白色法人に対し青色申告の申請手続きの勧奨と青色申告法人の帳簿類やその記帳等についての指導事業を行ない、経営に役かつてようとして……ここに全法人の青色化運動を推進することになったものである。

因みに青色申告法人に対する特

典の主なるものをあげてみると
先づ第一に税務調査時に当り推計課税や理由なくして決定がでないことである。と共に中小法人でも活用できる特典の二、三をみると左記のようなものがある。

支部の税法研究会決る

理事 会

下半期事業計画等を決定する定例理事會が十月十九日(火)午後四時から法人会館會議室に於て行われた。その議事中尤も注目されたのは支部の事業活動で年来から早春にかけて催される行事だけに従来行ってきた具体事例による税法

一、法人税関係

- ◎貸倒引当金
- ◎賞与引当金
- ◎退職給与引当金
- ◎繰越欠損金の損金算入
- ◎欠損金の繰戻しによる還付等外にもあります。

一、租税特別措置法関係

- ◎合理化機械の特別償却
- ◎中小企業の機械等の割増償却
- ◎海外取引等のある場合の割増償却
- ◎新築貸家住宅の割増償却
- ◎価格変動準備金勘定への繰入金の損金算入
- 等外に若干あります。

築地の渡し

木下幸太郎

房州通ひか、伊豆ゆきか、

笛が聞える、あの笛が。

渡しわたれば佃島。

メトロポールの燈が見える。



て 佃島

十月の句から

秋の塵こぼるゝ見ゆる

秋日和

虚子

歳明けて旅人入るゝ

新酒かな

月居

大法人の申告状況

三月期決算

国税庁では、先程三月期決算大法人の申告状況を発表しました。

それによると、一、五七〇社の売上総額は一兆七、三四三億円で、申告所得額は四、六七三億円となっています。

最近の経済情勢からみて、六ヵ月決算大法人の六七%をしめる当期大法人の決算は、とくに注目されていますが、これを前期の九月決算にくらべますと、売上額は

六・三%、所得額は二・六%増加しています。
しかし、所得額の三〇%をしめている金融業を除くと、所得額は一・一%の減益で、前期に引続いて下降しています。
とくに、前期九月期の減益は、耐用年数短縮などによる減益でしたが、当期はそのような要因が見あたらないだけに、決算の結果が注目されています。

ヤミ酒を追放しよう

ヤミ酒飲めば肝臓障害

税務署では、今年も十月二十一日から三十日まで「ヤミ酒をなくする運動」を実施します。

いろいろの行事が予定されていますが、この運動は村から町からヤミ酒を追放して、明るい村づくり、町づくりをするために行なうものです。

国の免許を受けずに造るヤミ酒は、全国にはまだ相当あります。

このため、一年間に約七〇億円にもぼる酒税がやみに葬られています。ヤミ酒は国の財政の大敵だといえます。

法人税、源泉税の相談は審理係で

「だより」第八号で、御紹介しましたが、江戸川税務署では本年度の機構改正で、法人税課を分課して二課制をとることに

なりました。法人税第一課には審理係が設けられました。

これは最近、納税者からの税法通達などの適用に関する質問や取扱上の個別的な問題に対する回答を求める声が多くなつて

いるのに対処したものです。また、審理係には、タックスカウンセラーを置いて、小法人

ヤミ酒は、隠れて造るため、不潔で、製造方法が幼稚なため、有毒な物質が含まれています。

ヤミ酒を飲んで死亡したり、失明する人もあります。

悪い風習はなくしたいもので

を対象とした記帳、決算申告に関する具体的な相談や巡回指導を行なっています。

審理係では、毎月中旬頃、当月申告法人について、法人会館で説明会を開催します。

関係法人には、その都度、案内状をさしあげますので、多数参加下さるようお願いいたします。

法人税等の相談には、審理係を御利用下さるよう、江戸川税務署ではのそんでいます。

☆☆☆☆

す。

昨年でしたが、大阪市立大学の助川教授が、大阪市内A地区の住人に異常肝臓者が多いと研究結果を発表されました。

同教授はA地区住人の事故死体一六二体を解剖した実績から、①肝臓が普通の人より一〇グラム重く、大きい。

②赤味が少く黄色がかつている。

③老化現象がみられることがわかりました。

この原因として、この地区の住民は、例の「ばくだんしようちゅう」という、ヤミ酒を愛用しているので、フーゼルの混入している不良アルコールの影響によるものといわれています。

正規の酒以外には、このフーゼルの油が多く混入されています。



フーゼルの油は、わずかに二滴(〇・一cc)をネズミのえさに混ぜて食べさせると、一日で死んでしまします。

ヤミ酒は、つくつても、売つても、持つていただけでも酒税法違反で処罰されます。

(写真は発見されたヤミ酒。真白に濁っている。)

皆さんの意見や不満を聞く

Ⅱ 納税者の声を聞く旬間Ⅱ

税務署では、恒例の納税者の声を聞く旬間を十一月一日から十日まで全国一せいに実施します。

この旬間には納税者の皆さんの、税務に対する飾りのない御意見や、ふだんは表面に現れない苦情などを聞き出し、税務署の仕事を一そうよくしていくために行なうものです。毎年この旬間には

たくさんの方の御意見が寄せられ、中にはその意見を基にして法律が改正されたものもあり効果をあげています。

この旬間中に行なう行事について、税務署では、いろいろ準備をすすめています。そのあらかしをお知らせしませう。

まず、旬間中は、税務署の幹部

お知らせ

従来税務署では、月曜日から金曜日までの昼休み時間は十二時十五分から十三時十五分まででしたが、九月一日から、この時間が十二時から十三時までに変更されました。

が納税者宅を訪問して、税務行政に対する意見や不満などを聞いた。座談会(納税者の声をお聞きする会)を開きます。

また、有名人に一日署長をお願いして、税務相談の実態や税務署の仕事を知っていただくことも計画されています。

そのほか、高校生から租税に関する作文を募集したり、租税教室を開きます。

「税務署長にもの申す」をテーマに一般納税者から投書をつつたり、「税に関するアンケート」を実施したりするほか、街頭に進出して税務相談を行なうことなどが検討されています。

☆☆☆☆

納税は、便利な振替納税で

税務署からお知らせ

税務署では、納税者の皆様に納期限内に自主納付をしていただく一施策として、また納税について皆様の利便を図るため振替納税制度を普及奨励しております。

振替納税とは、あらかじめ納税額のわかる申告所得税第一期分、第二期分および法人税申告分の延納税額の納付を、納税者と金融機関との契約により納期限内に納税者の指定した預金口座から金融機関が納税者に代つて納付の手続を行なう制度であります。

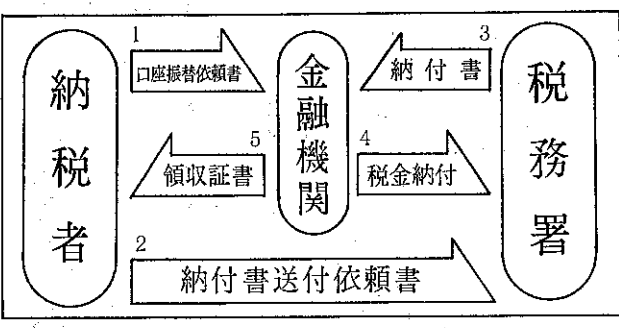
次に手続のあらましを申し上げます。

- 一、振替納税を希望する納税者（以下依頼人という）は、
1 納付書送付先変更届（または納付書送付依頼書）
2 預金口座振替依頼書
に住所、氏名、預金の種類等を記入し、印鑑を押捺のうえ金融機関に提出する。
- 二、「納付書送付先変更届」は金融機関の承諾を得たうえ、税務署に提出する。
- 三、税務署は遅くも納期限五日前までに依頼人の納付書を金融機

関に送付する。

四、金融機関は納期限内に依頼人の指定した預金口座から納付書記載の金額を引出し、納付手続をしたうえ、領収証を依頼人に交付する。

この納税方法によりますと、納期を忘れて滞納になることもなくまた納付のためわざわざ金融機関に出かける手数がはぶかれ、非常に便利な納税方法でありますので



法人会の皆様におかれましても、よく御研究のうえ、法人税申告分の延納税額や、来る十一月の申告所得税第二期分の納税から振替納税制度を御利用されるよう、おすすしめします。

振替納税を希望される方、または、この制度について御質問等がおありの方は、税務署納税貯蓄組合係にお申し出下さい。

（電話 三二五一番内線八番）

不良業界紙各所に出没

税関係の不良業界紙については「だより」第二号に、その手口などを解説して、皆様の御注意方をお願いいたしました。最近、またまた出没はじめました。

十分御注意下さい。

最近の事例としては、次のようなものがありました。

☆八月二三日午後二時頃、荒川区東尾久一丁目K商店に池田という年令六〇才前後、身長一七〇センチ位、がっちりした体格で頭髪のうすい男が現れた。

男は「この春A税務署間税係長を退職。きょうはB税務署間税係長C氏（架空の名前）の紹介できた」といい、さらに週刊紙大五、六頁程の本を示し、「税務署対策

ちよつと一言

記帳ができない
決算ができない
申告手続がわからない
こんな場合は、まず
法人税相談員を
御利用下さい

お 願 い

来年度の予算編成のための資料にしたいと思っておりますので、左記事項にご記入のうえ切り取つて事務局宛にご郵送下さいませようお願いいたします。

簿記講座

本年も現在実施中ですが来年も行つたほうがよいか否か

一、やつたほうがよい

源泉所得税事務講習会

新入社員の源泉税事務講習会はどうか。

一、やつたほうがよい

票簿会計の講習会

法人会方式の票簿会計講習会は

一、やつたほうがよい

説明会と研究会

改正法の説明会、決算期到来の申告指導の説明会並に研究会に就

て
一、沢山やつたほうがよい
一、少ない方がよい

支部の研究会

支部で行う具体的事例による研究会はどうやつたらよいか？

お 知 ら せ

新住居表示により、江戸川税務事務所所在地番が次のように変更になりました。

新地名 江戸川区中央四丁目
二四番一九号

各界、税制改正で要望書を提出

法人税率を三〇%に

全法連 全国大会で要望決議

全国法人会総連合主催の税制改正要望全国大会は、九月一七日午後一時から、全国各地の代表を集めて、千代田区の九段会館で開催されました。

大会の席上、別項のとおり決議を行なうとともに、法人税の一般税率を大巾に引き下げて三〇%

執行面からの税制改正

国税庁、税制調査会に要望

国税庁は、このほど税制調査会に対して、税制改正の要望を行ないました。

これは税務執行の現状を分析しこの観点から税制改正の要望を行なつたものです。

- ① 納税人員を減少すること。
- ② 税制の簡素化をはかること。
- ③ 自主申告意欲を尊重すること。
- ④ 適正課税態勢の確立をはかること。

(現行三七%)とすることなど、国税、地方税あわせて十四項目にわたる、明年度の税制改正要望事項をとりまとめ、大会の出席メンバーで結成した税制改正要望陳情団によつて、政府、各政党、関係官庁に要望書を提出しました。

「わが国企業の資本構成が、今日なお悪化の傾向にあるのは、いぜんとして過重な法人税などの負担によることは議論の余地がない。全国八十万法人はつとに自己資本充実のための施策を要望し、とくに全法人の九八%をこえる中小企業の育成は現下の緊要事で、政府は昭和四一年度の税制改正で、有効適切な減税を実施するよう強く要望する。」

などとなつています。要望のあらましは、次のとおりです。

一、納税人員の減少

課税対象件数を減らし、事務処理の密度を維持することを主眼として、所得税および相続税などの課税最低限を極力引き上げること

二、税制の簡素化
租税特別措置の整理合理化の問題を含め、思い切つた税制の簡素化措置をとること。税制がたびたび改正され、ますます複雑化するにともない、申告納税制度の建て前にもかかわらず、納税者はほとんど自ら申告書を書き得ない実情にある。このため、自主的納税意欲が減退するのみならず、国税当局としても複雑化した申告書などの審理に追われ、本来の調査にかけ得る能力は著しく減殺されている。

三、自主申告意欲の尊重

自主申告意欲を基盤とした適正な税務の運営を確保するため、納税者が各種所得間の負担の均衡に

つき納得し、また比較的無理なく負担し得るような税制とすること。各種所得間の負担の均衡をはかることと、所得税および相続税の税率の高さが適正な水準にあることは、自主申告を期待するに極めて重要であると考え。

四、適正課税態勢の確立

① 科学的、合理的な税務の執行を可能ならしめるため、課程関係資料の充実、たとえば源泉徴収制度、支払調書提出制度の改善など納税義務の履行を規制する制度を整備すること。② 執行の適正化のための手続規定の整備をはかること。③ 知能犯的悪質脱税に対処するために必要な税制上の措置を講ずること。

なお、課税の公平が実現するためには、税制面の整備のみならず一方において広く納税道義高揚運動が推進されることにより、納税者の申告意欲を高め、正しい申告が自主的に行なわれるような道義を確立するとともに、他方において、たとえば官公庁の資料提供、金融機関の税務調査に対する一層の協力、無記名定期預金制度の廃止など、正しい納税を担保するような社会的規制の態勢と制度とが形作られていくことが強く望まれる。



あ と が き

◎ 過日の全国国税局長会議の席上「税務署の調査に対して、目にあまる非協力銀行員は公務執行妨害で告発する」との申合が行われたとか。いまのままでは大口脱税を防止できず、善良な納税者の納税意欲をそぐおそれがあるというのがその理由。当然の申合である。

◎ いかなる権利とはいえ、全て公共の福祉を侵害してはならないのは当然である。自分の土地だからといって、隣家の地盤がゆるむのおかまいなし、無制限に穴を掘つてよいものでもない。

◎ 納税は、基本的な義務である。義務は忘れて、権利だけ主張しても仕様がなない。

編集兼発行責任者

江戸川法人会

江戸川区小松川四一九八
電話六八一局三四七四番

江戸川法人会だより

昭和四〇年分の 年末調整の準備を!!

いよいよ本年も給与所得の年末調整の時期となりました。

例年のおり、説明会を開催いたしますが、なんといつても年末調整事務を能率的に行なうためには、適切な計画が必要なことはいうまでもありません。

そこで、年末調整による年税額の計算事務に入る前に、次に記載する準備を必ずしておきましょう。

1 扶養親族等の確認

「扶養控除等申告書」が提出されている者について次の点を再確認しましょう。

(1) 年の中途の異動(出生・扶養親族が結婚等によつて扶養親族に該当しなくなつた者)は、もれなく申告されているかどうか
(2) 申告されている配偶者または親族は、同一生計内の親族等で

あるかどうか

結婚・離婚の事実・子供の結婚などの事実注意到意して、間違

つていれれば異動申告させる

(3) 妻(夫)の所得、子供の所得が年間五万円を超えているものを申告していないかどうか

給与所得の場合は収入金額で九万円になります

(4) 扶養親族の年令の区分は間違いないかどうか

十三才以上とは昭和二八年一月一日以前に出生した者です

(5) 年の中途で死亡した者を除外していないかどうか

その年だけは控除が受けられます。ただし、配偶者が死亡し

その年に再婚した場合は、そのうち一人だけが控除の対象となります

(6) 申告されている扶養親族等が

同一生計内の他の所得者からもダブつて申告されていないかどうか

2 独身者について

独身者で他の会社等から給与を受けていない人について「扶養控除申告書」を提出していない人はいないかどうか

申告していない場合は直ちに申告書を提出して下さい。特に中途就職者について注意して下さい。

3 中途就職者について

中途就職者については、就職前に給与所得者であつたかどうか確認し、給与所得者であつた者については、就職前の給与額について源泉徴収票をもらつて下さい。この徴収票がありませんと年末調整ができません。

4 生命保険料、損害保険料

生命保険料については、一契約ごと支払保険料(分配を受けた剰余金等を除外します。)が九千一円以上・損害保険料は金額を問わず支払を証する証明書が必要となりますので、該当者に請求の手続をさせて下さい。特に郵政省の簡易保険についてこの証明書の請求をもらっている人が多く見受けられます。

なお、戦城団体扱いの生命保険

秋の暮



池をうつたれ木の先きの
もみじかな
ため池や日くれかけて
もみじなる
菊ありて人の波うつ
御施かな
枯枝に鳥のとまりけり
秋の暮

玲子
玲子
敏久

料については、各人別にいつでも確認できるように準備しておきましょう。

5 一人別徴収簿(各人別給与簿賃金台帳等)は、ソロバンを、鉛筆書きで仮計を入れましょう。

6 本年中に確定した役員賞(未払を含みます。)や、法人税調査による認定賞与で本年中に確定したものまたは支払確定した給与、役員報酬等で未払分はいづれも本年度の年末調整に給与に算入して計算することになりますのであらかじめ計数を確認しておきましょう。

年末調整説明会の開催について

当会では、税務署と共催で源泉所得税の年末調整説明会を次のよ

うな日
者
六日 小松川公会堂
入会者 小松川・平井・逆井地区の方)
◎十二月七日 区役所会議室
(旧東・西小松川地区の方)
◎十二月八日 葛西公会堂
(江戸川町・葛西地区の方)
◎十二月九日 小岩公会堂
(小岩・上一色・本一色・旧松本・鹿骨・興の宮・篠崎地区の方)

◎十二月十日 区役所会議室

(西一之江・一之江・二之江・春江・瑞江地区の方と六日から九日までの説明会に参加できなかった方)

◎ 時間はいずれも午後一時からです。

十一月は所得税第二期分の納期

納税は便利な振替納税で!!

申告所得税第二期分の納税につきましても、すでに税務署から皆様方のお手許に、納付書が送られておりますので、納税額については、おわかりのことと思いますが、納期限は十一月三〇日です。

会員の皆様には、すでに納税につきましても、ご配慮のことと思いますが、納期限の十一月三〇日までには、必ず完納されますようお願いいたします。

また今度、税務署におきましては、皆様方の納税に便利な振替納税という制度ができました。

この制度の概略につきましては次のとおりですので、どうぞご利用下さるようおすすめいたします。

●振替納税とは……金融機関があなたに代つて、ご指定の預金口座から自動的に振替えて納税する制度です。

●手続きは……口座振替依頼書と納付書送付依頼書を、金融機関(銀行、信用金庫)に提出して下さい。用紙は金融機関または税務署にあります。

●納税できる税金……所得税第一

期分、第二期分または第三期分の延納分、法人税の延納分

●こんなに便利です。

①税金を税務署や金融機関にもつていなくても納税できます。

②納期をお忘れになつても安心です。

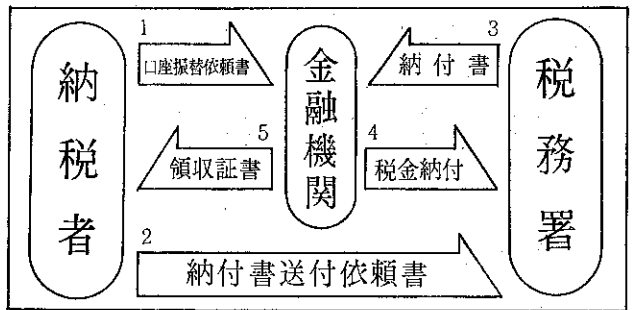
③不在がちの方、お忙しい方には特に便利です。

●領収証書は金融機関からお手許へ……納期になりますと、納付書は税務署から金融機関に送られ、金融機関では、ご指定の預金口座から納税を済ませ、直接あなたのお手許に届けられます。

●手続きは税務署で……お申出下されば、手続きは、税務署納付係でいたします。

おねがい

新住居表示により新町名に変わった方は、新町名と旧町名をお書きの上、事務局へおしらせ願えれば幸いです。



定時相談所の開設について

お知らせ

日本税務協会では、このほど、江戸川青色申告会事務所内(江戸川区逆井一九〇 電話六八一局二五二〇番)に定時相談所を開設いたしました。毎週月曜日、午前十時から午後四時まで相談所を開設して、税理士先生が駐在して、あらゆる税金について無料で相談に応じております。どうぞご利用下さい。

大法人の申告状況

六月期決算

国税庁では、先程、事業年度が六カ月で、資本金が一億円以上の本年度六月期決算大法人の申告状況を発表しました。

それによると、一九八社の売上総額は九、八二七億円で、申告所得額は五三五億円となつています。

これを前期の十二月決算にくらべますと、売上額は二・一%、所得額は二・二%増加しています。

当期の所得がこのように伸びたのは、季節的に需要期であるガス供給業の大巾な増益によるものとみられています。

七月期決算

国税庁で、同様にこのほど発表

した七月期決算大法人の申告状況は次のとおりです。

五七社の売上総額は二、四四八億円で、申告所得額は一〇七億円となつています。

前期の一月決算にくらべますと売上額は七・三%、申告所得額は七・六%増加しています。

申告税額は三四億円で、前期と大差ありませんが、納付状況は好転し、期限内納付率七七%で、前期を四・三%上廻り、延納率は二二・七%で前期を二三・一%下廻っています。

この二二・七%の延納率は、最近での最低率で、これは金融緩和の結果のためとみられています。

ベスト5社(単位百万円)

6 月 期 決 算			
順位	会 社 名	所 得 額	
1	東 京 瓦 斯	8,511	
2	大 阪 瓦 斯	6,240	
3	ブリヂストン	2,917	
4	旭 硝 子	2,777	
5	東 亜 燃 料	2,202	
7 月 期 決 算			
1	麒麟麦酒	4,305	
2	三菱化成	1,976	
3	日 本 冷 蔵	780	
4	東 宝	609	
5	丸 善	502	

税務執行面よりみた法人の現況

有所得申告は六割強

申告欠損大幅に増加

国税庁は、このほど昨年七月～本年六月末(三九事務年度)の法人税事務処理の状況をとりまとめて発表しました。

それによりますと、本年六月末の法人数は七九万九、一三八件。これらの法人のうち青色申告をしているのは七六・三%で、まだ相当数の法人が青色申告制度を利用していないことを示しています。

一方、無申告法人は、相当減少している反面、申告所得金額の伸び率は、景気の動向を反映して昨年より下回っています。同様な理由で、申告欠損金額が前年同期にくらべ四二・二%と大幅に増加していることが明らかにされています。以下はそのあらまし。

◎法人数

この一年間の新規設立法人数は七万四、九七八件で一方解散などによる減少は三万四、〇〇〇件。

本年六月末日現在の法人数は、七九万九、一三八件で前年同期より五・四%増加しています。

法人数の内訳は、普通法人七五万一、一六三件、公益法人二、八一九件、協同組合四万五、一五六件となつています。

◎青色申告状況

青色申告をしている法人数の割合は、毎年僅かずつ上昇していますが、本年六月末では七六・三%

年上昇しており、無申告法人は相当減少しています。

一方、申告の内容についてみますと、前述の申告件数のうち、所得のあつたものは六一・六%にあたる約四二万九千件で、その申告所得額は二兆四、九二五億円となつています。

この所得額は、前年に比べて、六・二%の上昇となつていますが経済界の不況を反映して申告欠損金額が六、七一一億円と前年に比べ四二・二%も増加していますので、差引申告純所得金額は前年より二・九%の減少となつています。なお、欠損金の繰り戻しによる還付金額は百二億円となり、前年より八億円増加しています。

◎実地調査状況

このような申告に対する実地調査の状況をみると、この一年間に行なつた実地調査件数は一七万五、六五〇件で、このうち八一・四%にあたる一四万二、九二九件が更正決定をうけています。

この更正決定によつて生じた増差所得金額は一、六四五億円、これは調査された法人の申告所得金額に対して八・五%の増加となつています。

これらのことから、調査による一件当たりの増差所得額は九三万七、〇〇〇円となります。

また、調査の結果、重加算税をかけられたのは二万七、六三七件で、調査件数の一五・八%にあたつています。

◎法人税の徴収決定税額

以上のような申告状況、調査状況によつて徴収決定された法人税額についてみると、申告税額は、八、七〇七億円で、前年同期より

答申は十一月下旬の見込

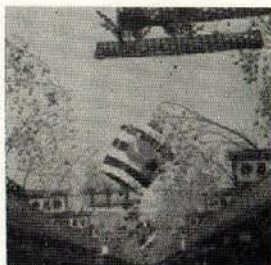
税制調査会の審議進む

税制調査会では、さる八月十一日から六回にわたつて総会を開き五回まで総務大臣の諮問事項について一般討議を行なつたが、第六回総会では、明年度の税制改正について討議したうえ、具体的な審議を担当する臨時小委員会を設置しました。

この小委員会は、十月八日から毎週開会し、長期減税に基く初年度分として、明年度の減税規模を中心とした税制改正を審議します。が、十一月月上旬には答申の試案を作成、続いて総会を開いて中間報告をとりまとめ、十一月下旬には答申する見込みです。

三・五%の増加となつています。また更正決定による増差税額は七八七億円で、前年同期の一・七%にあたる一四億円の減少となつています。

申告税額に更正決定による増差税額を加えると、徴収決定された法人税の総額は九、四九四億円になりますが、これは前年の同期に比べて、三・一%の増加となつています。



季節の句から

初冬や訪んとおもふ
人來り 蕪村

何やらがもげて悲しき
熊手かな 盧子

掃きよせて焚くばかりなる
落葉かな 水竹居

年々に松うつ柱
古りにけり 盧子

夫婦してはづれぬあり
すすぬい 乙由

税金相談室

法人税等引当金の

申告書別表の記入方法

〔問〕 商法改正による法人税等引当金について申告書別表の記入方法をお知らせ下さい(平井D社)

〔答〕 商法改正(三十七年法律第八二号)施行により法人が各事業年度分の法人税、事業税等を負債として当期利益金を税引後の利益で表示し、これらの税金を損金として引当した場合においても損金算入できない法人税等はもちろん損金算入できる事業税であっても当該事業年度分のこれらの税金は当該事業年度の損金に算入できないこととなっておりますので、法人は申告書別表の記入にあたって税引後利益金を別表四の「当期利益又は当期欠損金」①に記入、法人税等引当金は別表四の加算「損金の額に算入した法人税、道府県民税又は市町村民税引当金」④の総額および留保に記入、また別表五(一)には「税金引当金」の「当期中の増減」欄の増欄に記入していただくこととなります。

更正の請求

〔問〕 前事業年度の法人税について更正通知を受けたことにより、その後の事業年度について更正の請求を必要とする事実が生じたが更正の請求はできますか。

(江戸川B社)

〔答〕 国税に関する更正の請求制度は、国税通則法第二三条に基本規定があり、申告書に記載した課税標準税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないかつたことまたは当該計算に誤りがあつたことにより納付すべき税額が過大であるとき、申告書に記載した純損失等が過少であるとき等法定申告期限から一か月以内に限り更正の請求をすることができるようになっています。

前事業年度の法人税額等について更正があり、その後の事業年度について更正の請求を必要とする事実が生じた場合は更正通知を受けた日の翌日から一か月以内に限り更正の請求をすることができません。

中間申告

〔問〕 当社は年一回決算法人で、今月末が中間申告書の提出期限となつています。しかし、中間申告用紙等の送付がありませんが、申告書はどうするのですか。

(逆井A社)

〔答〕 昭和四〇年の法人税法改正により、前期の法人税額が五万円以下の場合、法人税額がない場合にも中間申告書は不要です。

前期実績額により計算した中間申告の納付額が二万五、〇〇〇円以下である場合、またはこれらの金額がない場合には、その中間申告を提出する必要がないことに改められました。

したがって、このような場合には中間申告の義務がないことになりましたから注意して下さい。

ちよつと一言

記帳ができない

決算ができない

申告手続がわからない

こんな場合は、まず

法人税相談員を

御利用下さい

納税表彰式日程きまる

江戸川税務署、江戸川税務事務所、江戸川納税貯蓄組合連合会の三者共催による、昭和四〇年度納税表彰式が次のとおり開催されることになりました。受彰者の横顔など詳細は次号で紹介いたします。

◎日時 十一月十九日(金)

午後一時三〇分から

◎場所 小松川公会堂

取引先に青色申告を勧奨

さる十月二六日、税務署長室において、青色申告協議会(会長丸島税務署長)が開催され、当会からは今井会長が出席されました。

協議会長挨拶ののち、十一月一日から始まる、所得税納税者を対象とした、「青色申告普及月間」のすすめ方について協議しました。

この結果、法人会としては、不動産所得のある法人会員に青色申告をするように勧奨したり、また個人事業者との取引が多い法人に依頼状をだして、その取引先でまだ青色申告をしていない下請業者などがあれば、是非青色申告をするように勧奨してもらうと同時に納税貯蓄組合未加入の人があればその加入勧奨を、また振替納税制度の加入勧奨もあわせて行なつてもらうことになりました。



あ と が き

◎恒例の税務署の「納税者の声を聞く旬間」も無事終了した。

税務署事務室に飾られた数々のポスター。秀作は金魚を圖案化した青色特典利用状況のポスターと見たのは編集子のひが目か。

塗り重ねられた絵の具の厚味を見てみると、製作者の努力が感じられる。

◎税務調査は伝票一枚一枚の積み重ねとか。いんぎん不礼の応待。人柄無視。百人百様の応待に屈せず根気よく真実の経理状況を極めていくその努力には頭が下る思い

◎年内は第九号で休ませていただきます。会員の皆様。どうぞよいお年をお迎えください。

編集兼発行責任者

江戸川法人会

江戸川区小松川四一九八
電話六八一局三四七四番



謹賀新年

江戸川法人会だより

不況下の税務対策事業

— 青色申告の勧奨運動を —

江戸川法人会長 今井博之進



昭和四十一年の新春を迎え謹んで御慶び申し上げます。

経営百年の基盤確立を

江戸川税務署長 丸島辰雄



新玉の年のはじめに当り謹んで新年の御祝詞を申し上げます。毎年くるお正月でありますがつになつても心の温りを感じるようです。

昨年中は種々税務につきまして御理解と御協力を戴き誠に有難うです。

不況に明け、不況に暮れたきびしい一年を過ごし、この不況がいつまで続くか見透しのつかぬまま新年を迎え、会員の皆様には今後の経営対策に早くもご心労のことと存じ、お察し申し上げます。このときに当り我が法人会の使命も大なるものがあります。今年こそ二千五百余の会員が大同団結し公益法人にふさわしい事

ございました。今年もどうぞ宜しく御願い申し上げます。過般米、会員増強と青色申告加入増強につきましては、御多忙中にもかかわらず格別の御協力を戴きまして、お蔭で相当数の方々の加入をみました。企業経営は取引形態の複雑化と共に益々むづかしくなつて来ておりますので、管内全法人の方々がすべて青色申告となられる様祈念して止みません。私共といたしましては、誠実な申告者の味方として、また公平な負担と云う税の法則の実現に平素不断的努力を払つておる訳でござ

業を運営すると共に適正なる企業減税運動を強く推進してまいりたいと存じます。

それがためにも関係官公庁の御理解ある御協力を仰ぎ円満なる税務行政運営のため大いに協力を惜まず、不況下に於ける税務対策のための事業を行うと共に全法人の青色申告勧奨運動を展開し、より一層の申告納税の向上に寄与したい所存でございます。

会員御一同の御事業の御繁栄と御健康を祈念し、わが江戸川法人会が本年もより一層の拡充発展を期待いたしまして、年頭の御挨拶といたします。

います。勿論税金は少い方がよいと願うのは、人情であります。負担面を考へるあまり義務を忘れてしまわれることはあまりにも目の先の利益を追うのみで企業の発展はのぞみ得べきでないことであり企業の発展はあくまでも企業努力の結晶によるものでなければならぬと思います。

幾多困難な情勢にあるとは存じますが、是非経営百年の基盤確立のため頑張つて戴きたいと願つております。

最後に江戸川法人会が会員の皆様の一一致協力によつて他の模範となられるような立派な法人会となり、また皆様がますます御繁栄されますよう心から御祈り申し上げます。御祝詞といたします。

快適な生活環境の達成へ

江戸川区長 中里 喜一



法人会員のみなさま 明けましておめでとうございます。区勢の進展につきましては、平素のご協力とご支援を厚くお礼申し上げます。

本年の江戸川区は四十万区民のくらしづくりはもとよりあらゆる行政面の基本構想であります総合開発計画に一層緻密周到なる検討と推進を図ることにより快適な住民生活環境基盤の達成をつよく期

するものであります。

一方区画整理事業につきましては、各地区におきまして着々と進捗中であり、南部地域には地下鉄線乗入れ計画も明らかになるなど、今後の区勢伸張は量り知れないものがありますが、これら活発なる生成発展の様相は昨年の行政機構の改編確立、区民センター発足、住居表示実施等と相まって江戸川区の輝やかしい未来図に繋る力づよい歩調であります。

明るく住みよい江戸川区を一日も早く築くため全職員一体となり誠実奉仕の信念を以て精励努力の覚悟を新たにすものであります。年頭にあたりみなさまのご多幸と健康を祈念し併せて一層のご理解ご協力を重ねていたしましてごあいさついたします。

円満行政の体制を確立

江戸川税務事務所長 星 一雅



法人会の会員の皆様新年おめでとうございます。希望新たなる昭和四十一年の新春を迎え、皆様と共に祝いでありますことを心から喜んでおります。平素皆様方には税務行政につ

きまして、なみなみならぬご支援とご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

申し上げるまでもなく昨年は種々の措置がとられ経済情勢は明るい見通しが予想されたのでありますが、現実はその期待もむなしく不況ムードの裡に暮れた結果になりました。

したがって会員の皆様も事業経営に何かとご心労多し年であつたことと存じます。

さらに加えて特にひつ迫した都財政の健全化のために種々ご高配を頂くことになり誠に恐縮に存じておる次第であります。私どもと

新春の句から

新書を数いて群白

据えにけり

白峰

群鴫きの火焚きは

老の仕事とて

〃

元朝や神代の事も

思はるる

守武

若水を神にそなえて

願ふ幸

玲子

神近き大提灯や

初詣

虚子

新妻の活けたる松の

ふくよかに

玲子

掃初之音のしづかに

してをりぬ

正女

盛大だった納税表彰式

菅原・板倉・高木の三氏が受彰

既報のとおり、昭和四〇年度納税表彰式は、昨年十一月十九日、午後一時半より小松川公会堂で盛大に挙行されました。

被表彰者はいづれも多年、納税貯蓄組合の育成強化、青色申告の普及などに寝食を忘れて尽力された方々であります。

式後、懇親会に移り、和気あいあいのうちに種々苦勞談を話しあい、歓談に時を移して、午後四時半すぎ、盛会だった懇親会を閉じました。

（文中敬称略。五十音順）

○税務署長表彰状受彰者
専務理事 菅原長志

法人会の事務局長として、多年にわたり申告納税制度の普及育成に努め、著しい成果をあげられた功績によります。

○税務署長感謝状受彰者
第十四支部副支部長 板倉善三郎
副会長 高木英三

なお、当会関係者で表彰された方々の氏名および功績の概要は次のとおりです。

いづれも、法人会の役員として、多年にわたり申告納税制度の普及育成に尽力された功績によります。

豆知識

約手などで

納税できる場合

国税は金銭や小切手で納税するものが原則ですが、納税の猶予を受けた場合などは、通常納めることができない先日付の小切手や約束手形で、取立てが確実な証券を税務署へ提供して、納

付を委託することができます。この取立てが確実な証券とは支払期日が通常二、三か月以内で、その取立が確実と認められるものをいいます。

税金相談室

税金の延納と納税の猶予

【問】 税金の延納とか納税の猶予ということをよく聞きますが、この制度のあらましを御説明ください。

(逆井 M 製作所)

【答】 申告納税制度の建前は、期限内に申告と納税をすることです。しかし、たぐさんの納税者の中には、いろいろな事情で期限までに申告した税金を一時に納められなかつたり、もつと楽に納める方法はないかと考えている方もあります。このような場合、税金の延納あるいは納税の猶予という制度を活用なさるようおすすめいたします。

以下、税金の延納と納税の猶予について、あらましを御説明いたします。なお、詳しいことは税務署にお問合せ下さい。

税金が延納できる場合

所得税や法人税などで申告した税金が一時に納めにくいときは、税金の一部を延納することが出来ます。ここでは、法人税の場合について御説明します。

法人税の中間申告や確定申告をした会社が、申告した税額を一度に納められない場合は、つぎの要件をそなえていると、半額以内の税金を三か月間延納できます。

①法人税の申告書と法人税延納届出書を期限内に提出すること
②中間申告や確定申告によつて納めなければならない法人税の半額以上を申告期限までに納めること
この延納期間中は、延納の税額に日歩二銭の利子税がかかります。

なお、延納の税額を延納の期間中に、一度に納めるか、分割して納めるかは、会社の事情によつて選択できます。

また、法人税の延納は前記の要件を備えておれば、税務署へ届出をするだけで認められます。しかし、延納を届け出ても前記の延納要件が欠けていると滞納になつて税務署から納税の督促を受け、さらに、滞納処分を受けることになります。

納税の猶予について

納税の猶予には「納期限がきている納税の猶予」と「納期限がきていない納税の猶予」があります。がここでは「納期限がきている納税の猶予」について御説明します。

災害や病氣、廃業など、つぎのような理由で、税金を一時に納めることができないときは、納税の猶予を申請して、納付が困難な税金を一年以内の期間だけ猶予を受けることができます。特別な事情があれば、更に一年以内の期間猶予を受けることもできます。

①震災や風水害、火災などの災害

不況の場合の納税猶予

【問】 不況のあおりで、売掛金の回収が遅れて資金ぐりが苦しくなり、税金が一時に納めることができませんが、「納税の猶予」制度の適用を受けることはできませんか。

(平井 K 社)

【答】 つぎのような、納税者自身の責任でないやむをえない事情で税金を一時に納めることができないときは一年以内の期間にかぎり納税の猶予が受けられます。

①納税者がその事業で、現実には損失が生じた場合、その納付困難な

を受けたり、盗難にあつた場合
②納税者自身や、納税者と生計を同じくしている親族が病氣にかかつたり、負傷した場合
③廃業したり、休業した場合
④事業上著しく損失を受けた場合
⑤①から④の事情に類似した事実がある場合

⑥本来の納期限から一年以上過ぎてから税金が確定した場合

この猶予を受けるには、その税金に相当する担保が必要です。しかし猶予の税金が五万円以下の場合や担保がないとか担保を出す事業の継続や生計を維持するのに著しく支障がある場合など特別の事情があれば不要です。

理由もこれによるもので、しかもその損失額の年額が過去三年間の合計利益金額の三分の一をこえる場合
②売掛金などで回収までの期間がいままでの期間にくらべて三割以上長く延ばされ、しかも、その売掛金など支払期日が百二十日をこえる場合
③事業が休業した場合や、あるいは工場などの操業度や生産金額や売上金額などが、前年同期に比べて八割以上減少している期間が一か月をこえている場合

これらの場合は、前問でお答え

猶予期間の延滞税は、①と②(①と②に類似する⑤の場合を含む)の場合は金額免除されます。③と④(③と④に類似する⑤の場合を含む)の場合は二分の一が免除され、事情によつては金額免除されることもあります。

なお「納期限がきていない納税の猶予」とは、災害で納税者がその財産に相当な損害を受けた場合は、災害を受けた後一年以内に納期限がくるつぎの税金が損害の程度によつて、最高一年以内の猶予を受けることができるという制度ですが、特殊な場合とも考えられますので詳細は省略します。

しました「納期限がきている納税の猶予」の⑤にあたるものと取り扱われます。また、納税の猶予期間中に対応する延滞税は、原則として①と③の場合はその一部が免除され、②の場合は延滞税の全部が免除されることもあります。

(回答は二問とも編集部、国税庁刊行「国税のしおり」第六号から抜きました。)

謹賀新年

四〇年分法定資料の改正点



そしてその提出期限は、ほとんどのものが一月三十一日となっています。

なお、昨年四月の税法改正により、法定資料についても、その一部に改正が加えられたので、御参考までに、おもな改正点のあらましを以下に記載します。

詳しいことは、税務署資料係にお問合せ下さい。

一、法人が配当を行なう場合、同一一人に対する一回の支払金額が二万五千元(決算期間が一年以上であるときは五万円)以下であるものは、配当等の支払調書の提出を要しなくなった。

ことしも共同で納税相談

三月十五日まで税務署で

昨年中のあらゆる所得をしめくり、一年の所得の総決算である所得税の確定申告の時期が近づいてきました。そこで、ことしもまた、税務署、税務事務所、区役所が共同で国税と地方税の共同納税相談を行ないます。

会員の皆様の中には、前記の申告をしなくてはならない方もありますので、本年の共同納税相談等の実施要領を御参考までにお知らせします。

◎申告書の提出期限

所得税の確定申告と納税は……
……二月十六日から三月十五日

まで

個人事業税と特別区民税の申告は……三月二十二日まで

二、報酬、料金、契約金および賞金の支払調書のうち、従来、法人だけに提出が義務づけられていた弁護士、税理士等に対する報酬、料金等の支払については個人である給与所得の源泉徴収義務者についても、その支払調書の提出が義務づけられた。

三、不動産の使用料等および不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出義務者である法人のうちに、他の支払調書と同様、人格のない社団等が含まれた。

四、支払調書等の名称が一部変更され、また、提出省略限度が引き上げられた。

(写真は東京駅中央線ホーム。殺到するラッシュ時の通勤客)

(申告期限におくれますと不利な取扱を受けることになります。三月十三日は日曜日ですが、申告書の受付は行ないます。)

◎申告書の納税者への送付

税務署、税務事務所、区役所の三税務当局が共同で作成した封筒に、所得税、個人事業税、特別区民税の申告書(営業所得者の場合は、この三税の申告書、その他の所得者の場合は、所得税と特別区民税の申告書)を一括して、封入し、二月十六日までは、納税者

のお手許にとどくように送付されます。

◎共同説明会の開催

所得税の確定申告、個人事業税の申告、特別区民税の申告について、次のような日程で共同説明会が開催される予定になっています。最寄りの会場にお出かけ下さい。

☆二月十六日 小松川公会堂

☆二月十七日 葛西公会堂

☆二月十八日 区役所三階会議室

☆二月二十一日 小岩公会堂

時間はいずれも午後一時からです。

◎申告書の共同受付

二月十六日から三月十五日までの間に、税務署においてなつて所得税の確定申告書を提出される方については、その便宜を図るため、税務事務所、区役所の職員が税務署に出張して、個人事業税、特別区民税の申告も受け付けます。どうぞ御利用下さい。

(注) 三月十日以降は毎年窓口が相当混雑しますのでお早めに申告して下さい。

三月十六日以降は税務署での共同受付は行ないませんから、所得税確定申告書と印鑑をご持参のうえ、個人事業税の申告は税務事務所へ、特別区民税の申告は区役所へ提出して下さい。

◎申告と納税についてのお願い

(1) 所得税は期限内(三月十五日まで)に納税を済ませて下さい。期限内に納税が困難な方は延納等の取扱いもありますから税務署にご相談下さい。

(2) 源泉徴収税額の還付を受けられる方は、申告期限の間近になりますと、支払が遅れる場合がありますから、なるべく二月中に申告して下さい。



天満橋を初荷通れる

響かな 紅酔

◎景気回復のための各種重要施策を盛り沢山に、有史以来の大型予算が国会に上程される。

◎どうか本年こそは、地響に夜もおちお寝れない程、商なう車で賑わうことをお祈りします。

編集兼発行責任者

江戸川法人会

江戸川区小松川四一九八
電話六八一局三四七四番

江戸川法人会だより

本年初の理事会ひらく

会員増強方針を再確認

本年初の定例役員会(常任理事会)を、一月十八日、午後五時から開催しました。

会長挨拶ののち、昭和四十一年度の運営方針等を中心とする次の議題について、事務局から趣旨の説明、報告等があり、協議を重ねました。

1 昭和四十一年度の運営方針と事業計画について
2 昭和四十一年度の収支予算の大概について

3 社団法人認可申請の手續きに関する件
4 会員増強に関する件

5 支部の再編成に関する件
6 法人会会員加入現況等その他

この結果、事務局の提案、報告を了承。盛会裡に散会しました。

議題の1については、昭和四十一年度の運営方針を踏襲し、会議関係等については一部改正する。事業計画については、原則として前年度の方式によるが、今年度は特に、会員の規模実態に即した選別式の事業を行うとともに、業種別の研究会を実施するという方式が新たに打ち出されました。

議題2については、二月の委員会で細目を決定することになりました。

議題3については、社団法人認可申請の手續を早急に行なうことが確認され、更に会員増強運動を推進するとの決意が再確認されました。

議題5については、第二十支部の分割を行いたい。住居表示変更のための支部の編成の要望があるが、これについては止むを得ぬ場合を除いて、当分改正をしない方針でいきたいとの説明がなされました。

なお、閉会に先立ち、今井会長から、会の運営について、本年は「相変りませずではなく、むしろ倍旧」の御支援をお願いしたい。また会員増強について、税務署当局的強力なバックアップをお願いしたい趣旨の挨拶がありました。

引き続き、丸島税務署長から税務運営について、当会が示した協力について深く感謝すると謝辞が述べられるとともに、会員増強については全面的に支援する旨の挨拶がありました。

(注) 四十一年一月十八日現在、会員数二、四九七社。区内全法人に対する加入割合は五一％。

お知らせ

★所得税の確定申告と納税は
.....三月十五日まで

★贈与税の申告と納税は
.....三月十五日まで

★個人事業税の申告は
.....三月二十二日まで

★特別区民税の申告は
.....三月二十二日まで



江戸川の渡し跡

大法人の申告状況

Ⅱ 八 月 期 決 算 Ⅱ

国電の小岩駅からでも京成の江戸川駅からでもいいが江戸川べりへ出ると一帯は江戸川水郷公園になつていて、その上流のほうに市川橋がかかっている。(中略)

橋のなかつた江戸時代にはここに渡しがあり、小岩の渡しとか江戸川の渡しとかいつていた。その渡しの船つき場も江戸川の改修工

事前はその跡があつたが、川幅が広がつてから、それは川の水のなかなになつてしまつた。(中略)

しかし付近にはかやぶきの農家などもちらほらのこつており、のんびりと渡し船を漕いでいた江戸南葛飾郡小岩村の時代の表情ががすかにうかがわれる。

田中雅夫編「写真東京風土記」より

国税庁では、先程、事業年度が六か月で、資本金が一億円以上の昨年度八月期決算大法人の申告状況を発表しました。

それによると、七七社の売上総額は三、八一二億円で、申告所得金額は一六四億となつています。これを前期の二月決算にくらべますと、売上額は二・一％、申告

所得は五四・四％増加しています。これは本田技研の大幅な増益によるものです。

なお、申告税額は四五億円で、このうち即納は六七・六％にあたる三〇億円、延納は残りの三二・四％にあたる一五億円で、滞納は皆無となつています。

贈与税の注意点あれこれ

申告と納税は三月十五日まで

ことしも贈与税の申告と納税の時期になりました。昭和四〇年中に四〇万円をこえる財産をもらつた人は、二月一日から三月十五日までの間に贈与税の申告をして納税しなければなりません。

しかし一般には、財産をもらうということは、親族の間で行なわれることが多いので、贈与税がかかることをうっかりして知らなかつたという人が案外おられるようです。

そこで、今回は、贈与税について注意していただかねばならない事項を二、三とりあげて解説することにしました。

なお、贈与税の申告期限は、昭和四十年の税制改正により、二月一日から三月十五日まで(従来は二月中)となり、提出期限の末日は所得税の確定申告期限と同じになりました。

▼贈与税課税の時期

贈与税は贈与の契約によつて課税されます。(登記は必要としません。)

例えば農地一反歩を贈与しようとする場合、九月一日に所有権移転に関する申請を農業委員会へ提出し、農業委員会は更に都知事の許可を受けるため都の農業委員会へ提出し、これが十二月一日に許可になりましたが、都合により翌年一月に登記した場合には、一月の贈与ではなく、十二月の贈与となり、翌年二月一日から三月十五

日まで申告と納税が必要となります。

▼優待バスと贈与税

私鉄および映画会社等の株式を優待券をもらう目的で、家族等に名義変更しそのままにしてしまう場合には贈与税を課税することになります。優待バス等の受領が確定次第直ちに株式を本来の所有者に戻した場合に課税されません。

▼親の土地に家屋を建築した場合

親又は夫の土地へ子又は妻が家屋を建築した場合、建物が住宅

(自己が居住する建物)である場合は贈与税の課税はありませんが、貸家、アパート(共同住宅)等の様に収益を目的とした場合には借地権に相当する価額が贈与として課税となります。

▼不動産を買った妻の場合

妻が夫からもらった家計費をへソクつて不動産を買った場合には不動産を買う程の額を永年にわたるヘソクリの蓄積であることが預金通帳などで明らかにわかる場合の外は、その不動産の取得資金の贈与があつたものとして贈与税が課税されます。

▼同居の弟に渡した立退料は

兄の家に弟が家賃を支払わないで居住していたが、兄は弟が居住していた家に買手があつたので売却し、弟に対して立退料を支払つた。この場合、兄弟間には借家契約がなされておらず、通常の家賃の收受もないので、立退料ではなく、金額が一般の贈与として課税の対象となります。

▼低額譲受

個人の間で通常の価額(時価)

よりも著しく低い価額の対価で土地、建物等を譲り受けますと、その安く譲り受けた個人は、実際に譲り受けた価額と時価との差額を贈与により受けたものとみなされ贈与税が課税されることとなります。

なお、譲渡人については時価により売却したものとみなされ、所得税が課税となります。

▼新株引受権

同族会社の増資に際し新株引受権を株主として割当を受けた者がその全部又は一部を引き受けなかつたことにより親族に割当あつた場合は、新株引受権を引受けなかつた者から親族が贈与があつたものとして贈与税が課税されます。又親族でない者が割当を受けた場合は所得税(一時所得)が課税されます。

▼年賦延納もできる

贈与税の申告と納税は二月一日から三月十五日までとなつております。

贈与税も他の税金と同様に、金銭で一時に納付することが原則です。しかし贈与税には、財産税と同じような性格があり、贈与を受けた人たとえば土地や建物、貴金属などの資産の贈与を受けた人は

税金に相当する金銭をもつておられない場合もあります。

そこで、納税が容易に出来るよう優遇措置を認めております。

贈与税額が三万円をこえ、しかも一時に納付することが困難な場合には、納税者の申請によつてその納付困難な金額を限度として五年以内の年賦延納をすることができま

この場合は、三月十五日までに提出される贈与税申告書と同時に延納税額に應じて相当な担保を提供し、延納申請書を提出しなければなりません。

なお、担保として提供できるものは次のとおりですが、自分以外の第三者の所有のものでも、所有者の承諾が得られた場合にはよいことになつております。

- 国債・地方債
- 社債・その他の有価証券で確実なもの
- 土地
- 建物・立木・登記された船舶、登録した自動車・建設機械などで保険に附したものと

○確実な保証人の保証
また、延納期間中は日歩二銭の利子がかかります。

この利子税は、毎年の延納税額を納めるときに併せて納めていただくことになつております。

通勤用定期代の非課税限度額

引き上げられる(源泉所得税)

従来、雇用主から支給される通勤費のうち月額九百円までの部分は非課税とされていましたが、昭和四十一年一月一日以後に支払われるべきものから、その非課税限度額が千六百元に引き上げられ、同時に自転車等の交通用具を使用する者については、月額四百円が四百五十円、

(原動機付のものでは四百五十円が五百円)に引き上げられました。

なお詳細は、税務署または当会事務局までお問合せ下さい。
(注) 通勤距離の遠近にかかわらず、一定額を支給するものはその支払額全額が課税となります。



片づけて子と遊びけり

針供養

☆十五日 ねはん会

釈迦が入寂されたこの日に各寺院では追悼の法要を行なう。

☆十六日 山門開き(芝増上寺)

日蓮上人誕生会(小湊誕生寺)

☆十九日 雨水

この日雨水ぬるみ草木は芽ばえるという。

水ぬるむ利根の堤や

吹くは北

☆二十一日 二日灸

江戸時代には、この日に据える灸は著しい効能があると信じられていた。

(写真は鹿骨町某花園にて)

江戸川法人会の沿革概要

本年最初の常任理事会において、会員増強と社団法人認可申請についての基本方針が再確認されました。この機会に、大ざっぱな当法人会の沿革を解説してみました。

諸先輩、会員の皆様の御支援、御努力により、当会は着実な発展をとおりますが、今後とも倍旧の御援助、御協力を賜わりますよう御礼とともに御願い申し上げます。

昭和二十二年の画期的な税制改正により従来の賦課徴収制度から申告納税制度へと租税の民主化がはかられましたが、当時(戦後)の経済状態から申告納税の実があら

らず、納税思想もかんばしいものではありませんでした。

この時、納税協力団体設立の機運が高まり法人有志十五名の方ととりまとめ役として種々尽力された結果、昭和二十四年八月一日江戸川法人協力が誕生しました。

これが江戸川法人会の前身です。創立当時の会員数三三六社(江戸川区内の総法人数七五六社)でした。税務関係の協力団体としては、当会が都内最初のものでした

会創立の目的は

1、納税思想の昂揚

2、各種税務協力団体との緊密なる連絡

3、会員相互間における税務知識の向上

4、法人税に対する不正又は脱税の防止

5、会員相互の親睦を図ることにありました。

初代会長ミヨシ化学(株) 平井義雄、副会長中洋工業(株) 市丸省吾、ユニオン工業(株) 丹羽藤太郎の諸氏でした。

昭和二十五年九月区内を襲った大水害に際しては、会は税務署と協力して小舟数隻をもつて被害現況をつぶさに調査する一方、各法人から被害状況の報告を速やかに届出してもらうなど各種の措置をとりました。そのためその後の税務行政も円満に行なわれ、会の活動は非常に好評を得、以来本会に共鳴されて入会される方が続出した

昭和二十五年十二月、江戸川法人協力の名称を江戸川法人会と改称しました。

運営の万全を期するために、三十二年には法人会館を建設、翌三十五年には支部制を実施し、税と経営の研究を随時行なうことになりました。

昭和三十八年八月、会員倍加運動を提唱、その推進を図ることになりました。

昭和三十九年八月十八日、江戸川区役所三階大会議室において臨時総会を開催。会長選挙の結果、丸井加工(株) 社長今井博之進氏が満場一致で推薦され、会長に就任されて現在に至っております。

この総会で社団法人認可申請の承認を得る件も承認され、公益法人化の一步をふみだしました。

昭和三十九年九月十八日、江戸川法人会創立十五周年記念式典を江戸川公会堂で挙行政。

昭和四十年三月十八日、定例理事会において、区内全法人の六割加入を目標に会員増加運動を推進することを決定しました。

昭和四十年四月二十八日、法人会館において第十七回通常総会と社団法人江戸川法人会の創立総会を開催。社団法人江戸川法人会定款認定の件ほかを議案として提出。

昭和四十年十月十九日、定例理事会において「会員即青色申告法人」と青色申告の推進運動を展開することを決定しました。

☆三日 節分豆まき
厄年に当つた人は災難をのがれるために、この夜、厄落しをする
☆四日 立春 寒が明ける
何事もなくて春たつ
あしたかな 士朗
☆四日 義士忌(高輪泉岳寺)
☆四日 初午(はつづま)
江戸時代には初午の日から子供が初めて寺小屋に上つていた。
☆八日 針供養

税金相談室

資産の評価損

【問】 法人税法第三三条により、資産の評価損は原則として損金に算入しないことあり、法第三三条第二項に資産につき災害による著しい損傷その他政令で定める事実が生じた場合の評価損は損金に算入するとなつていますが、型くずれ、棚ざらし等は評価損の計上ができますか。

【答】 資産の評価損の計上ができる場合については、法人税法施行令第六八条に、たな卸資産、有価証券、固定資産、繰延資産について例記していますが、御質問の型くずれ、棚ざらし等については、施行令第六八条第一号二に規定する「イからハまでに準ずる特別の事実」に該当し、昭和四十年十一月三十日付直審(法)八四通達にたな卸資産について評価損の計上ができる特別な事実の例示があります。

それによれば、施行令第六八条第一号二に規定する特別の事実とは、たとえば次のような事実をい

うものとするときされています。

(1) 破損、かこん、型くずれ、棚ざらし、品質変化等により通常の方法によつて販売することができないようになったこと。

(2) 法人について和議法の規定による和議の開始決定があつたことによりたな卸資産につき評価換えをする必要が生じたこと。

返品連絡書と印紙税

【問】 「返品連絡書」等と称する文書の印紙税の取扱について説明して下さい。(平井 K社)

【答】 (1) 返品された物品に対し最初に受取書が作成され、後から「返品連絡書」等が発行される場合の「返品連絡書」は、後日計算の便宜のために作成される文書と認められますから「受取書」として扱いません。この場合の「返品連絡書」には「〇年〇月〇日付受取書発行分」と表示するようにしていただきます。

(2) 「返品連絡書」等を先に発行した後から「受取書」を出す場合は、受取書を数通発行したものとして

役員退職金

【問】 役員退職金を仮払経理した場合、損金計上時期をお知らせ下さい。(中央一丁目 D社)

【答】 退職した役員に対して支給する退職給与金のうち当該事業年度において損金経理をしなかつた金額は損金の額に算入されません。仮払経理をした役員退職給与の額の取扱については、昭和四十年十一月三十日付直審(法)八四通達により、法人が退職した役員に対し支給する退職金の額が

双方とも受取書として取り扱われます。

又仕切書や納品書に朱書したものは、すべて受取書として取り扱います。

給油依頼書と印紙税

【問】 給油依頼書等に対する印紙税の取扱について教えてください。

【答】 ガソリン販売業者等が、あらかじめ購入者に対して交付し、またはガソリン販売業者等と購入者との了解によりあらかじめガソリン販売業者等が刷成しておく等の、品名、数量、金額等を記載しない給油依頼書、出荷依頼書、納

具体的に確定した事業年度においてその額を仮払金とした場合には損金経理をしていないのであるから、当該事業年度においてその額を損金の額に算入しないことはもちろん、その後の事業年度において当該仮払金等を損金経理により消却したときであつてもその償却した事業年度の損金の額に算入しないのであるから留意するところありますので、退職金が具体的に確定した事業年度に仮払金として支給せずに損金経理して下さい。

(回答は四問とも編集部)

品書、給油券、購入券、掛売伝票受取書等で、購入者が購入代金後払により物品の給付を受ける際、これに購入物品の品名、数量、金額等を記載し、署名押印のうえ、ガソリン販売業者等に提出するものについては、単に受領事実のみを証明することが明らかなものを除き、購入者のガソリン販売業者等に対する物品給付債権および代金支払債務の成立を証明する印紙税法第四条第一項第三十一号に掲げる「前各号以外の証書」として取り扱います。

なお、単に受領事実のみを証明することが明らかなものについては、「受取書」として扱います。



あとがき

◎去る一月六日、編集部は深川木場町一帯を散歩した。真新しい木の香りがたちこめていて、はためく初荷ののぼり、威勢のいいかけ声に下町の正月気分を満喫した。去り難い気分、路道から路道へと歩み続けたら、若者衆が門松をとり払つて、笹竹を束にしてひきづつていくのに出会つた。門松は七日にとるのが江戸子は気が早い。砂ほこりがあたり一面を覆つていた。

◎大型の予算案が閣議決定された。

全法人の九八%を占める中小企業の育成に有効適切な配慮がなされることを強く期待したい。

(カットは皇居内富士見櫓)

編集兼発行責任者

江戸川法人会

江戸川区小松川四一九八
電話六八一局三四七四番

江戸川法人会だより

近づく年末調整

問題点のいろいろ

いよいよ本年も給与所得の年末調整の時期となりました。

説明会は別項のとおり開催いたしますが、出席できない方も多くなりましたが、間違った年末調整をして、気がつかず調査に際し指摘され、税額を追徴されるという事例が少なくありません。

説明会には万障繰合わせ、ご出席されるようおすめ申し上げるとともに、調査の結果、発見された問題点のいろいろを採りあげ、ご参考に供します。

1 未払給与、報酬、賞与、認定賞与の加算もれ

年末調整には、未払の給与、報酬、賞与も必ず算入しなければならぬのに、未払だから、税金も納めていないから、という事で算入しないのがあります。

未払でも所得は確定しているのですから、税額表によつて税額を算出し、その支給額と税額を既払のものと合算して年末調整を行います。

未払分に対する税額は未納な訳ですが、これは支払った翌月十日までに納付すればよいのです。

税務調査で認定賞与の決定を受けたものも、同様の考え方で確定年度の年末調整に算入しなければなりません。

2 甲表特殊適用の誤り

同一所帯で二人以上の給与所得者がある場合(たとえば夫婦)扶養親族を分けて申告すると、一人は普通乙表何名の扶養ということになりすが、他の一人は必ず甲表特殊適用になります。共稼ぎ夫婦の場合、おのおの

配偶者の所得が五万円以上あり、甲表の適用はできませんので、乙表何名となり、他の一人は同じ乙表の適用では高額の控除額がダブルしますので甲表特殊適用何名となります。

3 途中退職者は年調ができない

十二月三十一日の現況で調整するので、途中退職者は、次の職場、つまり十二月三十一日現在在職するところで年末調整をするか、確定申告で調整することになります。

4 途中就職者で前職給与の源泉徴収票が無い者も年調ができない

三月の学校新卒を採用した場合のように、前職がないことのあるあきらかな場合は、年調してよろしいのですが、その他の場合は、年調を保留して確定申告をするよう指導して下さい。

前職の源泉徴収票を持つて来た者は合算して調整します。

5 乙欄適用の給与は年調せず確定申告する

扶養控除申告書の提出が無い乙欄適用の給与は原則として年調できません。

十二月三十一日現在主たる給与の受給者に、その年自分の会社で、主たる給与となるまでに支払つた従たる乙欄給与は合算して年調できます。

6 新婚さんにご注意

本年結婚した方は、年末までには入籍手続をしないと、内縁関係では配偶者控除はできません。また、結婚までに五万円以上の所得があれば、やはりアウ

BGさんで、結婚退職までの給与や、退職金がある場合はご注意下さい。

本年学校を卒業して就職したお子さんや、お嫁にやっただお嬢さんは、扶養親族からのぞかなければなりません。

7 年末調整がすんだなら

源泉徴収票を作つて、受給者に交付します。

法定資料の合計表を作り、源泉徴収票や、報酬料金その他の支払調書を添付して、一月三十一日までに必ず税務署に提出しなければなりません。

住民税の申告も忘れずに、受給者の住所ごとの市区町村に提出しましょう。

十二月分の算出税額に、年末調整の不足税額を加えその合計額から、過納額を差引いたものは翌年一月十日までに必ず納付しなければなりません。差引税額が零となった場合は、徴収高計算書を作つて、税務署に提出しないと、未納となって、照会

を受けたり、督促を受けたりいたしますのでお忘れなく。

この場合、ご注意願いたいのは、税理士報酬などの税額は、給与の過納税額から充当、還付はできませんので、納付して下さい。(法人税一課 来海篤)

年末調整説明会の開催について

当会では、署側と共催で源泉所得税の説明会を左記の日程により行ないます。多数の御出席をお願いいたします。

◎十二月五日 葛西公会堂

(葛西地区の方)

◎十二月六日 小松川公会堂

(小松川・平井・逆井地区の方)

◎十二月七日 三菱銀行小岩支店

(小岩・上・本一色地区の方)

◎十二月八日 小岩信用金庫本店

(小岩地区の方)

◎十二月九日 江戸川公会堂

(松江地区の方と五日から八日までに参加できなかった方)

◎時間はいずれも午後一時からです。

源泉税は必ず翌月の

十日までに納めま

よう

江戸川税務署法人税課配置図

	浜岡	調査官 斉藤	上席調査官 牛木
中島	木下	若宮	

第一課
城竹課長

(二 階)

岡田	後藤	調査官 徳光	上席調査官 岩野
柴田	露崎	調査官 石本	

第2係長
来海

堂前	松村
佐藤	鹿野
吉見	

第1係長
山本

山下	荒川
亀井	鈴木
佐藤	福田

審理係長 上神谷	牧之瀬	指導係長 大沢
-------------	-----	------------

<上、法人税第一課>

<右、法人税第二課>

坂本	田中	調査官 所	上席調査官 長谷川
小林	萩本	成田	

鶴田	横山
尾崎	田原
調査官 竹川	調査官 飯島
上席調査官 久保	

第二課
木村課長

副署長室
大塩

(一 階)

秦	小柳	調査官 神谷	上席調査官 鷹野
中村	辻	調査官 溝留	

税金相談室

災害の場合の徴収猶予

〔問〕 給与所得者が災害を受けた場合、源泉所得税の徴収猶予および還付についてその概要と申請手続きをお知らせ下さい。〔M社〕

〔答〕 災害により損害を受けた資産の種類、損害の程度、災害を受けた者の見積り所得金額、災害のあった日等によつて徴収猶予および還付の取扱いは次のように異なります。

災害による損害額が住宅または家財のそれぞれの二分の一以上でかつ、その年分の合計所得金額の見積りが二〇〇万円以下の場合の取扱いは下記の表によります。

次に徴収猶予や還付を受けようとする人は、被害の状況等を記載した申請書を徴収猶予を受けようとする給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者を経由して税務署長に提出しなければなりません。

また、還付を受ける人は還付申請書に還付を受けようとする税額が納付済みである旨の勤務先の証明書を添えなければなりません。

その年の合計所得金額の見積り	徴収猶予	還付
100万円以下の場合	災害をうけた日以後に支払をうける給与に対する源泉所得税額	災害をうけた日までの源泉所得税額
100万円をこえ150万円以下の場合	(1) 6月30日以前に災害をうけた場合は、その日から6か月を経過する日の前日までに支払をうける源泉所得税額 (2) 7月1日以後に災害をうけた場合は、その日からその年の12月31日までに支払をうける給与に対する源泉所得税額 (3) (1)または(2)に代えて、災害をうけた日からその年の12月31日までに支払をうける給与に対する源泉徴収所得税額の2分の1	なし 7月1日以後に災害をうけた日までの源泉所得税額 災害をうけた日までの源泉所得税額の2分の1
100万円をこえ150万円以下の場合	災害をうけた日から3か月を経過する日の前日までに支払をうける給与に対する源泉所得税額 ただし、10月1日以後に災害をうけた場合は、その年の12月31日までに支払をうける給与に対する源泉所得税額	なし

減価償却等の明細書

〔問〕 四十一年の法人税改正により減価償却に関する明細書の添付が簡素化されましたが、合計表の書き方、適用年度などお知らせ下さい。〔葛西 K社〕

〔答〕 法人税施行令一部改正により施行令六三三二項において減価償却の明細書を会社が社内保存していることを条件に、各資産の種類ごとの償却明細の合計表を確定申告書に添付したときは明細書(別表十六)の添付を要しないものとする。

各資産の種類というものは、施行令十三各号に掲げる資産ごとになつていきますので(1)建物(2)構築物(3)機械及び装置(4)船舶(5)航空機(6)車両及び運搬具(7)工具、器具及び備品(8)無形固定資産(9)生物となつていきます。

さらに、この合計表は償却の方法の異なるごとに区分することも必要であります。

減価償却の明細書の添付を要しないものは次に掲げるものである。

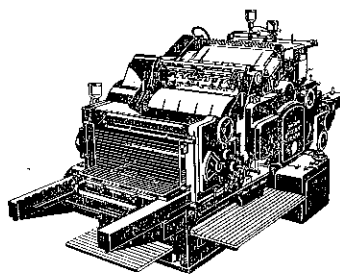
- (イ) 普通償却(令六三三二項)
- (ロ) 中小企業者の機械等の割増償却(措令二八条四五項)
- (ハ) 海外取引等がある場合の割増償却(措令二八条五、九項)

(ニ) 繰延資産の償却(令六七条二項)

以上であり、合理化機械等の特別償却新築貸家住宅の割増償却等については明細書の添付が必要で従前通りであります。

適用時期

この規定については附則に別段の定めがありませんので昭和四十一年四月一日以後に終了する事業年度から適用することになります。



ちよつと一言!

記帳ができない

決算ができない

申告手続きがわからない

こんな場合は、まず

法人税指導係を

御利用下さい

TEL 〇三五一

内線 五二番

事業用資産の買換の特例

事業用資産の買換えの場合の特例は、産業設備の合理化を図る見地から、民間企業の産業設備の合理化および近代化並びに工場移転による産業立地の改善等一般に資本の有機活用を図る趣旨で設けられたもので、原則として、その譲渡した年、およびその翌年中に特定の資産を買換資産として取得し、これをその取得の日から一年以内、その事業又は事業に準ずるものの用に供した場合に適用されます。

特定資産というものは、一般的には、土地、借地権、など土地

この特例を適用すると、売った代金の全部を買い換えた資産の所得にあてたときは、譲渡所得は課税されません。また、売った代金に残がでたと

区民税も特別徴収

退取所得の課税方法かわる

特別区民税、都民税の特別徴収については、常日頃ご協力を賜りありがとうございます。

このたび、地方税法の一部が改正され、(昭和四一、三、三二法律第四〇号)昭和四二年一月一日以降に支払われるべき退職所得からは、いままでの特別区民税、都民税の課税方法とかわり、退職手当等が支払われる際に、所得税の源

印紙税相談室設置

十二月一日より十日までの十日間、江戸川税務署問税課では「印紙税相談室」を設け、皆様方の印紙税に関するご質問に、

お答えすることになりました。日頃、疑問になつてゐる証書類または、今後発行される予定の証書類について、ぜひ相談室をご利用されますようお願いいたします。

きは、その残った部分についてだけ、課税されることとなります。この特例の適用をうけるためには(1)確定申告書に、適用をうける旨を記載し(2)譲渡資産や買換資産の明細、譲渡所得の計算書(3)買った資産の取得を証明する登記簿の謄本などを確定申告書に添付してください。

また、買換資産の取得が翌年になる場合は「見積額の承認申請書」を税務署長に提出してください。

賞与引当金

繰入限度額の計算

方法の一部改正

賞与引当金制度は昨年(四月)の全文改正において創設された制度であつて、昭和四十年十月一日以後に開始する事業年度から適用することとされてゐた。

ところで、昨年四月に創設された賞与引当金制度の基本的考え方

は通常派、暮等に賞与は支給され

では、暦年基準による賞与引当金を設定することは、費用収益の対応から理論的に矛盾する。

(2)賞与の計算期間の末日が当該事業年度の終了の日までに到来するものについては、未払賞与の計上が取扱通達において認められてゐるが、それには、未払賞与の見積計上額と実際支払額との開差が僅少であること等を要件とされているので、労働組合との団体交渉によつて賞与支給額を確定する場合には、この要件に適合せしめることが困難である。

(3)従来認められていた未払賞与の計上額を、暦年基準による賞与引当金とは著しい差額が発生し、改正法を適用する初年度においては、法人税の負担が著しく増加し増税されることになる。

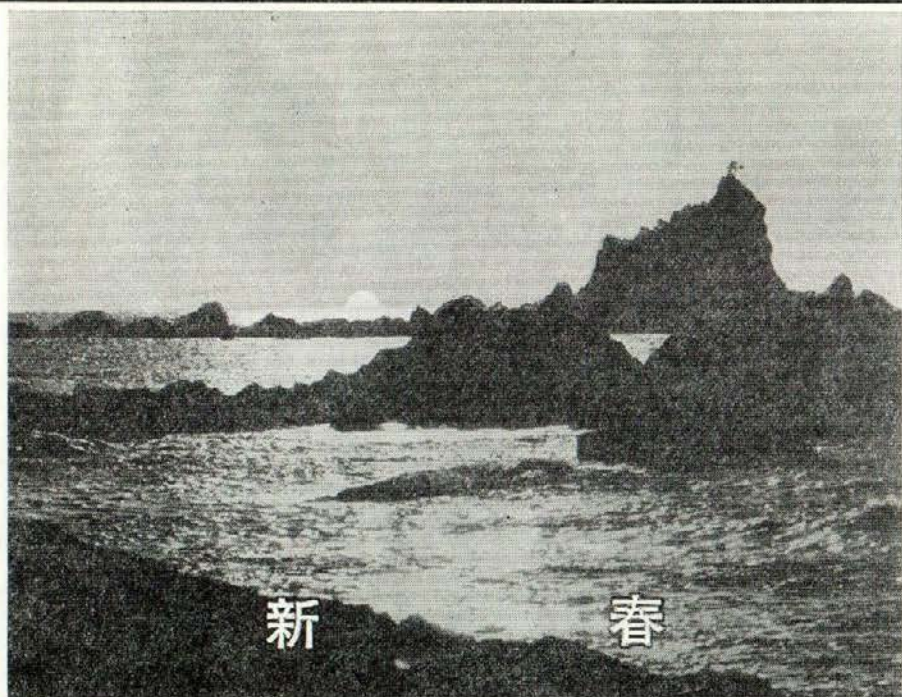
そこで、このような要望が本年の税制改正に反映され、三月三十一日付「法人税法施行令の一部を改正する政令」が交付され、広く適用できることになったのである。(注)この説明は支部の研究会で近く行うこととなつてゐる。

江戸川法人会

江戸川区小松川四一九八
電話六八一局三四七四番

編集兼発行責任者

江戸川法人会だより



新春

公益法人として記念の年

江戸川税務署長 丸島 辰雄

昭和四十二年の新年を迎え會員の皆様は謹んで新年の御祝いを申し上げます。

旧年中は税務に対し深い御理解と御協力を頂きまして着々その向上がみられ誠にありがとうございます。本年もまたより一層御協力を賜りますよう御願ひ申し上げます。

税金はその事実に基づいて確実な計算をなされこれを自主的に申告納税して頂くことが理想であります。が最近の取引複雑化に追われてややもすれば正確な記帳が忘れ勝

経営と税務対策事業を

江戸川法人会長 今井 博之進

昭和四十二年の新春を迎へ謹んで御喜び申し上げます。

昨年は関係官庁の皆様並に會員各位特に役員の方々には並々ならぬ御尽力を賜り待望の公益法人設立申請迄到達出来ましたことを改めて深く御礼申上げる次第で御座います。

昨年来の日本経済の動向は大勢といたしましては回復を示し景気は順調に推移している様でございますが反面中小企業の倒産は依然

になり易いものでありますからどうか十分御注意なされて正確な記帳と適切な申告をなされるよう切望いたします。

昨年も皆様の御協力によつて相当数の青色申告者の増加があつた訳であります。が、発展途上にある当管内の状況からみて新設される法人も多く、ためにややもすれば青色申告者の加入比率が緩慢になる傾向も見受けられますので本年もどうか加入増強にはよろしく御協力を願ひたいと存じます。

昨年四月ごろから景気も徐々に

として続いて居り、経済の激化は内外共に吾々弱小企業には極めてきびしいものがあるように思われるのでございます。

この年に当り二千五百の會員を擁する我が法人会の使命はいよいよ重大なるものと存する次第でございます。

即ち本会は社会的地位を高めると共に公益法人に相応し會員の皆様方の企業の健全化を図る為の減税運動等与えられた法人会活動を

上昇の傾向にあり申告状況も若干の向上をみましたので誠に明るい見通して希望が持てると思つておりますが、業種によつては未だその様な状況に至らないものもあるが本年も苦勞が多いことと思ひますが頑張って頂きたいと願つております。

本年は江戸川法人会も待望の公益法人として第一歩を踏み出す記念すべき年でもありますので會員の皆様には一致協力されて他地区の模範となるような立派な法人会として発展されるよう祈つてやみません。

最後に皆様の御健康と企業の御発展を心から御祈り申し上げます。(紙面の都合により写真略)

最高度に行う可きであると思ひを新たにしますのでございます。それが為にも関係各位の御理解ある御指導と御協力を仰ぎ円満なる税務行政運営の為大いに協力を惜しまず、中小企業育成の為の経営と税務対策の為の事業を行うと共に全法人の自計主義運動を展開し、より一層の申告納税の向上に寄与致し度い所存でございます。

最後に會員御一同の御事業の御繁栄と御健康を祈念いたし、吾が江戸川法人会が本年もより一層の拡充発展の為に御協力御支援をひたすら御願ひ申上げてまして年頭の御挨拶に代える次第で御座います

親切的な行政体制の確立へ

江戸川税務事務所長 川上 伝助



昭和四十二年の新春を迎えるにあたり、法人会員の皆様から御喜びを申し上げます。

税務行政の運営につきましては、平素よりひとかたならぬ御理解と御協力をいただき、誠に有難うございました。厚く御礼申し上げます。

青年区から成人区への年

江戸川区長 中里 喜一

法人会の皆様あけましておめでとうございます。

区政の躍進には平素からご協力とご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

本年の江戸川区は青年区から成人区へ成長するかがやかしい年であります。

本区百年の大計であります総合開発計画は首都東方の玄関口にあ

さわしい近代都市江戸川区の達成をめざし、いよいよ具体的計画確立の大道を踏みだし四十二万区民の明るくゆたかな暮らしに直結する各般施策の中核となるものであります。

幹線交通網の整備、生活環境施設の充実など建設の随音は区内いたるところに高まりつつある一地方地盤沈下対策も各方面の注目

申し上げるまでもなく昨年は景気対策の年であり、国債発行に踏み切った年でもありましたが、この面では予期以上の好成果がえられ、景気の立ち直りが早く順調であつたように思われます。しかし反面、景気回復の年に倒産が不況の一昨年を上回りましたことは、企業の経営が近代化の木枯らしの中で、きびしさを加えているものとも思われます。

したがって、会員の皆様も事業経営に何かと御心労の多い年でもあつたことと存じます。

このような御苦労の中で、都財

政の健全化のために寄与された皆様方に対し、深く感謝する次第であります。

私ども、税務行政の運営にあたりましては、適正な課税と納得のいく納税をモットーに、都民の皆様とは明るく親しみやすい窓口で接し、積極的に親切的な行政の体制を確立する所存でございます。

よりよい都民生活は、健全な都財政の支えがあつて、はじめて維持されるものと思ひます。

したがって、今後とも税務行政の円滑なる運営のために法人会の組織の拡充強化、会員の増強運動等を通じて、ご協力を賜わらんことを切にお願いする次第でございます。

年頭にあたり皆様のご健康とご多幸をお祈りいたして新年のご挨拶といたします。

を浴びつつその成果を期して鋭意研究中であり特に開発の呼び声高い南部地区をはじめ区内十カ所以上に及ぶ区画整理事業も実施の時期を目前にして本区発展の曙光となつております。

これらやむことを知らない区勢の伸張はすべて住民の福祉につながるゆるぎない歩調であり全区挙げて一体となり明朗江戸川区建設に総力をかたむける決意をあらたにするものであります。

年頭にあたりみなさまのご多幸とご健康を祈念しつつそのご支援をお願いしてこいさつといたします。

(紙面の都合により写真略)

四者共催

盛大だった納税表彰式

大森・小池・天野の三氏が受賞

既報のとおり、昭和四十一年度の納税表彰式は、昨年十一月十八日区民の誇りである夢殿江戸川区公会堂において江戸川税務署、江戸川税務事務所、江戸川区役所および江戸川納税貯蓄組合連合会の四者共催で、東京国税局長、東京主税局長、都議会議員、区会議長等多数の来賓の臨席をおおぎ盛大に挙行されました。

被表彰者はいづれも多年にわたる納税貯蓄組合の育成強化、青色申告の普及などに寝食を忘れて尽力された方々であります。

なお、当会関係者で表彰された方々は、税務署長表彰でありました。

功績の概要、現在の役歴は次のとおりです。

(文中敬称略)

○税務署長表彰状受賞者
常任理事 大森四郎
税大和耐火煉瓦製造所代表取締役

役
当会の常任理事として、多年にわたり申告納税制度の普及育

成に尽力なれた功績によりまして、現在、大森氏は、副会長、第三支部長および税制委員長を兼任しております。

○税務署長感謝状受賞者
常任理事 小池正雄
小池酸素工業株式会社代表取締役
当会の常任理事として、多年にわたり申告納税制度の普及育成に尽力されました。

現在、天野氏は、本部常任理事および第二支部長を兼任されております。

以上の三氏が今回受賞されました。

税金相談室

贈与の取消し

〔問〕 住宅を建てるつもりで土地を買ったが、登記の際深く考えもしないで子供の名義にしました。この場合には、贈与税がかかると思うがどうなりますか。

〔答〕 他人の名義で不動産を取得したり、自分名義の不動産を他人の名義に変更し、しかも代金をうけとっていないような場合には、通常贈与として取り扱われますが、その名義人に財産を贈与する意思がなく、単に名義をまちがえたとか、うっかりしていたという場合は、その名義を実際の所有者に変更することを条件として、次のような場合には、贈与がなかったものとして取扱われます。

①名義人となった人が名義人になつてゐることを知らずその財産を使用収益もしていない場合

②他人名義で財産を取得したことが、深い考えもなく行なわれたとか誤って登記された場合

質問の場合は②に該当します。したがって、土地の名義をできるだけ早く、遅くとも贈与の課税をうけるときまでに、本来の所有者の

名義に変更すれば、贈与がなかったものとして取り扱われます。しかし、この取り扱いをすでに知っていた人などには適用されません。

耐用年数の短縮

〔問〕 建物の耐用年数が短縮されましたが、当社は昭和四十一年一月一日から同年十二月三十一日までの一年決算法人ですが、当期申告について短縮された耐用年数で減価償却費を計算してよろしいでしょうか。

適用年度はいつからかお尋ねします。

〔答〕 昭和四十一年四月一日以後開始した最初の事業年度から適用になります。

一年決算法人については昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日決算に適用になり六月決算法人については昭和四十一年四月一日から同年九月三十日決算期以後の事業年度から適用されることとなりますので当社の場合は昭和四十二年一月一日から同

交通手当の非課限度額

引き上げられる(源泉所得税)

昭和四十二年一月一日以後、支払われる交通手当が左記のようになり引き上げられました。

一、交通機関を利用する場合
月額一、四〇〇円(旧一、六〇〇円)

二、片道二キロ以上の自転車通勤
月額五〇〇円(旧四五〇円)

三、片道二キロ以上の原動機付月額五八〇円(旧五〇〇円)

(注) 通勤距離の遠近にかかわらず、一定額を支給するものはその支払額全額が課税となります。

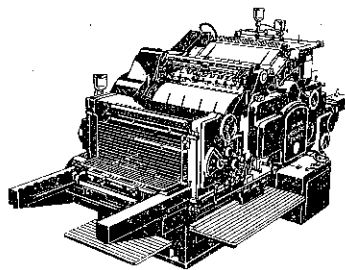
年十二月三十一日事業年度に適用されることとなります。

特別償却の延長

〔問〕 中小企業用合理化機械等の特別償却の指定期間は昭和四十一年九月三〇日までであり、その後大蔵省の告示で指定期間の延長がありましたか。

当社は四十一年十月中に合理化機械に該当するものを取得し事業の用に供しておるが特別償却の適用は受けられますか。

〔答〕 昭和四十一年十一月九日大蔵省告示第一四〇号により「中小企業用合理化機械の指定告示」の一部改正があり指定期間が昭和四十一年十月一日から昭和四十三年九月三十日まで延長された昭和四十一年十月一日から適用になります。



ちよつと一言

記帳ができない
決算ができない
申告手続きがわからない
こんな場合は、まず
法人税指導係を
御利用下さい

TEL 三五一

内線 五二番

お知らせ

今年も所得税、贈与税、事業税、区民税の申告の時期になりました。

申告書は、二月上旬みなさまのお手もとに届く予定でありますので、それぞれの期限を厳守していただき、お早めに申告と納税をお済ませ下さい。

申告書の提出期限は次のとおりです。

所得税

提出期限：四二・三・一五申告

と納税

提出先：税務署

贈与税

提出期限：四二・三・一五申告

と納税

提出先：税務署

事業税

提出期限：四二・三・一五申告

提出先：税務事務所

区民税

提出期限：四二・三・一五申告

提出先：区役所・出張所・分室

※所得税の確定申告分についても振替納税ができるようになりますので、ご利用下さい。

(但し、確定申告分につきましては取扱いできる金融機関は、相互銀行、信用金庫、信用組合だけで普通銀行は取扱っておりませんのでご了承ください)

江戸川税務署幹部 (敬称略)

署	副署	總務課	總務係	會計係	法人税第一課	上席調査官	一係	二係	審理係	指導係	法人税第二課	上席調査官	管理課	一係	二係	三係	四係
長	長	長	長	長	長		長	長	長	長	長		長	長	長	長	長
丸島辰雄	大塩利之	阿部徳治	木村直文	及川輝之	城竹武治	牛木昭次郎	岩野文蔵	山本利夫	来海篤	上神谷清	大沢行男	木村吾作	鷹野千秋	久保政男	菅谷四郎	中島源四郎	荒木総一
納貯係	徴収課	上席徴収官	一係	二係	三係	所得稅第一課	上席調査官	係	青色申告係	資産稅一係	資産稅二係	資料係	所得稅第二課	一係	二係	三係	四係
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
伊藤清治	佐藤進	黒田敏夫	武岡浩然	谷口長七	大木庫二	塩沢正男	三枝善郎	坂田外与次	大岡皓三	丸尾仙太郎	穴山和男	川井弘利	戸村寛	行川栄	牧野不二男	和氣顯次	柄本慶三郎
		</															

△二月の税務こよみ

(一) 給与支払報告書の提出

(1) 提出期限……二月末日

(2) 提出義務者……一月一日現在

において給与の支払をしている

者で給与に対する所得税の源泉

徴収義務がある者

(3) 提出先……給与の支払を受け

ている者の住所所在地の各市町

村長

(二) 決算期の定めのない人格なき社

団等の法人税の申告

毎年十二月末日が決算期とみな

されるから、二月中に法人税の

申告と納税が必要である

(三) 固定資産税の第四期分の納税

二月中において市町村の条例で

定める

四源泉所得税の納付

納期限……二月十日まで

四四一年十二月決算法人の確定

申告

申告期限……二月二十八日まで

約。六月決算法人の予定申告

申告期限……二月二十八日まで

編集兼発行責任者

江戸川法人会

江戸川区小松川四一九八
電話六八一局三四七四番

江戸川法人会だより

租税教室を開講

納税者の声を聞く旬間

税務署では、恒例の納税者の声を聞く旬間を十一月一日から十日まで全国一せいに実施される。

この「旬間」は納税者の皆さんの、税務に対する御意見や、日頃表面に現れない苦情などを聞いて、税務行政を一そうよくしていくために行なうものである、毎年この旬間にはたくさん良い意見が寄せられ、その寄せられた意見を基に税法が改正されたこともあり非常に効果をあげている。

この旬間中に行われる行事は、税務署長を初め幹部が納税者宅を訪問して、税務行政に対する意見や不満を聞いたり、各界代表による座談会等を開催したり、また高校生による一日課長や租税に関する作文を募集したりして、租税教室を開講する等十日間に亘り納税者の声を聞く旬間がくりひろげら

れる、法人会からは会員と業界を代表して、竹村利兵衛、菊池勇、田中徳治の三氏が座談会に出席されることとなっている。

主な行事を拾って見よう。

◎二日(木)七日(火)まで税務長の納税者訪問が行なわ

国税の税務行政懇談会

国税局と法人会の共催

「納税者の声をきく旬間」中の行事の一環として、国税に対する税務行政懇談会は恒例により十一月六日午後二時より東条会館四階に於て「法人会員の集い」として国税局、法人会共催のもとに催されることとなっている。

当日は志場東京国税局長を初め関係部課長が出席し、東京、神奈川、千葉、山梨の各法人会の役員並

◎六日(月) 納税者の声を聞く座談会を実施

◎六日(月) 区内高校生による一日税務課長を実施

◎六日(月) 税の相談日の実施

◎九日(木) 租税教室開講(区内在住の婦人を対象に行

う)

◎十日(金) 納税表彰(税務署、税務事務所、区役所、納税貯蓄組合連合会共催)

◎十日(金) 「租税に関する高校生

の作文」募集の締切

(応募者には記念品を贈呈する)

◎旬間中 図表グラフ類の展示

税務職員作成したもの

を署内に展示する)

◎旬間中 図表グラフ類の展示

税務職員作成したもの

を署内に展示する)

◎旬間中 図表グラフ類の展示

税務職員作成したもの

を署内に展示する)

◎旬間中 図表グラフ類の展示

税務職員作成したもの

を署内に展示する)

◎旬間中 図表グラフ類の展示

税務職員作成したもの

を署内に展示する)

◎旬間中 図表グラフ類の展示

税務職員作成したもの

を署内に展示する)

支部の税法

研究会も決る

定例役員会で決定された下半期事業の中尤も注目されたのは恒例の支部の事業活動で年末から早春にかけて催される税務研究会は昨年は改正法を重点的に行なわれたが、本年は具体的事例による税法の研究会とし、経営者として知っておきたい各種税法の解決から振替納税にいたるまでの研究会とすることとなった。尚日時、場所、行事方法等については次回の役員会で決定し、追って発表される。

税の相談は5の日

本年は従来と異り税務行政と法人会の在り方についてが中心議題とされ関連質問を続け自由討議が行なわれることになっている。

本会からは今井会長を初め副会長、事務局長が出席することとなっている。

役員研修会

本年は甲府市で行う

東京国税局管内法人会の役員研修会は本年も十一月十五日午後一時三十分から、甲府市湯村温泉「昇仙閣」に於て行なわれることとなった。

講師は東京国税局 橋本法人税

下半期事業計画の

定例役員会を開催

本会の下半期事業を決める、役員会は十月十八日(水)午後四時から江戸川法人会館二階会議室に於て開催された。

まづ今井会長の挨拶があったのち、次の議題について、事務局から趣旨の説明、報告等があり、協議を重ねた。

1、年末年始の事業計画について

2、翌年度の事業運営について

3、税務行政懇談会の開催について

4、東京国税局管内法人会役員研修会について

5、申告制度施行二拾周年記念について

6、法人会々員加入現況等他の結果、事務局の提案、報告を了承、懇談の後散会した。

なお、閉会に先立ち、丸島署長より、法人会ならびに会員の皆様の御協力を深く感謝すると共に、

本月の議題にありましたが、納税者の声をきく旬間中の行事や、年末調整の説明会を控え又一層の協力方をお願いいたしますと共に現在青色申告の普及奨励運動期間でありますので最寄の方々にお奨め願

いたい旨の挨拶がありました。

所得税第二期分の納期

十一月納税は便利な振替納税

申告所得税第二期分の納税については、税務署から皆さんのお手許に、納付書が送られることになっています。

納期限は十一月三十日ですからお忘れなく納期限内に必ず完納されますようお願いいたします。

納税には便利な振替納税をご利用下さいますようお願いいたします。

法人指導係とは

法人税第一課に、設けられている係で、中小法人の記帳申告についての窓口相談、巡回相談等により適切な、助言を行い、正しい申告が出来るように指導する係です。

記帳が出来ない、決算の作成が出来ないという方は、お気軽にご相談下さい。

担当 指導係長

松本 正

法人機動係とは

本年七月より、新しく出来た係

振替納税とはお解りのこととは存じますが、金融機関が納税者に代

って、指定口座から自動的に振替えて納税してくれる制度であります。従って忘れることがなく安心しておられます。

手続きは、金融機関又は税務署の納税貯蓄組合係で行っています。せいぜいご利用なさるようお奨めいたします。

で、主要税務署に配置されています。

この主な仕事は、取引先の不正を裏付けるような資料が発見された場合、その関連会社専門に調査することを主目的としています

担当 機動係長

斉藤 定雄

法人審理係とは

法人税、源泉税の関係の法令通達等の問合わせについてお答えする機関です

審理係長

上神谷 清

年末調整事務近づく

「説明会場と日程決る」

いよいよ本年も給与所得の年末調整の時期を控え、例年のとおり当会では、税務署と共催のもとにこれの説明会を行うことになり、さきの役員会で日程がきまったのでお知らせいたします。

今回は小松川公会堂が新築のため、同地区は部分的に別けて行うことになりました。

◎十一月二十八日 法人会館

(対象者 源泉事務研究会員)

◎十二月四日 税務署会議室

(区内官公庁)

実務簿記講座

修了式は二十二日

本会が毎年行っている、実務初等簿記講座は、本年も十月五日から毎週月曜日の午後四時から七時過ぎまで、法人会館に於て行なわれている。講師は例年通り長谷川早大教授で、本年は落伍者もなく熱心に勉強している聴講生が目につく、修了式は十一月二十二日に行なわれる予定である。なお来年度は新教材で行はれることとなった。

◎十二月五日 区役所会議室

(教育委員会)

◎十二月六日 税務署会議室

(税理士会)

◎十二月七日 江戸川公会堂

(中央、松江、松島、端江)

◎十二月八日 小岩区民会館

(小岩全地区、篠崎地区)

◎十二月十一日 葛西公会堂

(葛西全地区、江戸川地区)

◎十二月十二日 小松川信用金庫

(平井一三四丁目地区)

◎十二月十三日 江戸川法人会館

(小松川一三四丁目地区)

◎十二月十四日 税務署会議室

(逆井地区、平井一地区)

よろず案内

国民金融公庫の申込書

最近の金融引締めから、年末を控え資金繰りにお困りの方もあろうと存じます。例年行っています国民金融公庫融資の案内書と併せて「借用申込書」を事務局に用意してあります。お問合せ下さい。

法人税の実務と申告

税法簡素化の為改正された、法人税法は難解だとされている。日本税経社が問答式、平易な法人税法の手引とも言われる、実務的な例解問答式法人税の実務と申告の良図書を刊行、価二千二百円、事務局で取次ぎしています。

相続税の節税と保全

企業の永続と保全のためには、相続税対策は不可欠の要素であります。世上相続税対策が後手となり、悲劇を生んだ、事例は数えきれません。

納税時期の予測できない相続税こそもっとも納税の困難な税金と言えます。事業の発展と子孫の繁栄に大きな影響のある相続税を生前贈与(非課税)を活用して合理的、合法的に相続税を節税する方策があるとしたら関心を持たざるを得ません。ご検討してみたいと思う方は事務局へお問合せ下さい。



税金相談室

期中取得資産の二分の一
簡便償却の対象資産の拡大

〔問〕 事業年度の途中で取得した工具、器具および備品については、以前より簡便償却が認められていたが、四十二年改正で機械等もその対象資産になったそうですが、

1 今回対象資産に追加されたもの
2 適用時期
3 届出書の提出期限は決算期限か申告期限か
以上三項目についてお知らせ下さい
〔答〕 事業年度の中で、事業の用に供した減価償却資産の償却は、事業の用に供した日から期末までの期間分について認められるのが原則です。

しかし中途において事業の用に供することの多い工具等について、いよいよ期間接分計算をすることは手数がかかるので、その年度の償却限度額の二分の一簡便償却が認められています。

1 今回対象資産の拡大により追加

されたもの

イ、機械および装置
ロ、車輛および運搬具
ハ、工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権および商標権）

（樞）

2 四十二年六月一日以後開始する事業年度から適用されます。
3 一定の事項を記載した届出書を申告期限までに提出することが条件とされています。
尚、簡便法による償却は、一人採用したからといって毎期継続して適用することは特に条件とされておりません。

非上場有価証券の

評価損

〔問〕 当社が所有する非上場有価証券の発行法人の資産状態が著しく悪化し、債務超過となつて、純資産はマイナスとなり、しかも休業状態になった場合には、その有価証券の全額を評価損として損金に計上することができますか。
なお、この有価証券は企業支配

株式には該当しません

（葛西 S 社）

〔答〕 所有する非上場有価証券の発行法人の資産状態が悪化し、それに基つて価額の低下した事実があるときは、当期有価証券について評価損を計上することができますが、この場合の評価損の計上については、その有価証券の資産価額がゼロになった場合でも金額を評価損として損金処理することは妥当ではなく、備忘価額を付しておくことが必要です。

なお、発行法人の資産状態が悪化し、価額が低下した場合であっても、その低下の程度が期末の価額の五〇％に相当する金額をこえる場合、または、低下の割合は五〇％に相当する金額を下廻るが近い将来において価額が回復する見込みのものについては評価減をすることはできません。

（参） 法三十三条第二項

直審（法） 八回通達九三、九四

延納分の利率について

法人税法七十八条三項の規定による延納額に対する利子税の利率（日歩二銭）は、日本銀行の定める公定歩合が引上げられた場合は、租税特別措置法第六十六條の五の規定により、その引上げられた公定歩合に依り一日三銭五厘の割合の範囲内において算出された

配偶者控除等の対象となる所得金額の限度

〔問〕 四十二年六月から、配偶者控除及び扶養控除の対象となる所得金額の限度が改正されたそうですが、その限度をお知らせ下さい

（逆井 T 社）

〔答〕 その人の有する所得の種類により、次のようになります。
(1) 給与所得、事業所得、退職所得、雑所得の場合は、その合計所得金額が一〇万円以下
(2) 配当所得、不動産所得の場合はその合計所得金額が五万円以下、
(3) (1)と(2)の所得を有する場合は、(1)の所得金額の二分の一に相当する金額と(2)の所得金額の合計額が五万円以下。

なお、分離課税を受けた配当所得については(2)の所得に含める必要はありません

居住用財産の

買換の特例

この特例は、国民生活安定の基礎となる住宅建設の促進等に資するため設けられたもので、土地や家を譲渡し、その代金等で一定の要件のもとに、自己または、自己の扶養親族の居住の用に供する資産を取得したときは、課税について、特別の考慮を払うことのできるもので、基本的には次の要件の総べてにあてはまるときに適用されることになっています。

(1) 個人がその年中において、土地や家屋または借地権、永小作権などの土地の上に存する権利の譲渡をした場合もしくは土地等の長期貸付で権利金などを受け取った場合で、その権利金、譲渡所得に該当する場合であること。

(2) その譲渡した日前一年以内、または譲渡の日後一年以内、その者が、居住用の土地または、家屋を取得したり、あるいは取得する見込みであること。

(3) その取得した居住用の土地や家屋を、取得した日から一年以内に、その者や、その者の扶養親族の居住の用に供したり、あるいは、居住の用に供する見込みであること。

（一年以内に居住の用に供さなくなった場合を除きます）

法人税一課二課配置図

() は前任署

法一課長
阿部隆一
(四谷)

(日本橋)		調	上席調査官
矢口義泰	浜岡 真	神谷慶治	森
(京 橋)	(市川)	調	俊一郎
樋口正直	山中昭市	瀧留秀男	(豊島)

(第一担当)

法二課長
木村吾作

機動係長
斎藤定雄

(第二担当)

上席調査官	(広島)	(鎭山)	
宮島 弘	中国礼治	中村安之	
調	宮崎金助	木下正一	中島常光

(第一担当)

上席調査官	調		
岩野文蔵	石本一親	露崎万寿雄	柴田泰志
調	山下 朔	後藤栄司	

(第二担当)

上席調査官	
久保政男	
調	調
飯島芳雄	竹川善男
田原 寛	成田昭吾
(江東東)	中川浩介
	鶴田忠功

萩本啓之	今野利夫	調	上席調査官
		(日本橋)	長谷川 実
		荒巻正之	
坂本幸一	田中高島	調	
		若宮 哲	

(第三担当)

第一係長	山本利夫
小柳義信	佐藤忠典
福田千恵子	亀井興春
(浅草)	寺岡尚子
	吉見芳彦

第二係長		(麻布)	
米 海 篤	鹿野幸子	鈴木茂伯	菅野恒光
	尾崎茂彦	佐藤忠司	

審理係長		指導係長
上神谷清		松 本 正
	松村佳幸	(市川)

間 税 課

昭和四十二年十一月一日発行
発行所 江戸川法人会
社団法人
発行人 菅原 邦芳
事務局 江戸川区小松川
電話 三四七四

江戸川法人会だより



税負担の公平に努る

江戸川税務署長 丸島辰雄

あけまして御めでとうございいます。

昭和四十三年の新年を皆様とともに御祝い出来ますことを喜んでおります。

日頃税務につきましては格別な御協力を頂き申告の面も納税につきましても順調に推移して参りましたことに対し厚く御礼を申し上げます。

昨年中は、景気も上昇気運にあ

自計主義運動を推進

社団法人江戸川法人会長 今井博之進

昭和四十三年の新春を迎え謹んでお慶び申し上げます。

昨年は関係官庁の皆様並に会員各位特に役員の方々には並々ならぬ御協力を賜わり公益法人としての歴史の一頁を飾らせていただきましたことに対し深甚なる謝意を表する次第でございます。

昨年は真に多事多端の年であり日本経済の動向も貿易の自由化について公定歩合の引上げによる金融の引締め政策が打出され、吾々弱小企業にとっては最悪の状態をつづけ極めてきびしいものがあり

つて一般市場も非常に活気に満ちていた様に思われますが、御仕事の内容や地域差等によつてはその全患をうけられなかった所もあつて全般的な好景気であつたとも申されず御苦労の多かった方々もあつた事と存じます。

また、昨年末に至つて金融面においても暗いニュースが流れ、取引の広域化、複雑化は今後の経営を益々むずかしいものとして行くことと存じますので、経営の合理化を図り企業の基盤確立のため折角努力御精進なされるよう御祈り申し上げます。

私共も皆様の税負担の公平に思いをいたし出来る限りの御指導を申し上げて皆様に信頼される税務行政を推進して参りたいと念願いたしておりますので、本年もよろしく御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も皆様の家業の御発展と御健康を心から御祈り申し上げます御挨拶といたします。

全く暗い運命を背負つたまま昭和四十三年を迎えたのであります。

年明け早々公定歩合の再引上げによる金融引締め政策の再強化が打出され、不安要因をかかえた、いわば波乱含みの多い年とも思われるのでございます。

この年に当り二千四百余の会員を擁する我が法人会の使命はいよいよ重且大なるものがあると思はれる次第でございます。

即ち本会は社会的地位の向上と共に公益法人に相応しい会員皆様方の企業の健全化を図るための減

税運動は勿論のことながら、この際節税運動等与えられた法人会活動を最高度に行うべきであると思いを新たにするものであります。

それがためにも関係各位の御理解ある御指導と御協力を仰ぎ円満なる税務行政運営のため大いに協力を惜しまず、中小企業育成のための経営と税務に関する事業を行うと共に法人会の使命たる自計主義運動を強力に推進し、より一層の申告納税の向上に寄与したい所存でございます。

最後に会員御一同の御事業の御繁栄と御健康を祈念し、吾々江戸川法人会が本年もより一層の拡充発展のために御協力と御支援をひたすら御願ひ申し上げます年頭の御挨拶に代える次第でございます。

納税者の立場になって

江戸川税務事務所長 原田 高一



法人会の皆様、明けておめ
でとうございます。

皆様には、日頃多大な御協力を
頂き感謝にたえないところでござ
います。

本年は、内外の経済情勢が相当
きびしいといわれております。
都の税務行政の一端を担う私ども

愛区の精神を結集

江戸川区長 中里 喜一

法人会のみなさん、明けておめ
でとうございます。

区民あつての区政、この信念で
前進を続ける江戸川区に平素から
深いご理解とご協力をいただき厚
くお礼申し上げます。

本年は、区行政の中核でありま
す総合開発計画実現の足どりをい
つそう早め、住みよい江戸川区の
早期建設を期する希望と努力の年

といたしまして、格段の努力を
払う覚悟であります。皆様方
におかれましては、なお一層の御理
解ある御支援、御協力をお願い申
上げます。

さて江戸川法人会は、昨年社団
法人としてその基礎を不動のもの
とし、益々御発展されつつあるこ
とは、まことに慶賀の至りに存じ
ます。

申すまでもなく、税は皆様方が
個人ではできない公共の事業を集
団で行うための分担という観念の

もとに、公正かつ妥当に課せられ
るもので、皆様方に納得のうえ、
申告納税して頂くものでありま
す。

また役所仕事は、まだまだ親切
迅速という点で、民間の方々に劣
っているのではないかと、常々苦
慮しているでございます。この
ため私は職員に対し、常日頃
「自分が納税者の立場になった
場合を念頭においてやってもら
いたい」と

と申しておるのでございます。
特に私どもの事務所は、御承知
のとおり、老朽化した木造家屋で
設備も悪く、御来所の皆様方に大
変御不便をかけておりますが、全
職員が、

昨年十一月、当区は厳しい世相
をのりこえて到達した今日の充実
発展により、栄えある国の表彰を
うけました。その真価にますま
す厚味を加え、さらに住民の福祉
をはかり名実ともに近代都市とし
て成長するために、区をあげて一
体となり愛区の精神を結集してい
こうではありませんか。

新春を迎えるにあたり、みなさ
んのおしあわせとはつらつたるご
活躍をお祈りすると共に、いつそ
うのご支援をお願いいたしまして
ごあいさついたします。

「ボロは纏てても

心は錦」

の信念のもとに結束しまして、執
務に精進し、皆様の御期待にそう
よう努力中でありますので、何分

盛大だった納税表彰式

既報のとおり、昭和四十二年度
の納税表彰式は、昨年十一月十日
(金)納税者の声を聞く旬間の最
終日に、小岩区民会館において、
前年同様四者共催で多数の来賓の
臨席をおおぎ盛大に挙行されまし
た。

被表彰者はいずれも長年にわた
り納税貯蓄組合の育成強化、青色
申告の普及などに寝食を忘れて尽
力された方々であります。

なお、当会関係者で表彰された
方々は、税務署長表彰でありま
す。(文中敬称略)

○税務署長表彰状受賞者

監事 芳賀重晴

○税務署長表彰状受賞者

監事 金正雄

○税務署長表彰状受賞者

監事 鈴木裁一郎

○税務署長感謝状受賞者

監事 鈴木裁一郎

○税務署長感謝状受賞者

監事 鈴木裁一郎

○税務署長感謝状受賞者

監事 鈴木裁一郎

○税務署長感謝状受賞者

監事 鈴木裁一郎

た。

よろしくお願い申し上げます。
最後に皆様の御発展と御繁栄を
祈念いたしまして年頭の御あいさ
ついたします。

△二月の税務ごよみ

(一)給与所得者の扶養控除 申告書
の提出

(二)提出期限 本年最初に給与の
支払を受ける日の前日まで

(三)提出先 給与の支払者を経由
してその給与に係る納税地の所
轄税務署長

(四)支払調書の提出
提出期限 一月三十一日まで

(五)源泉徴収票の交付
交付期限 一月三十一日まで

(六)交付先 (イ)所轄税務署長
(ロ)受給者

(七)固定資産税の償却資産に関する
申告書

申告期限 一月三十一日まで

(八)個人の道府県民税及び市町村民
税の納期

納期限 一月十日まで

(九)四十二年十一月決算法人の確定
申告

申告期限 一月三十一日まで

不動産収入

確定申告審理の重点

臭いものにふたでなく

年が明けると間もなくやってくるのが頭を悩ます三月の確定申告人間多くの方は期限のくるまで臭いものにふたのたとえではありませんが面倒なものはあとまわしにしたがるものです。しかし、この会報をお読みになった方だけでも本年こそひとつ早めに申告の準備をされてはいかがでしょう。

還付を受けるための確定申告はすでに受付けておりますからどうぞお早めにお出し下さい。

それ以外の確定申告については二月十六日から三月十五日までが提出期間となっておりますが、例年、期限ぎりぎりの三月十三日、十四日、十五日の三日間で全申告数の五割以上が提出されますような有様、相当の混雑が予想されますのでぜひお早めにお出し下さるようお願い致します。

審理の重点

皆様多くの方がすでにご存知と思いますが、確定申告書が私どもの税務署に提出されますと、その申告書はすぐ所得税課員によってお間違いのない申告書であるかどうかを検討いたします。そのことを私どもは申告審理と呼んでおり本年は、その審理の重点項目の中に不動産所得が含まれております。

うかを検討いたします。そのことを私どもは申告審理と呼んでおり本年は、その審理の重点項目の中に不動産所得が含まれております。

住宅難のために

戦後すでに二十二年経過しておりますが、ご存知のとおり住宅難はなかなか解消されておりません。

世界一の人口を持つ大都市である東京は、人口の都市集中化という世界的傾向とあいまっています。その度合を深めている感じがします。

ということはどういうことかと申しますと、貸地・貸家・貸店舗などが多いということにもなります。また最近では貸ガレージなども増えてきております。そして権利金や賃賃料が高いという結果を招かれています。

更新料なども

この権利金や賃賃料などのことを不動産から得る収入ということから不動産収入と呼んでおりますが、賃賃料や権利金ばかりでなく他人に建物を建てさせるために土地を貸す場合の権利金(借地権設定の対価)契約期限を更新する際に受取る更新料、契約期間内に借主の名義を変える名義書換料、契約内容を改める更改料なども不動産収入として申告しなければなりません。(これらの中に金額によって譲渡所得となるものがあります)

地を貸す場合の権利金(借地権設定の対価)契約期限を更新する際に受取る更新料、契約期間内に借主の名義を変える名義書換料、契約内容を改める更改料なども不動産収入として申告しなければなりません。(これらの中に金額によって譲渡所得となるものがあります)

戦後二十二年といえは普通の借地権の契約期限の切れる方も多い筈です。これらの収入があった方は、もらすことのないよう申告して頂き、更正などの措置を受けることのないようお願いいたします。

個人へ貸している方に

貸家・貸間などで個人へ貸していられる方の中には、相手が個人だから税務署でもわからないだろうなどと申告されない方がないわけでもありません。

本年はこれらの収入についてもより念入りに調査をいたすこととしておりますので、ぜひ、おもしろにならないよう正しい申告をされますようご協力をお願いいたします。

収支明細の提出を

前年の不動産所得が五十万以上ある方には「不動産収支明細書」を申告書に同封してお送りしますが、それを提出されずに再度ご出

署いただき説明願うという手数を省ぶくために必ず提出されますようお願いいたします。

確定申告説明会のお知らせ
次の日時・場所で開催
しますからご利用下さい。

と き	と こ
2月15日(木)	江戸川税務署
16日(金)	江戸川区役所
19日(月)	城東信用金庫船堀支店
20日(火)	旧仲町保育園
21日(水)	小岩区民会館

30分
1時
午後1時
午後4時
江戸川 税務署 所得税課

改正通達

貸倒損失および債権 償却特別勘定の取扱い

今回の貸倒れに関する取扱通達の改正は、従来の取扱いは、形式基準による貸倒の特例として、売掛金等について取引停止後二年を経過した場合等に限り貸倒れ処理を認めることとし、債権償却特別勘定は原則として債務者について一定の事実が発生した事業年度に限り繰入れができることとされてきたこと等のために実情に適しない面もあったので、貸倒れ処理についての改正を行ない、その取扱いの弾力化を図ると共にその手続の簡素化を図ったものである。

(1) 売掛金等について取引停止後一年以上経過した時は貸倒と認める

(2) 債務者につき債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見透しがない場合等において、税務署長(調査課所管国税局長)の認定を受けて債権償却特別勘定に繰り入れることができる。

(3) 債権償却特別勘定を設けた後債務者の資産、負債等の状態が悪化した場合等において、税務署長の認定を受けて債権償却特別勘定の増しを認める。

(4) 債権償却特別勘定の金額は、現実に貸金等の回収があるまで取りくずしを要しない。
尚、これら改正点については近く説明会等を開催する予定である

賀 寿

署 長	九島辰雄	第四係長	熊谷 聡
副 署 長	大塩利之	納貯係長	伊藤 清
〃	坂木隆興	徴収課長	中野 栄一
総務課長	阿部徳治	上席徴収官	清尾 憲吾
補 佐	小高長三郎	〃	樗村 忠雄
総務係長	梅岡輝男	徴収係長	大木 庫二
会計係長	長尾 徳	所得税第一課長	塩沢 正男
法人税第一課長	阿部 隆一	上席調査官	雅楽 興洲
上席調査官	岩野 文蔵	〃	笹倉 勉
〃	宮島 弘	第一係長	倉田 寛
第一係長	山崎 陽太郎	第二係長	鈴木 喜十郎
第二係長	来海 篤	青色第一係長	天野 直志
審理係長	上神谷 清	〃第二係長	石 躍睦大
指導係長	松本 正	資産税係長	鈴 木 栄助
機動係長	斎藤 定雄	資料係長	川 井 弘利
法人税第二課長	青木 高雄	所得税第二課長	伏見 行三
上席調査官	森 俊一郎	上席調査官	穴山 久勝
〃	久保 政男	上席調査官	長田 秀雄
〃	長谷川 実	〃	外田 外与次
管理課長	菅谷 四郎	〃	行川 栄
第一係長	中島源四郎	間税課長	菅沼 桂次
第二係長	的場 昭榮	第一係長	手島 翠
第三係長	古江 秀夫	第二係長	佐藤 辰雄

宿・日直者の課税について

〔問〕 当社は、宿直者に対して一日七百円を支給したいと思つていますが、これは源泉課税の対象となりますか。
(中央 T社)

〔答〕 宿・日直料の源泉所得税については、これまで免税点方式により一回の宿・日直料五百円までは、課税しないことに取扱われてきました。しかしながら諸物価の高騰等に相まって、これまでの「免税点方式」を「基礎控除方式」に改め五百円を六百元に引上げることになりました。たとえば

会社が宿・日直料として七百円を支給したとすると、従来は、七億円全額が給与所得に加算されましたが、改正により七百円と六百元の差額百円についてのみ給与所得に算入されることになります。

なお、今回の通達の主旨は次の通りです。

①日直料、宿直料に対する課税の特例

日・宿直料については、勤務一回に対して支給する金額(日・宿直をすることによって支給する金銭以外の物もしくは権利、その他経済的利益「食事は除く」があるときは、その合計額)のうち六百

円(勤務することにより支給する食事があるときは、六百元から食事の価額を控除した金額)までの部分については課税しない。

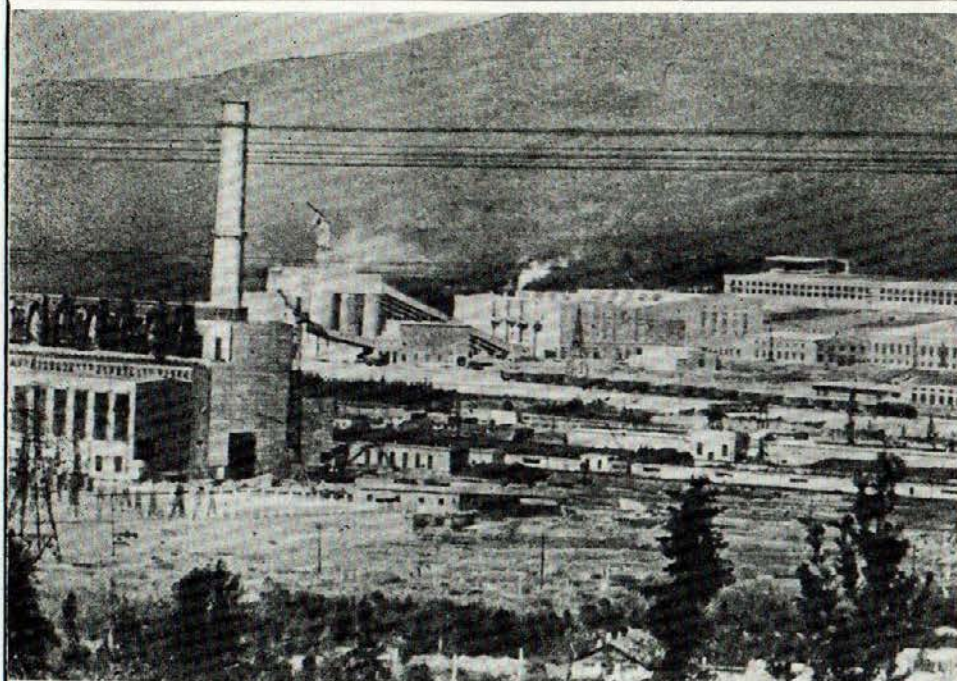
②給与として課税する日直および宿直料
一、留守番等が目的で雇われている者。
二、日直、宿直を勤務時間の勤務として行なった者、又、これらの勤務をしたことにより代休を与えた者に支給する、日、宿直料。

三、日、宿直の勤務をする者の通常の給与などの額に比例した額、または、その給与などの額に比例した額に近似するように、その給与などの額の階級区分に応じて定められた額により支給する日、宿直料。

これら三つのうち、いずれかに該当するときは、その金額を給与として課税されますから注意を。

昭和四三年一月一日発行
発行所 江戸川法人会
社団法人
発行人 菅原 邦芳
事務局 江戸川区小松川
電 三 四 七 四

江戸川法人会だより



新春を迎えて

社団法人江戸川法人会長 今井博之進

昭和四十四年の新春を迎え謹んでお慶び申し上げます。

昨年は関係官庁の皆様方並びに会員各位特に役員の方々には並々な御尽力を賜わり公益法人としての第三年目の新春を迎えるに至りましたことに対し深甚なる謝意を表する次第でございます。

昨年は国際収支改善のための金融引締め政策から、ドル不安等一連の国際情勢の異変によって、動揺をきたし、三月危機説さえ称えられた程でありましたが、幸い国際情勢も次第に好転し、国内経済の拡大と国際収支の大幅な黒字が両立するという好ましい状態があらわれ、現今の大型景気とかいわれる恵まれた状態で新年を迎え、然も今年は四年連続の好況という記録にいとむ年であると言われているのであります。

しかるに我国企業にとり巻く内外の情勢は昨年にくらべなお不利な条件にあることは否定できないものがあります。それはご存知の如く国際環境の変化であり、昨年から持越された国際通貨の不安も避けられず、したがって国内経済の抑制、あるいは輸入の抑制等、

我国に対する資本貿易の自由化要請はいちだんと高まるものと予測され、特に中小企業にとっては労働、賃金等一連の深刻な問題がかかっているのであります。

このような内外の情勢の厳しさを考えますと我々弱小企業経営者にとつては現在の大型景気を手ばなしで目をうばわれることなく、自主的、長期的視野に立って企業の体質強化をはかり、適正利潤の確保に努めるよう心がけることが肝要かと存する次第でございます。

この年に当り二千五百の会員を擁する我が法人会は社会的地位を高めると共に公益法人に相応しい会員皆様方の企業の健全化を図るための減税運動から、体質改善のための経営問題、さらには節税のための事業等与えられた法人会活動を最高度に行う可きであると心を新たにいたす次第でございます。こうした運営を実施するに当り関係各位の御理解ある御指導に御協力を仰ぎ円満なる税務行政運営のため大いに協力し、併せて申告納税制度の完遂を期したい所存でございます。会員一同の御事業の御繁栄と御健康を祈念し、本会充

展のため一層の御支援を御願い申上げる次第でございます。

一月の税務ごよみ

(一) 給与所得者の扶養控除申告書の提出

(1) 提出期限……本年最初に給与の支払を受ける日の前日まで

(2) 提出先……給与の支払者を経由してその給与に係る納税地の所轄税務署長

(三) 支払調書の提出
提出期限……一月三十一日まで

(四) 源泉徴収票の交付
(1) 交付期限……一月三十一日まで

(2) 交付先
(イ) 所轄税務署長
(ロ) 受給者

(四) 固定資産税の償却資金に関する申告
申告期限一月三十一日まで

(五) 個人の道府県民税及び市町村民税の納期
納期限……一月十四日まで (六

カ月ごとの納付の特例の適用を受けている場合は、四三年七月から十二月徴収分について一月十日までに納付)

(四) 四十三年十一月決算法人の確定申告
申告期限……一月三十一日まで

(五) 五月決算法人の予定申告
申告期限……一月三十一日まで

年頭のあいさつ

江戸川税務署長 葛原 政夫



新年まことにめでとうございます。

昨年は着任早々のことで諸事なれないため、皆様にご心労をおかけしたことを存じますが、法人税をはじめ税務全般にわたるご理解あるご協力を賜りました。

新年のごあいさつ

江戸川税務事務所長 松村 大明



昭和四十四年の新しき春を迎へ江戸川法人会の皆様に心からおよるこびの言葉を申し上げます。

また、日頃の深いご理解とご協力に對しまして厚く御礼申し上げる次第でございます。

私は、昨年末の異動によりまして、原田所長の後任として当所に

等についてのご熱意、ならびに、本部役員会等の会合での積極的なご討議の内容に對し、深甚な敬意を表する次第であります。

おかげをもちまして申告面でも納税につきましても順調な経過を辿りましたことを厚くお礼申し上げます。

思いますのに、法人会にありまして、本部役員の方々をはじめ会員の皆様には意義深いか中にも大変多忙な年ではなかったかと存じます。

特に、申告書類等の配付をはじめ、ブロック別の役員会の開催に、また、会員増強のための運動

等についてはご熱意、ならびに、本部役員会等の会合での積極的なご討議の内容に對し、深甚な敬意を表する次第であります。

香りの高い民主的な自主申告制度に申すまでもなく納税者の自覚と責任が、その強固なる基盤とならなければならぬものであると信じています。

法人会と署とは常に車の両輪でありますので両者一体となつて、その基盤固めに精進し、申告納税制度の理想に邁進したいと念願しています。

古き伝統に輝く社団法人江戸川法人会の昭和四十四年の活躍を示し、まづまづの成績で越年いたしました。

本年も景気は引き続き上昇の気配をみせ、企業の増収増益を見込む向きが多く、設備投資もなお相当な伸びが予想されるところでございます。

しかしながら一方金融面においては、昨年十二月における日銀の月例報告をみましても西

期待してやみません。

税務署におきましては、良識ある常識の涵養につとめ一日も早くより以上の明るいイメージを持つ

署の実現に努めるとともに、適正な申告を期待できるようにご指導に万全を期しながら適正な課税を実現し、納税者の期待と信頼にこたへるべく決意を新たに致している次第であります。

どうか本年もよろしくお願い申し上げます。

終りに皆様方の事業のご発展とご健康を祈念し、法人会のみならずご隆盛を祝して年頭のあいさつと致します。

表いたしました。

その目的とするところは、都民生活のひびきをなくし、平和で、健康で、快適で、能率的な都市生活を営むうえに必要な最低水準(シビル・ミニマム)の実現に向つてのスケジュールを明らかにしたもので

三年で総額一兆二百億円投入を見込む膨大な計画でございます。

これは単なる目標計画でなく、あくまでも実施計画であるという性格のもので、これを遂行してゆくうえで、財源の確保が必要であることは、ここで改めて申し上げます。

この意味で、一般納税者のご協力はもとより、納税協力団体の皆

給与所得者で確定申告する人

(1) 一か所から給与を受けている人で、給与以外の所得(退職所得、利子所得、配当所得のうち分離課税をうけるものは除く)の合計額が五万円をこえる人、

(2) 二か所以上から給与を受けている人で、主になる給与をのぞいて、他の一方の給与と給与以外の所得(1)の(一)内と同じ)の合計が五万円をこえる人

(3) 同族会社等の役員でその法人からの給与のほか貸付金の利子や不動産の賃借料を受けている人

(4) 給与等収入金五百万円超える人

様方のご協力が円滑な税務行政を推進すると共にひいては「中期計画」達成の鍵を握っているといつても過言ではありません。

私共も年改たまるともに心を新たにしまして民主的で明るい税務行政の推進に努め皆様から一層親しまれ信頼されるよう努力いたしたいと思ひます。

会員の皆様におかれましては、重ねてご理解と、ご協力を賜りますようお願いいたします。

おわりにのぞみ、皆様方のご多幸と、企業がますます健全なご発展をとげられますよう心からお祈りして年頭のごあいさつといたします。

所得税第三期の納税は

三月十五日まで

振替納税制度利用

による納税を

● 所得税の納税は

所得税の確定申告と納税の期限は、三月十五日までであります。期限内に申告と納税を済ませてください。

一時に納税が困難な方は、期限内に申告し、かつ第三分納税額の半額以上を納められ、残額は五月三十一日まで延納することが出来ますので、この延納制度をご利用願います。

なお、延納期間中は日歩二銭の利子税がかかります。

● 第三期分の振替納税者への注意

所得税全期分について振替納税利用中の方の第三期分は、振替金融機関から振替により納付されますので、預金残高の確認とご自身で納税なさらないようご注意ください。

一、二期分のみの振替納税利用の方は、第三期分については振替納税扱いになりませんから、三月十五日までにご自身で納税してください。

なお、第三期分について振替納税を希望される方は、二月二十八日頃までに手続きをしてください。

● 振替納税制度の利用を

振替納税制度は、昭和四十年から始められたものですが大変便利であるとして最近利用される方が増加しています。まだご利用でない方は、この確定申告を機にぜひ

都税のお知らせ

一 納税のお知らせ

二月は、固定資産税、都市計画税第四期分の納付月にあたりますから、納期限の二月二十八日までにお近くの銀行、信用金庫、信用組合などへ納めてください。

納税には、便利な口座振替納税制度がありますので、ご利用をおすすめいたします。

なお、四十四年度固定資産税、都市計画税については、既に振替納税制度を利用されている方に対しては納税通知書は、いままでどおりお送りし、納付書は指定金融機関へ直送することになりました。今後は納税のためそのつど金融機

ご利用なさるようおすすめいたします。

● 三月十五日までに贈与税の申告と納税を

贈与税の申告と納税の期間は、二月一日から三月十五日までであります。納期限の三月十五日までに金額を納めることが困難な方で、税額が三万円をこえた場合は、五年以内の延納ができます。延納の申請には、申告期限までに税務署へ延納申請書と担保を提出することが必要となっています。なお、延納期間中は日歩二銭の利子税がかかります。

二 納税の足をはこばなくても、自動的に納税ができるようになります。

いまだに振替納税制度を利用されていない方は、四十四年度固定資産税、都市計画税の納税には、振替納税制度のご活用願います。振替納税についてくわしくお知らせになりたい方は、納税貯蓄組合係（二階四番）へお問い合わせください。

二、固定資産課税台帳の縦覧について

あなたの土地や家屋や償却資産の価格がいくらになっているのか課税台帳をごらんください（無料）昭和四十四年度の土地、家屋、

償却資産等の価格について、左記によりお見せします。

持主だけでなく、借地、借家人など、関係のある人も見る事ができます。

1 縦覧場所 江戸川税務事務所
課税第二課（二階十番）

2 縦覧期間 自三月一日、至三月二十日（土曜日の午後と日曜日を除く）

3 受付時間 自午前九時、至午後五時、土曜日は正午まで

三、過誤納還付金の受領についてお願い

過誤納金の還付通知書（領収証）をお受けとりになったときは、支払期間内（二ヵ月）に、必ず受領してください。

なお、支払期限を過ぎますと、受領済となり、その通知書ではお金を受けとることができなくなるばかりでなく、再送までに相当な日時（約二ヵ月）を要しますので

法人会会旗を新調

支部の編成替検討の役員会

江戸川法人会は昭和二十四年に創立、本年が丁度満二十周年を迎えたこととなります。

創立二十周年を記念し、今回今井会長の御好意により、会旗を新調、ますます会員の団結を象徴することとなりました。

何かとごめいわくをおかけすることになりますから、期間内に受領してくださいようお願いいたします。

四、家屋の新築、増改築の届出は、税務事務所にも

自分の家を新築または、増改築された方は、区役所へ提出する建築確認申請書、登記所にする登記とは別に、税務事務所へも新築、増改築の届出をしてもらうことになっています。

このほかに家屋の取りこわし、未登記家屋を売買した場合にもなるべく早く届け出ることが必要です。

これらについてくわしくお知らせになりたい方は、左記へお問い合わせください。

江戸川税務事務所

課税第二課家屋第一係（二階十番）

電話（64）二二五一番

この新調会旗の入魂式は二月十八日の役員会に先だつてとり行なわれることとなり、また記念行事については役員間で密々協議されております。

会旗は会の記念行事には勿論たてられますが、会員間の慶弔の際にも役立たせていただくこととなっております。

事業所得・不動産所得税務調査の重点

事業所得者の申告水準

最近サラリーマンの税金が高過ぎるということから「サラリーマン・ユニオン」なる団体が結成され新聞・テレビ等にとりあげられています。その云い分の一つに「十・五・三課税反対」というのがあります。

税金を計算する所得の把握率が給与所得は十割、事業所得が五割、農業所得は三割ではないかというところのようです。

その割合が正しいかどうかはわかりませんが、事業所得者の申告の水準を全体として税務署から一般的に見た場合でもまだまだ低いのではないかと考えさせられます。

使用人もおり、車も使っている方の申告の所得が四十万円や五十万円位で出されてくる場合があります。今の時代に家族五人もいれば、年額にしてぎりぎり六十万円の生活費が必要ではないかと思われれますが。生命保険控除の方は月額五千円程の掛金をして最高の控除をしています。

公平の原則

「乏しきを憂えず、等しからざ

るを憂う」とという言葉があります。事業所得者のすべてが前記の例のような常識と思われるような申告をしている訳ではありません。正しい申告としている人も多いいです。

税金を考える場合にも前記の言葉と同様の「公平の原則」というものがあります。

今の税制が賦課方式でなく申告方式であるため、公平の原則を貫くためにはまず何んといつても納税者の自覚が必要です。と同時に私も税務署はその不公平が起らないように指導に専念するとともに起った場合にはその基正につとめなければならぬのであります。

調査の方針(事業所得)

以上のことから事業所得者について、本年は署で選定した業種についてあらゆる角度から検討した資料をもとに、その業種の調査を特に実施したいと考えています。確定申告の際には誤りをおかして後日調査の対象となることのないようできる限り多くの方々と面接して申告のご相談をする計画をたてております。

署から米署を依頼する方は右の署の考えをよく理解され必ずご来

署戴きましてお店の営業状況所得状況等を担当官にお話し戴きたいと思ひます。

調査の方針(不動産所得)

ここ数年の不動産の値上りには目をみはるものがあります。それだけに値上りしないうちに手に入れておこうという人々や、投資・投機のために不動産を入手しようという人とも多いようです。また、人口の都市集中化の現象から貸地・貸間・貸ビル・貸ガレージなども年々増えております。

本年はこれら不動産に関連する業種と、不動産収入について時間を相当投入して調査する方針であります。

不動産収入とは不動産を利用させて得る収入のことですが、一般的には賃貸料や権利金を云いますが、そればかりではなく他人に建物や建物を建てるために土地を貸す場合の権利金(借地権設定の対価)、契約期限を更新する際には受取る更新料、契約期間内に借主の名義を変える名義書換料、契約内容を改める更改料なども不動産収入になります。(これらの中に金額によつて譲渡所得となるものがあります)。

これらの不動産収入についての本年の調査方針は、一定の地区を選んでその地区の不動産の利用状

況などを綿密に調査し、申告もれが多い場合は順次他地区も調査する方針で臨む積りであります。

申告は早めに

申告の時期が近づいて参りました。還付を受けるための確定申告はすでに受付けております。

それ以外の確定申告については二月十六日から三月十五日までが提出期間となっておりますが、例年期限ぎりぎりの三日間で全申告数の五割が提出される状態で、相当の混雑が予想されますのでぜひ

新春の税務研究会

各支部毎に実施される

支部毎に行なわれる恒例の新春

税務研究会は一月十四日の第六、七支部合同の研究会を皮切りに二月二十六日まで連日行なわれる。

本年は経営者を知つておいても「経営者のための税務教室」第二編を資料のもとに行なわれることとなっている。

当日は署側から特に葛原税務署長さんを陣頭に関係課長幹部の方々が多数列席され、如何なる質問にも応える態勢をとり、日頃の税務行政に対する不満の声を聞こうと言うから、早くもかつてない盛況が予想されている。

今回行なわれる資料の主なものには左の通りである。「問応式」

お早めに申告をすまされるようお願い致します。

確定申告の説明会

次の日時、場所の説明会を開催しますからご利用下さい。

とき ところ

2月17日(月) 江戸川税務署

2月18日(火) 江戸川区役所

2月19日(木) 城東信用金庫船堀支店

2月20日(木) 小岩区民館

いずれも午後1時30分から4時30分まで

新春の税務研究会

(1)貸金等の全部または一部の切捨てをした場合の貸倒れ

(2)回収不能の貸金等の貸倒れ

(3)一定期間取引停止後弁済がない場合の貸倒れ

(4)債権償却特別勘定の特例形式基準による設定

(5)債権償却特別勘定の設定

(6)退職金共済の掛金の損金算入

(7)特定の資産を譲渡した場合の課税の特例

(8)土地取用等の課税の特例

(9)各種補償金の課税上の取扱

(10)借地権の対価補償金に対する課税の特例

(11)同族会社の行為または計算の否認

(12)交通事故の賠償金